

附 江西省の農業徵收辦法を示して各省の参考に資す、農業生産品平均各戸收穫量麥四石以上を以つて徵稅標準となす

擔數	稅率	擔數	稅率
四擔	百分の一	五擔	百分の二
六擔	百分の三	七擔	百分の四
八擔	百分の五	九擔	百分の六・五
十擔	百分の八	十一擔	百分の九・五
十二擔	百分の十一	十三擔	百分の十二・五
十四擔	百分の十四・五	十五擔	百分の十六・五

富農に對しては二擔を以つて單位として百分の一、三擔には百分の二以上を徵し、此を以つて類推す

第四章 工業稅

第十九條 生産組合は、縣政府の批准を経たる者は、縣政府へ報告したる後、免稅を許可することを得

第二十條 目前に於いてはソヴィエット區の工業發展を促進するため、臨時工業品の出廠稅を免す

第二十一條 工業所得稅は資本の大小に照して、稅率は商業稅より輕し

第五章 附 則

第二十二條 稅則は公布の日より效力を發生す

金融機關としては、従來の錢舖、質屋、高利貸は禁止沒收され、債權は破棄されて、各地に、平民銀行を置き、信用組合も設立されてゐる。江西全省ソヴィエットでは、一九二九年九月に資本金五、六百元で、東固に平民銀行を設立し、後に紅軍より四千元の寄附を受け翌年には五千元の準備金を保有し、紙幣發行額は二萬元に達したと云ふ。

福建西部ソヴィエットに於いては、龍巖に農工銀行を設け、二千萬元の紙幣を發行して區域内に流通せしめ、同時に現銀はこれを沒收してゐる。

地方の主要産業は、殆どすべてソヴィエット政府の直營とした。江西省では、既に述べた竹林、森林の外に鑛山、茶、油原料栽培畑等はソヴィエットの管理に屬し、その製品を一般に販賣してゐる。或る地方では、産業の經營を労働者に委ね、労働者は工會又は委員會を組織して、これを管理してゐる所もある。その他、米、油、鹽等の生活必需品に就いては、夫々適宜の方法を以つて價額の引下げを計り、江西の如き米産地では、米の移出禁止なども行はれた。

合作社(消費組合)との合同工作も各所に行はれ、江西の東北區に於ける生産合作社(生産販賣組合)は煤炭合作社三、紙業合作社が東北に一、閩北に大なるもの一、小なるもの多數がある。これらの生産合作社の小なるものは、たゞ十幾人よりなり、凡て工人である。而して仕事は共同勞作によつて爲し、出來製作品は各

人が分擔してこれを賣捌いてゐるが、大なる合作社はかくの如きものではなく、管理委員會が組織され生産計畫と生産品の賣捌きは同委員會によつて處理されてゐる。その得たる利益は百分の十乃至二十を共同貯蓄して餘は一律平等に分配する。合作社の工作に於ける一般的現象は小なるものがよく利益を擧げ、大なるものが反つて利益を上げ得ないことである。その原因は經理不良にして一切の賣捌き賄ひ等々に最善の計畫がないためであると謂はれてゐる。同業組合も現在既に小規模乍ら進行中であり、例へば理髮、裁縫、雇農等の工人によつて進められてゐる。

對外貿易は、封鎖的な状況の下にあつて、固より繁榮するわけではないが、江西省東北區に於ける施設に就いて見れば、一九三一年から三二年にかけて、對外貿易所を十六ヶ所に設け、ソヴィエツト區の物産を賣出すと共に、非ソヴィエツト區の貨物を買入れ、毎月の營業額は約二十萬元にして一萬二千元から一萬八千元の利益を擧げ、嚴重なる經濟封鎖が行はれて以來も、對外貿易の工作は依然として適當の方法の下に遂行され、特に食鹽の購入に對しては幾多の辦法が案出されたが、併し収入の方面は大いに減少するに至つたと傳へられてゐる。

四 労働政策

ソヴィエツト區域に於いては、原則として労働保護法が實施され、八時間労働制が施行されてゐるわけで

ある。特に公營の工場に於いて、比較的正確に行はれてゐるが、これは工會（労働組合）の組織化とその統制の如何に俟つところが多い模様である。一例として江西省の東北區に於ける成績として報告されてゐるところを見れば次の如くである。

國營工業例へば兵工廠、被服廠、紙廠、煤廠等々に於いては、均しく八時間工作制が實行され、青年工は六時間である。毎日七時半より出勤して十一時半に休憩、十二時から一時までは晝食午睡の時間である。午後一時半から就業し五時半退場する。工人には凡て寄宿舎があり、その宿舎はみな土豪劣紳より沒收したものである。被服、食料は政府から工人家族に供給し、白色區より來る工人は隨時寄宿舎と來往することが出來、その家族の食費は毎日六仙で、米は國家より供給される。醫藥も亦國家で用意され寄宿舎には俱樂部が設けられ、壁新聞や樂器等が備へ附けられてゐる。

手工業工人の大部分に對しても都市に於いては八時間労働制が適用されてゐる。即ち裁縫師、大工等がこれであるが、農村の一部の地方では特に青年工、幼年工、例へば徒弟、牧童等の場合に於いては實行はなかなか困難であるから、省總工會は變通辦法を考慮してゐる。なほ工人休憩所なるものが設立され、凡ゆる工人達は代る々其處で休憩する。凡ゆる工人には一年二ヶ月の定休が與へられ、定休中も給料は支拂はれることになつてゐる。

工人の給料は一樣に増加され、兵工廠等の工人達は前に述べた待遇を受ける外、毎月の給料は十二元より

十六元に至る間である。この外一般的に革命の前に比べると、一倍の給料が増加されてゐる。雇農は毎シロンの給料十二元より十六元、女工も亦男工と同じ仕事をなすものは略々男工同様の給料を支給される外、特別の待遇を受け、産前産後には二ヶ月の休養が與へられる。

經濟闘争即ち労働争議はソヴェエツト區域内では比較的少ない。何故かと云へば、大部分は國營工業と合作社の性質をもつてゐるからである。農村中に於いても、主要なのは反富農闘争であつて、田地の分配に關する紛争罷業怠業等は、最近殆んど發生しない。

失業工人には田地の分配が行はれ、一部の工人にして耕作の出來ないものは、別個の組織によつてこれを解決する。請負労働は工會の力によつて消滅されたが、然し必要な場合に、職工が容易に集らないと云ふ餘弊を生じてゐる。

五 教育及び社會施設

政府は一般的教育施設として、十五歳以下の兒童は、すべてレーニン小學校へ入學せしめ、學費一切は政府の支辨としてゐる。無學の成年民衆に對しては、所謂「識字運動」を起し、郷、村を單位として、十人一組として組長を教師とし、郷ソヴェエツトの指導の下に文字の普及に努めてゐる。又各部に俱樂部を設け、これを民衆の娛樂機關たらしめると共に、政治教育を行つてゐる。

福建西部は最も教育機關の整備した區域で、龍巖に聯合師範學校、高級中學を設け、各縣にレーニン師範學校、レーニン高級小學校を置き、區、郷にはレーニン初級小學校、婦女兒童學校を設け、更に農民子弟の教育の爲めに、各地に成年補習夜學校を開いてゐる。

江西省東北地方ソヴェエツト區に於ける文化經費は千五百元であつて、労働小學が二百箇所に設けられ、就學兒童數は六千人に達する。赤色教育養成學校（師範學校）は一箇で、三班に分たれ、一班が二十餘人である。その外、婦女職業學校が一箇所あつて、學生の大部分は紅色兵士の妻女で、その他は労働婦人である。

識字運動に對しては、各村々に工農夜學校が設立され、過去一ヶ年に新聞を讀み得る民衆が二萬人増加したと云ふ。讀本は、『赤色兒童工農讀本』と『革命常識』とが一種宛發行され、『工農讀本』は四種に及んでゐる。ソヴェエツト區内では最早封建的書籍を讀む者が殆んど見られなくなつた。尙ほ赤色新劇團が一組設けられ、團員約二十五人で、各縣の農村を巡回公演して、宣傳と民衆娛樂とを與へてゐる。

地方の軍事教育機關としては、龍巖に軍事政治學校、東固附近の富田に紅軍學校を置いてゐる。公共醫療機關としては、各地に病院、療養所を設立してゐるが、この設備は教育機關に比して未だ遅れてゐる。贛西ソヴェエツト政府は、龍巖に公共病院を設けて、無料診療をなし、各地に公共藥店を設けて、極めて廉價に藥品を供給せしめてゐる。江西ソヴェエツト政府は東固に一病院と二療養所を有つてゐる。しかしながら、醫師並びに藥品の一般的の缺乏は、民衆に對する醫療運動の進展を遅れさせてゐると云ふ。

六 婦人及び宗教問題

ソヴィエット政府は、夙に男女同権を高調し、社會、政治、經濟、教育の上で男女の區別を撤廢した。ソヴィエットの鞏固な地方では婦人のソヴィエット代表があり、委員に選出されて行政に參與してゐる者もある。また結婚離婚の自由の提唱は、舊來の風習に急激の變化を與へて、種々の混亂的現象を生んだが、この方面の運動で成功したのは聘金制の廢止であるといはれてゐる。從來、支那の結婚は、無産者と雖も少くとも二、三百元の結納金を相手婦人の母に送らねばならなかつたので、大多數の青年は事實上結婚不可能の狀態にあつたから、この習慣の廢止は、青年を運動に誘引する非常な効果があつたと傳へられてゐる。

進んだソヴィエット區域に於いては、婦女生活改善委員會なるものが組織され、多數の婦女がこれに吸収されてソヴィエット工作に参加してゐる。所によつて婦女工作はかなり活潑で、婦女委員は婦女大衆を一切の闘争に参加せしむべく、舊來の封建的因襲の打破と、ソヴィエット教育の普及につとめてゐる。紅軍に對する慰問隊と稱するのも婦人によつて組織されてゐるが、これの大部分は強制的に組織され、公娼的役割をその中心的な任務としてゐると云ふ。

宗教に對しては、一九三〇年九月の全國ソヴィエット區域代表大會の準備委員全體會議によつて決議された共和國國家根本法大綱草案中に次の如く記してゐる。

『宗教問題に對しては、絶對的に政教分離の原則を實行し、一切の公民の信教を自由とする。しかし如何なる宗教も、何等國家の保護及び經濟的支持を受けることは出来ない。蓋し、一切の宗教服務者、例へば僧侶、道士、牧師等は勞農大衆を迷はせる統治階級の道具だからである。故に當然彼等から選舉權及被選舉權を剝奪すべきである。』

黨は右の趣旨によつて反宗教運動を起し、初期に於いては到る處で教會、寺院、廟宇を破壊したが、後には寺院等の財産を沒收して、その建物は公共の用に供する方針を執つてゐる。

七 通信及び交通

郵政については赤色郵政局が設けられ、ソヴィエット區内の信書はこの郵政局によつて管理されてゐる。赤色切手も發行され、封書は遠近に論なく二仙の切手で配達され、赤軍兵士の信書は切手を要せず、政治部赤色戦士通訊處の印により無料で取扱はれてゐると謂ふ。江西東北區の葛源には電話局が設立されてゐるが、これは國民軍の軍用電話を鹵獲して出來たものである。無電も二ヶ所あつて利用することが出來、既に無電臺も設けられてゐると傳へられてゐる。

道路及び橋梁に就いては橋道委員會が設置され、各村に依つて管理されてゐる。公田の収入が橋梁道路等の修築に充てられてゐるので、ソヴィエット區内の橋梁と道路は比較的良く修築されてゐる。

第三章 紅 軍

一 紅軍の發生と初期の活動

共産黨が労働者農民を組織して武装せしめ、共産軍として活動を開始したのは、國民黨との分離直後九江に開かれた八・七緊急會議の決定に基いて武装暴動の擧に出でた時からである。それが紅軍として結成した最初は既に共産黨史に於いて述べた如く、一九二八年四月に成立した朱德、毛澤東の第四軍であつた。即ち紅軍は土地革命を重點とする農民組織運動の線に沿つて發生したものであるが、その發生事情に就いては、黨中央軍事部長周恩來が、一九三〇年九月三十日、中央軍事委員會擴大會議で、紅軍當面の中心任務及びその根本問題の題下になした報告中に、左の如く詳細に互つて説明してゐる。

『紅軍は一九二七年の革命失敗の前後、農村に於ける土地革命の發展過程に發生したのである。革命失敗後海陸豊に逃れ、この地域の土地革命中に生れた葉挺、賀龍の軍隊、毛澤東の指導下に農民は武装闘争をなし、亦湖南湖北の秋收暴動、續いて一九二八年春の各地農民武装暴動は——瓊崖、江西南部、湖北东北部等にいづれも自然發生的に紅軍を形成してゐた。當時は革命運動の一时的沈滞期に相當し、瓊崖海、陸豊、醴陵、湖北省东北部、江西省西南部、湖南湖北江西の省境等いづれも一時失敗、敗退した時であつて、朱

毛の率ゆる紅軍も井崗山に逃避し、各地の赤色武装隊は分散し、高山僻地に退行してゐたのである。かくてその後一九二九年春、軍閥亂戰の開始するや、不可避的に、勞農民衆の大衆的蜂起を現出せしめ、かゝる一般的要因の上に農民の遊撃戰も新たな活潑さを以つて發展してきたのである。

すなはち一九二九年一月十三日、朱毛軍の井崗山下りに依つて、今次の歴史的な飛躍的發展は口火を切られたといふべきであらう。朱毛軍の遊撃戰の擴大のみならず、江西南部、福建西部の新たに編成せる紅軍、江西南部に創設せる廣汎なる農民赤衛隊——これは反革命軍隊中に於ける兵變分子を彭德懷が組織指導した部隊である。弋陽地方に在る方志旬の部隊、湖北の東北革命武装農民、湖北——洪湖を圍繞する賀龍の紅軍、東江——平順の武装農民、大冶陽新の革命兵變に生れた紅軍、江西をはじめとしてかやうな紅軍の加速度的な發展は、目前十九軍の勞農赤軍を形成するに至つた。長江下流の浙江省南部——安徽省西部及太平洋岸方面、いづれも武装農民各地に蜂起して遊撃戰を展開しつゝあり、一九二九年一月朱毛軍の井崗山下りの農民戰爭に端を發せる今次の未曾有な發展は、無産階級指導の農民戰爭が、軍閥亂戰を消滅せしめる程度にまで高められたのである。』

一九三〇年春頃の紅軍の幹部並に活動の區域を表示すれば次の如くである。

軍名稱	軍 長	政治委員	活動區域
第一軍	許 繼 慎	曹 大 靖	湖北、河南、安徽三省邊界
	<small>(黃埔軍官學校出身)</small>	<small>(武昌師範學校出身)</small>	

紅 軍（紅軍の發生と初期の活動）

紅軍（紅軍の發生と初期の活動）

第二軍	賀龍 <small>（元國民革命軍暫編第二十師長）</small>	陳叶平 <small>（學校出身）</small>	湖南、湖北兩省西部邊界
第三軍	羅炳輝	曾如柏	江西省西部及南部
第四軍	朱德 <small>（獨立留學生）</small>	毛澤東 <small>（佛國留學生）</small>	江西、福建、廣東三省邊界
第五軍	彭德懷 <small>（黃埔軍官學校出身）</small>	滕代遠	湖南、湖北、江西三省邊界
第六軍	鄺繼助 <small>（元四川軍旅長）</small>	周逸群 <small>（黃埔軍官學校出身）</small>	漢口以西湖南邊界
第七軍	張雲逸 <small>（保定軍官學校出身）</small>	鄧希賢	廣西省內右江左江流域地方
第八軍	黃公略 <small>（學校出身）</small>	鄧乾元	江西、湖北、湖南三省邊界
第十一軍	李明瑞 <small>（黃埔軍官學校出身）</small>	古大存 <small>（學校出身）</small>	廣東省東部
第十二軍	鄧逸 <small>（黃埔軍官學校出身）</small>	鄧子恢 <small>（學校出身）</small>	福建省西部
獨立第一團	方志敏 <small>（上海大學出身）</small>	李上達 <small>（學校出身）</small>	江西省東北部

これ等の紅軍の當時に於ける具體的活動に就いては、さきに擧げた周恩來の報告その他に徴して、次の如

き経過をとつたものと見ることが大體正鵠を得てゐると思れる。

先づ紅軍の活動、分布、勢力を見れば、第一は北は通城南は贛州に至る湖南、湖北江西三省境及び江西省西南部地域を圍繞する廣大なる地方に互る紅軍分布で、この方面の主要力量の中心となるものは第一、第三の兩集團軍であつた。第一集團軍は朱、毛の指導する四軍、三軍、十二軍であつて、黨の指導力強く、戰鬥力も強大であつた。軍長朱德、政治委員は、毛澤東である。右のうち、三軍は完全に農民遊撃隊の發展によつて成立せるもので、安源一帶の勞働者を包含し各軍の上部構成をなし、黃公略を軍長としてゐた。十二軍も農民遊撃隊の發展につれて、福建西部の正規の紅軍に編成されたものである。軍長は伍仲豪。第二次長沙攻撃の當時、これらの各軍は第三集團軍との間に聯席會議を開き、然る後長沙、易家灣等に前進したのである。第三集團軍は五軍を基礎とし、第一次長沙攻撃の時、急速に擴大、發展したもので、必然に軍下層組織は四軍などに比較してより不完全なものであるにも拘はらず、上層機構成員は黨の指導方針の下に鞏固な指導、指揮振りを見せてをり、技術上、作戰上、四軍に比してより優秀な成果を収めたと謂はれてゐる。この軍長は彭德懷、政治委員は袁困年。八軍の成立基礎は大冶陽新の革命的兵變を、五軍の援助支持の下に編成したものである。第十六軍は孔荷龍を軍長として、武力は比較的低い第五軍補助の下に急速に發展した。長沙攻撃前の岳州戦に於いて尨大なる敵軍武器を捕獲したことは、その後の異常な發展の主要な要因となつてゐる。長沙退却に伴つて第十六軍の受けた相當な打撃以外、その秩序ある退却に依つて敵軍の攻撃を蒙ら

なかつたが、第二次長沙攻撃の時第一集團軍はすべてかなりの打撃を受けたが、しかし損害を蒙つたのは農民遊撃隊であつて、正規紅軍の打撃は比較的僅少であつた。當時外國新聞に現はれた國民革命軍軍隊の數次の兵變は、紅軍擴大の明かな實證である。この兩集團軍の外、平瀏及江西省西南部の廣大な赤衛隊、吉安附近の二十軍、二十二軍の戦列も赤色戦線の重要な分布である。

第二には、主要ソヴェット區域なる湖北西部の賀龍の指導する第二軍、周逸群の指導する第六軍は、完全に聯絡を確保して鞏固なる第二集團軍を結成せしめた。第六軍は農民武装闘争の所産であつて、第二軍は地方の土匪を組織訓練したものである。第二軍は黨の指導力少く、且土匪特有の悪習癖の残存傾向は、必然に大規模の軍行動を不可能ならしめてゐた。これに比較して第六軍は軍器の精銳、長期の軍行動にも耐久性闘争性を有してゐるが、軍事的訓練も足らず、濃厚な農民意識、散逸な習性を残してゐる。

第三の主要ソヴェット區域湖北、河南、安徽三省境に跨る赤軍第一軍は黄安、麻城等を長期間固守してゐたが、その後中央の戦術變更要求を受け容れ、異常な活躍性を現はした。黨指導力は比較的弱かつたが、軍事的技術、戦闘力は強大であつた。陽新の一部隊は、新たに第十五軍を編成して、正規紅軍として發展した。

第四の赤色區域、即ち江西省東北部の紅軍は第十軍で、遊撃區域は信江流域であつて、幾多の遊撃隊によつて圍繞されてゐる。樂平、湖口、景德鎮、鄱陽等を數度陥れ、南潯鐵道を恐怖の中に陥れてゐる。但し黨

指導力は極めて弱く、農民の有つ地方的意識は、深く中央の派した指導者をも感化し、今尚ほ依然として農民の保守的意識を脱してゐない。

第五の赤色區域、福建廣東江西省境を中心とする東江の紅軍。第十一軍は戦闘力も黨指導力も弱い。尚ほ福建西部の第十二軍は、福建西部一帯の革命的農民大衆を成員として軍事的技術も可成であるが、獨立的戦闘力は極めて低いものであつた。

第六は廣西赤色區域で、赤軍第七軍、革命兵變によつて編成され、左右江及び龍州を占領し、フランス軍隊との間に激烈な戦争をなし、同時に雲南、貴州省境に發展擴大したのである。しかしこの赤色區域に於ける土地革命は、富農的方略のために、より不徹底な状態にあり、地方黨部の基礎薄弱のために黨指導も薄く、成員の大部分は舊軍隊中に侵透せる放逸習慣を残存してゐる。従つて他の赤色區域に比較して、最も低位の状態を保有してゐるに過ぎなかつた。

かくの如き活動をつゞけた紅軍の構成分子は、當時は殆ど土匪の集團の如く傳へられてゐたが、實際は、右に述べたやうに、貧農を中心として、舊軍閥又は國民政府軍の兵士、労働者、土匪を改編して組織せられたものである。一九三〇年當時の紅軍の構成分子に就いては、次の如き數字が比較的的信憑すべきものとして傳へられてゐる。その後ソヴェット區の擴大整備されるにつれて、漸次面目を改め、今日に於いては、後述『紅軍の編成と組織』に見る如き陣容を有するに至つた。

紅軍の構成（百分比）

軍	貧農	兵士より 轉ぜざる者	労働者	土匪其他
第一軍	六〇	一五	三	三
第二軍	四〇	二五	二、五	三、五
第三軍	八〇	一〇	四	六
第四軍	六〇	三〇	六	四
第五軍	七〇	二〇	四、五	五、五
第六軍	八五	五	三	七
第七軍	一〇〇	八〇	二、五	七、五
第八軍	三〇	六〇	二、五	七、五
第十一軍	六〇	三〇	五	一、五
第十二軍	八〇	一五	二	三
第十四軍	六〇	二五	五	一〇

次に紅軍の武器であるが、これも種々の説があるが大體次の如きものであると見ることが出来る。

軍	歩兵銃	大砲	機關銃	拳銃	迫撃砲
第一軍	二、九〇〇	二	三	八〇	四
第二軍	四、一〇〇	四	五	五〇〇	八
第三軍	三、六〇〇	二	五	六〇〇	三
第四軍	六、五〇〇	一六	一五六	八〇〇	一六
第五軍	五、〇〇〇	四	五	五五〇	一
第六軍	四、五〇〇	二	七	六〇〇	二
第七軍	六、五〇〇	二五	一〇三	八〇〇	二八
第八軍	三、〇〇〇	二	九	五〇〇	八
第十一軍	三、五〇〇	二	三	八〇	一
第十二軍	六、〇〇〇	一	三	七〇〇	四
第十四軍	九〇〇	一	九	三〇〇	一
合計	四六、五〇〇	七五	六四六	五、五三〇	一〇五

以上は一九三〇年六月頃の調査になるものである。その後、紅軍は飛行機その他の新鋭な武器を入手或ひは製造し、數次の國民政府の討伐軍の侵入を防衛し、或は幾度かこれを撃破してゐることは、後に述べる如くである。

二 黨と紅軍

その發生過程から見れば、紅軍は黨を母胎として生れたものであるが、黨近年の活動は、殆ど紅軍のそれである如き觀を呈してゐる。特に最近に至つては蔣介石政府、廣東派、並に舊軍閥諸勢力と黨との交渉は、殆どすべて武力的交渉に終始してゐるので、黨にとつて紅軍の活動の重要性は益々増加しつゝあると云ふことが出来る。

紅軍と黨との關係並に紅軍の現在及將來の任務の問題に就いては、一九三一年十一月七日、瑞金に於ける中華ソヴェエツト第一次全國大會に於いて採用された『紅軍問題に關する決議』に詳細に規定されてゐる。その要點を抄略すれば次の如くである。

(一) 國內革命戰の火燄中に在つて、廣大なる工農勤勞大衆の封建、地主、豪紳、資産階級及外國帝國主義反對の階級闘争中に在つて、中國各地に散在する工農遊撃隊は中國共產黨の指導下に在つて、既に中國紅軍を創造した。

三年以前の英雄的な闘争の中で、紅軍は土地革命と反帝國主義闘争の最も信頼すべき遂行者たることを示した。勿論、暫時的部分的失敗はあつたが、併し依然ソヴェエツト中國を建設する爲め、一切の反革命勢力と決死的闘争を續行したのである。

中國紅軍は、既に一切の革命の敵——帝國主義、國民黨、資産階級、地主、奴隸主、官僚、警察、屠殺者、探偵、牧師及白露等から極度に仇敵視されてゐる。彼等は一切の反動勢力と軍閥の軍隊を動員し、紅軍に向つて攻撃の手を引き緊めて來た。しかも現在敵は、極めて大なる軍隊と精銳なる技術並に帝國主義の充分な援助の下に在りながら、しかも依然として經驗乏しく、技術の拙劣な中國紅軍を消滅することが出来ないのである。

ソヴェエツト政權を保護し、ソヴェエツト區域を擴大し、革命の勝利を保障し、中間反革命勢力及帝國主義との艱難な戦争に打ち勝つ爲め、中國工農大衆は最大の努力を以つて、數量上と實質上とに於いて、紅軍を鞏固にせねばならない。

(二) 紅軍はソヴェエツト政權の最も重要な保護者である。紅軍は階級的軍隊である。任務上と精神上とを論ぜず、紅軍は國民黨軍閥及帝國主義の軍隊と根本的に不同である。

(三) 紅軍は労働大衆の國際任務と精神に依つて訓練され、行動する所の政治的軍隊である。紅軍は中國史上始めての覺醒した革命戰士によつて組織されたものである。各紅軍戰鬥員は總て階級的利益の爲めに闘争し、一切労働大衆の爲めに服務し、絶對的に剝奪者と資本家の爲めに労働者を壓迫するものでないことを知つてゐる。

紅軍中の政治委員と政治部は、共產黨とソヴェエツト政府の赤軍中に於ける直接代表者である。共產黨と

共産青年團は紅軍の不可分離の組織成分である。

(四) 一切の労働者、工人、雇農、貧農、中農、都市貧民等は總て武装してソヴェット政權を保護する所の権利があり、一切の統治階級と之に屬する剝奪者、軍閥、地主、豪紳、官僚、資本家、富農及其家族は總て紅軍に加入するを許されない。

革命利益の爲め、紅軍中に在つては嚴格にして、自覺的革命規律を建立し、一切の指揮と管理、及び給養機關は須らく完全に集中統一せねばならない。一切の努力を傾けて常に紅軍の勢力を鞏固にし、同時に須らく力を盡して、紅軍中に於けるソヴェット政府の威信を高めねばならない。

(五) 第一次中國ソヴェット大會は中央執行委員會主席團と政府に委託し、迅速に紅軍戰鬥力を組織並に鞏固にする一切必要の實際辦法を實現し、大會は更に下の如き委託をなす。

A 最高軍事機關——革命軍事委員會及中國紅軍總司令部を指導して紅軍の組織と給養及訓練を管理し、共に紅軍の作戦行動を指揮すること、只嚴格なる集中的指導（一切紅軍を包括す）があつて上級指導機關の計畫と統一を執行する條件の下に、紅軍は始めて能く軍閥帝國主義軍隊に戦ひ勝ち、始めて能くソヴェット區域根據地を擴大することが出来る。これに因つて革命軍事委員會、及び其の附屬機關の一切の訓令と命令に對し、紅軍は即時無條件に之を執行せねばならない。

B 方法を講じて紅軍中の工人と貧農との成分を増加し、力を盡して工人と貧農とを送つて紅軍に加

入せしめ、同時に大會を開き非ソヴェット區域の工人團體を號召し、常に革命的工人と農民を紅軍中に到らしめること、只工人と貧農との成分を増加し、政治委員及政治部の工作を強化し、紅軍中共産黨と青年團の組織を鞏固にして、始めて能く紅軍中に無産階級の指導を鞏固にすることが出来る。

C 大會は特に紅軍中の政治委員、政治部、共産黨及青年團を指名する。此は階級的任務を執行し、紅軍戰鬥員の政治教育と紅軍戰鬥力を鞏固ならしめるに對して、極めて偉大なる作用を有するものである。政府と軍事委員會は政治委員、政治部及各種の政治團體、紅軍中負ふべきところの責任と、其の有すべき權限の各種條例を制定し、並に各紅軍戰鬥員をしてすべて、より深刻に此等條例の内容を了解せしめねばならない。

D 常に紅軍指導員の質量改善に注意し、先づ工人、貧農及過去革命戰鬥中に在つて、忠實にして經驗に富む革命戰士をして、率先軍事指揮と政治工作を擔任せしめねばならない。

E 一切の有力な方法を採用し、紅軍の數量（新なる團、師、軍の組織）を擴大し、紅軍の質量（現代の戰術條件に照して戰鬥單位を組織し、軍事學校を創立し、軍事法令、書籍等を出版す）を改善し、以つて紅軍戰鬥力を高めて、革命の敵に戦ひ勝たねばならない。

F 紅軍の軍器、及び一切軍用必需品の供給を保障し、又彈藥製造廠、兵工廠、及び統一集中の供給機關を組織せねばならない。

G ソヴェエツト政府は各方面の積極的援助がなければ、紅軍の戦争は勝利を得ること甚だ困難である。ソヴェエツト政府はまさに必需の法律を制定し、ソヴェエツト機關の紅軍に對する權利と義務を規定して紅軍を鞏固にし、紅軍の作戦行動を援助せねばならない。

H まさに紅軍戰闘員の誓詞を制定頒布せねばならない。

I ソヴェエツト政府下の紅軍戰闘員及び其の家族の享有すべき權利の法令を頒布し、此等の法令上に在つては、先づ紅軍戰闘員及び其の家族の受くべき土地の分配、政府の經濟援助、社會保險、學校教育等、各方面の優先權を規定せねばならない。

(六) ソヴェエツト大會は各級ソヴェエツト、共產黨、青年團、職工會及其他の革命團體と、廣大なる工農勤勞大衆を號召し、紅軍に對して、より大なる援助を與へねばならぬ。若し紅軍を幫助せず、紅軍の力量を鞏固にせず、紅軍の規律に賛成しない者があれば、それは實際上に於いて革命に反對し紅軍に反對するものである。大會は光榮ある勝利を経て來た紅軍が廣大なる勞働大衆の擁護と幫助の下に、共產黨とソヴェエツト政府の指導下に、決死的に上列各種の任務を執行し、將來の發展は必ず全國一切の反革命武裝力量を消滅し、自己の負ふところの歴史的使命を完成するものなることを信ずる。――

黨と紅軍との關係は、大體右の如く規定され、紅軍は飽くまで黨と政府との指導の下にその活動を制約せられてゐるのである。

三 紅軍の組織と編成

1 軍事組織

紅軍の組織はその不斷の戰闘活動の實際に應じて改變されて來たのであるが、その最高の軍事機關は中央革命軍事委員會であつて、これが軍事指揮の全責任を負ひ、各區に軍事委員會辦事處を設け、辦事處は各地方を幾つかの軍區に區劃し、軍區軍事委員會を置いて各區の軍事を統轄せしめてゐる。

軍隊中の政治部の活動の重要性に就いては既に述べた如くであるが、軍の政治組織を略述すれば次の如くである。

總政治部――中央局及び中央軍事委員會の直接指導を受け、その下には秘書處、出版部、宣傳煽動部、調査登記部、組織分配部、通信部、審査委員會を設置してゐる。

軍區政治部――總政治部に直屬し、總務部、軍校部、宣傳部、組織部、通信部を置く。

軍政治部――その内部に秘書處、宣傳煽動部、組織分配部を設置する。

師政治部――秘書處、政務部、宣傳煽動部、組織分配部を置く。

團政治部――軍人通信部、經濟委員會、俱樂部(主任一人を置く)を設置する。

連政治指導員――宣傳隊を管理し、軍事通信を辦理する。

軍隊の種類は、所謂紅軍、即ち正規軍を主力部隊とし、その外に赤衛隊、遊撃隊、守備隊、少年先鋒隊、特務隊等の民衆組織を有してゐる。

正規軍——紅軍又は赤軍と呼ばれてゐる共産黨軍隊これである。一九二八年以來の永い戦闘經歷を有し、今日では支那の諸軍隊中、最も精銳な軍を以つて目されるに至つてゐる。國民政府側はこれを共匪と呼んでゐるが、單なる匪賊やルンペンの集合でないことは、既に述べた如くであつて、各種の武器も充實し、給與待遇が一定し（ソヴェエツト施設の章に謂ふ如く、紅軍の將卒は特に優遇を受けてゐる）、常に軍事並に政治教育を施されて、ソヴェエツト區の保全防衛に任ずるのみならず、進んで新ソヴェエツト區域の征服とその初期の政治工作とをその任務としてゐるものである。

紅軍の組織は軍を以つて單位とする。軍の上は方面軍と稱し、一つの方面軍は二軍を直轄し、一軍は三師、一師は三團、一團は三連、一連は三排、一排は大抵三班、一班は十人の兵士より成り、實際上の編成に當つては三三制を採つてゐる。例を河南、湖北、安徽省境區の紅軍にとれば、この區の紅軍は第四方面であつて第四、第二十五兩軍を直轄し、第四軍は第十、第十一、第十二の三ヶ師を、第二十五軍は第七十五、七十六、七十七の三ヶ師を統率し、別に赤衛隊及び獨立師團を有してゐる。

赤衛隊——村落の自衛隊であつて、十八歳より三十歳に至る貧農、中農及び労働者を以つて組織され、自衛を名とするが、實際に於いては作戦の先鋒隊となるため、その犠牲は正規軍よりも大きく、しかもその待

遇は遙かに正規軍に及ばないと傳へられてゐる。正規軍は良好なる田地を與へられ、またこれを他人に代耕せしめることが出来るが、赤衛軍にあつては固有の田地を自ら耕作しなければならない。その編成は各縣に總隊部を設置して、これに探偵班、交通班を附設し、秘書參謀長、政治委員等を置き、縣軍事委員會主席が總隊長を兼任し、軍事委員會及び紅軍最高指揮部の指揮を受けてゐる。各區に總隊部の指揮の下にある一大隊を置き、各部に大隊部の統制下にある中隊部を置き、中隊は三分隊乃至四分隊に分れ、一分隊は三班、一班は十人乃至二十人から成つてゐる。

遊撃隊——遊撃隊と赤衛軍との相違は、後者が農耕その他の生産から離脱しないのに對し、前者は一般にこれから離れてゐる點にある。これが正規軍と異るところは新式の武器を使用し十八歳以上三十歳以下の貧農、農業労働者及び工人によつて組織され、名目は志願兵であるが實際は赤衛隊の中から選拔され、紅軍の豫備軍をなすものである。その編成は極めて簡單で、各縣に組織されてゐる一遊撃大隊は正規軍の連の編成と同じく、赤衛軍總隊部の指揮下に服し、縣の下の區には一遊撃隊が組織され、赤衛軍大隊長の指揮を受け、この遊撃隊は所謂バルチザンの組織であつて、發生的に見れば一九二七年頃から中南部地方の農民區域に發生した百姓一揆のものを、共産黨が指揮し、これを農民自衛軍に組織し、更にこれを訓練したものである。北支から廣西、江蘇、陝西、甘肅に互つて、燎原の火の如く發展して行つたもので、實に共産軍發展の原動力を爲し、ソヴェエツト區確保の中心的勢力をなすものである。

守備隊——十八歳以上四十歳以下の男子にして赤衛隊及び少年先鋒隊に参加せざる者(商人、富農等を除く)及び強健なる婦女は悉く守備隊に参加せしめられる。各郷には必ず一守備隊が組織され、郷ソヴェエツト及び赤衛軍大部隊の指揮を受け、その隊長は赤衛軍中隊長が兼任し、その人数の多少によつて、若干の部隊に分たれ、分隊はまた若干の班に分れてゐる。

少年先鋒隊——少年先鋒隊は少先隊と略稱され、十四歳より廿三歳までの工農によつて組織され、紅軍の後備軍をなし、半ば軍事的性質を有するものである。最高指揮部は省に置かれ、こゝに少先隊々務委員會があり、隊長、副隊長、秘書各一名を有し、その下に聯隊部及び區隊部があり、區隊部の下には分隊部、中隊部、小隊部がある。

2 紅軍の編成

一九三二年初頭に於ける紅軍編制の大體の標準を示せば次の如くである。その後の一年間に相當の變化があつたらうことは謂ふまでもない。

- 第一方面軍 總司令 朱 德
- 第一軍團 總指揮 林 彪
- 第四軍 軍長 林 彪
- 第十五軍 軍長 左 權

- 第十二軍 軍長 羅炳輝
- 第三軍團 總指揮 彭德懷
- 第五軍 軍長 彭德懷
- 第七軍 軍長 李明瑞 (死亡説あり)
- 第三軍 軍長 徐彦剛
- 第五軍團 總指揮 董振堂
- 第十三軍 軍長 趙博生
- 第二方面軍 總指令 賀 龍
- 第二軍 軍長 賀 龍
- 第六軍 軍長 段德昌
- 第四方面軍 總指令 鄒繼勛
- 新第四軍 軍長 鄒繼勛
- 第二十五軍 軍長 徐向前
- 獨立行動部隊
- 第十軍 軍長 方志敏 (周建屏)

第十六軍 軍長 孔荷寵

同じ一九三二年初頭に於ける紅軍の兵數は、各方面の情報が區々であるが、大體十五萬乃至三十萬と概算されてゐた。一例として一九三二年五月號の『チヤイナ・フォーラム』誌に據れば、主力紅軍の兵數は左の如く傳へられてゐる。

指揮官	兵數	銃數
鄺繼勛	八〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
賀龍	一〇,〇〇〇	七,〇〇〇
朱德	四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
彭德懷	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇
李明瑞	五,〇〇〇	二,五〇〇
方志敏	五,〇〇〇	三,〇〇〇
孔荷寵	六,〇〇〇	三,〇〇〇
合計	一五二,〇〇〇	八七,五〇〇

右は主力軍の兵數であるが、國民軍の共匪討伐のたびに、相互に兵變なるものが起つて、兵員の増減は多少に拘はらず不斷に行はれてゐるのだから、正確な算定は、殆んど不可能に屬するものと謂はねばならぬ。

四 國民政府の共產軍討伐

共產黨の不撓不屈的活動の結果は、逐年赤色區域の擴大を齎らし、遂に國民政府にとつて放置し難い病の如き存在となつた。國民黨政府の所謂共匪討伐に就いては、既に共產黨史の篇に於いて、その初期の狀況を述べたのであるが、蔣介石の討匪事業は過去四年間に亘つて、既に回を重ねること五度に及んでゐるに拘はらず、未だにその全般に亘つての實績を擧げ得ないのである。

第一次討伐——一九三〇年七月、共產軍の長沙占領に刺戟された國民政府は、黨四中全會に於いて、共產軍討伐、ソヴェット區域恢復を決議した。十二月蔣介石は廬山に到り、湖北、湖南、江西各省の主席を召集して討伐方針を定め、第十八師張輝讚の部隊を主力とし、三省の全軍を動員して討伐に向つたが、却つて共產軍の猛撃に遭つて多大の損害を蒙り、遂に第一回は早くも失敗に歸した。

第二次討伐——次いで一九三一年三月、軍政部長何應欽は三師を率ゐて、共產軍の根據たる江西省山岳地方の掃蕩を企てたが、五月、共產軍の逆襲に遭つて、退却の餘儀なきに至つた。

第三次討伐——一九三一年七月、陸海空軍總司令蔣介石は自ら三十萬の軍隊を動員して江西に向ひ、一擧共產軍の撃滅を企圖した。この時の蔣の決心は、出師の表とも云ふべき次の如き『全軍將士に告ぐ』に見ることが出来る。

『赤匪剿滅は全國民意一致の要求である。中央は既に國民會議の鄭重な決議に違ひ絶大決心を具し、最短期間に一致殲除し、以つて目前共匪に蹂躪壓迫されし民衆を解放し、中國民族發展の障礙を消滅せんことを期す。諸同志は皆國家の干城であり、人民の先鋒である。此の過程中に於いて須らく誓死奮闘すべく、而して左記二項を明確に認識しなければならぬ。』

(一) 萬惡の赤匪は吾革命軍人の誓つて兩立せぬ仇敵である。赤匪の力量が一分増張せば吾人の生命は一分だけ喪失する。故に赤匪の生存或は蔓延は革命軍人の生存と相容れない。我が忠勇將士は既に身を以つて國に許したのであるから、必ず赤匪撲滅を唯一の職志とし、以つて國家民族を救ひ而して自らを救ふべし。軍事の進展する時は、決して一毫も實力保存の私心を有し、遲疑逡巡して赤匪を猖獗せしめてはならぬ。赤焰燃え廣がれば吾等個人の生命が保てぬ。實力も使ふことが出来ない。況や我が革命軍人は一以つて百に當り、十以つて千に當り、流寇式の赤匪を剿除するのだから勝利は必ず我に屬す。若し損失あるとも、政府は必ず國家の需要に適應し、補充を力求し、努力せる同志に對しては、特別の卹獎拔推をなす。

(二) 少なければ折れ易く、衆ければ摧け難しとは淺はかな理である。赤匪は多くとも剿匪に参加せる軍隊が能く同心合力し彼此互助せば、嘗に敵軍が孤立機を失ふのみならず、且つは軍をして連帶の影響を受けしめ共に挫折する。故に今次の剿匪には對岸火災視の態度を去り、各友軍は同生同死榮辱を共にし、團結を固くし、一致前進し、同時に赤匪を進攻してこそ能く群策群力の效を收むべく、赤匪剿滅し、國家民族を危地より救ひ得べし。』

族を危地より救ひ得べし。』

その結果は、七月十七日江西省東固（江西全省ソヴェット政府所在地）を奪還し、共產軍各機關、學校、銀行等を破壊し、共產軍は瑞金及び福建地方に遁れた。然るにこの時、長江に大水害あり、更に武漢地方が頻りに共產軍に脅威せられたので、蔣は已むなく漢口に引返した。程無く九月十八日、滿洲事變起り、上海亦漸く急をつげた爲め、蔣は北方難局の處理に藉口して、共匪討伐の兵を收めて南京に歸つた。この間にあつて共產黨は、十一月、瑞金に中國ソヴェット共和國臨時政府を樹立し、同時に討伐軍孫連仲の部下二ヶ師は寧都に於いて兵變を起し、共產軍に歸屬した爲め、江西省南部は紅軍に依つて占領されるに至つた。更に國民政府が滿洲事變、上海事變の難局に苦慮しつゝあるに乗じて、紅軍は隨所に失地を恢復し、その勢力を加へ、特に武漢の形勢は日に日に危きを傳へつゝあつた。再び出師の表の必要が迫つたのである。

第四次討伐——一九三二年四月、上海事變の停戰協定成るや、蔣介石は直ちに第四次討伐の計畫を立て、六月、廬山に剿匪會議を開いて方針を決定した。この會議に於いて蔣介石は次の如く激勵してゐる——

『……剿匪は敏速に、しかも徹底的に行はなければならぬ。今度が最後の機會である。湖南、湖北、江西、安徽、河南の五省は全國の中樞であるから、速かにこの地方の匪類を肅清し得て、はじめて力量を充實して外に對し得るのである。然るに各省中、あまり氣乗りせず、いゝ加減にしてゐるものゝあるのは遺憾である。須らく曾國藩、彭玉麟に倣つて風氣を一新すべきである。今回は賞罰分明、罪輕きものも階級

を下げ、重きものは撤査し、最も重きものは死刑に處する方針である。……」

即ち、この七、八月の剿匪工作に對して三千五百萬元を支出することに決し、總司令部を漢口に置き、中路總指揮を蔣介石、左路を何成濬、右路を李濟深とし、八十一師、二十九旅、三十九團を動員し、六十三萬の大軍を以つて進發し、十月中旬までに鄂東、鄂中、鄂南の湖北三區をほゞ擊破するを得、蔣介石は十一月二十四日總參謀朱紹良を漢口に殘して南京に歸つた。

この討伐の成功の一原因は、赤區内のA・B團の活動に俟つところが多かつた。A・B團とはアンチ・ボルセヴィキの集團の意味であつて、この反共運動はかなり廣く深く赤區に喰ひ入つて、隨所に反共兵變を起し結果に於いて討伐軍を手引きしてゐたのである。A・B團は主として知識階級を以つて基本的團員とし、團員は江西南部、安徽、湖北、湖南各地に散在し、共産黨の中心局面を改變せんとするものである。だから、A・B團分子が發覺すれば、黨はその罪の輕重を論ぜず直ちに死刑を以つてこれに臨み、過去に於いて殺された江西のA・B團員は無慮二萬以上に達すると謂はれてゐる。各地區のソヴェット政府が肅反運動に努力する所以である。

湖北三區の奪取に對する紅軍の對策を見るに、先づ湖北三區中の第一、鄂東區に於いては、その最要地たる金家寨（後に立煌縣と改稱）陥落後、鄭繼勳に代つて徐向前が最高指揮となり、河南、陝西兩省に約一千二百哩の遊撃線を描き、十二月末までに四川東部の通江、南江、綏定一帯を固め、一九三三年一月、巴中を收め

て、十五日四川東部ソヴェット大會を開き、張國燾を主席に推した。即ち鄂東區に失つたものを四川東部區に得たと共に、鄂東區の殘軍の一部を率ゐて安徽に分散した蔡盛熙は、立煌、經扶を目指して、舊區恢復の遊撃戦に轉じつゝある。第二の鄂中區に於いては、賀龍、段德昌が洪湖の陥落後、河南、陝西、四川に互つて一千六百哩の遊撃線を描き、鄂西區に據つて一月湖南桑植を併せ、鄂西區の擴張を結果し得た。第三の鄂南區に於いては、孔荷龍が江西に移り湖南東部を遊撃し、贛鄂湘區を創建し得た。

江西三區に於ける形勢は、一九三二年五月末、潭州を拋棄し、七月に至つて廣東侵入を企圖したが、余漢謀に阻まれ、轉じて三路に分れて福建北部に侵入し、遂に東北區との連絡に成功した。かくて江西全省の獲得に力を注ぐ方針を決定し、中央區、東北區、贛湘區、贛鄂湘區の全兵力を擧げて、江西省城の南昌、及び同省中部の重要地たる吉安の攻略を目標とするに至つた。この中央區の諸軍は、東は金谿、東郷の諸縣を確保し、西は樂安に發して永豐、新淦、潭樹鎮、豐城を奪ひ、一方贛鄂湘區の孔荷龍軍は東進して分宜、新喻上高、清江を取り、更に長驅して南昌西北部の武寧を占領した。かくして南昌は三方より包圍された形勢を見るに至つたのである。

かくの如き形勢のもとにあつて中國ソヴェット臨時政府は、左の如き革命新方略を決議し、これを各地方の黨團部に通告した。

A 軍事方面

- (一) 湖北、河北の紅軍は西北陝西、甘肅方面に向つて進展し、逐次勢力の擴充を圖る。
- (二) 江西、湖南の紅軍は東南福建方面に向つて進展し、沿海各省の占領を圖る。
- (三) 中央軍事委員會を福建省北部に移し、全力を以て全省の攻略を圖り、以て紅軍發達の根據地とする。
- (四) 軍事成功後、中華ソヴェット臨時政府の對日宣戰の宣言を發表し、日本に向つて挑戰し、日本の中國に於ける一切の勢力を驅逐し、日本軍が臺灣より進攻せば全力を擧げて應戰する。
- (五) 紅軍の軍長にして作戰に努力せざる者は免職し、中央軍事委員會より留露學生、或は久しく軍事工作に従事せる軍官を任命して、再度の失敗を防止する。
- (六) 武器、軍費を補充して、大舉反攻を準備し、國民黨軍との持久戰を圖る。

B 政治方面

- (一) 各省市の政治工作中、政治思想不明なる者、或はその言行が黨の主張に違反する者には、警告を發し或はロシアに派遣して訓練し、又は免職或は黨籍を解除す。
- (二) 滿洲事變の機會に乗じ、青年學生及び工人等を利用し、猛烈なる反日運動を惹起せしむ。
- (三) 日貨排斥運動の名義を以つて、資本家に對して激烈なる示威を舉行し、日貨商人に限らず流血事件を勃發せしむ。
- (四) 各省市の政治工作者には、多くの留露學生を派遣就任せしめ、或は之をして監視せしむ。

- (五) 某地が解消派黨員多數にして、工作に努力せざる時は、經費の發給を停止し、或は全員を免職す。
 - (六) 黨員、團員を問はず、工作を擔當するものにして違反者は黨籍を解除し、成績優秀なるものは表彰す。
- 次いで一九三三年一月十四日、政治部主任、紅軍軍事委員長以下四名の連署を以つて宣言を發し、蔣介石があくまで日本の侵略に抵抗せずして、却つてその軍隊の大部分を以つて同胞を殺傷するを非難し、國民黨領袖共が無能にして、益々日本の侵略を激成せしめつゝあることを責め、紅軍は日本帝國主義と戦ふ爲めには、(一)ソヴェット區域に對する進軍の即時停止。(二)人民に對する民主的權利(集會、結社、言論及び出版の自由等)の即時附與。(三)人民の即時武装、支那の防衛獨立統一の爲めに戦ふべき義勇軍の創設、等々の三條件を受諾する如何なる軍隊とも協同するの用意がある旨を發表した。

第五次討伐——蔣介石はこの形勢に鑑みて、一九三三年一月二十七日、南昌に赴き、直接剿匪軍の指揮に當つて南昌の危急を防衛し、二月中旬、江西、福建、廣東、廣西四省の全軍を動員して、江西紅軍の主力撃破を命じ自ら總司令を兼ね、陳濟棠を四省剿匪副司令に、白崇禧、余漢謀、蔡廷楷を夫々、左、中、右各路總指揮に任じたが、廣東、廣西、第十九路軍ともに、これを遵奉するの誠意なく、僅かに省境方面の防禦に任じてゐるに過ぎなかつた。かゝる間に熱河の風雲急を告げ、更に長城の天險も空しく、忽ち平津地方に驚天動地的異變の迫るを傳ふるや、蔣介石は急據剿匪工作を捨て、中央軍の一部を率ゐて北上し、こゝに再び紅軍に陣容整備の隙を與ふるに至つた。

蒋介石と瑞金ソヴェット政府との妥協説は、ソヴェット・ロシアと支那との國交回復當時より頻りに傳へられ、而もその妥協の内容として、江西、福建、湖南、廣西の四省中のソヴェット區域に對し、試驗區域の名の下に共產政治の施行を認容せんとするにあるとか、或は共產黨内二派に分れ、現役軍人派（實力派）が共產軍の實力保全の爲めには一時的妥協も可なりとする妥協主義に傾き、執行委員派はこれに反對した等々の説が傳へられた。しかしながらかゝる妥協説は、蔣の北上後も、共、國兩軍の戦闘が所在に續けられてゐるのを以つてしても、その根據なきことは明白と云はねばならぬ。紅軍の現状は、此の際妥協を必要とするが如き事態は切迫してゐないのみならず、依然活動は積極的につゞけられ、南昌の如きも猶依然として危機に立つてゐる始末である。また蒋介石の立場よりするも、若し共產軍と妥協したならば、第一に、蔣は再び剿匪に名を籍りて、江西に入り、時局に對する責任回避の態度を採り得ないし、第二に、今後とも剿匪を口實として財閥より軍費を引出すことも困難となり、第三には、西南その他の反蔣派に對して、蔣派に對して、蔣攻撃の絶好な材料を提供することゝなるのである。

かくて蒋介石は一九三三年四月、その股肱とたのむ劉峙を剿匪軍總司令として、第六次とも云ふべき討伐を續行せしめたが、六月に於ける討伐軍の編成は、江西省東境及び江西省南部の總司令に劉峙、湖南東南省境と湖南江西省境に何健、福建江西廣東省境に陳濟棠を任命し、河南、湖北、安徽省境の總司令に劉鎮華、湖北南部及湖南、四川省境の總司令に徐源泉、四川東部及陝西南部の總司令に田頌堯を配し、蒋介石は全軍

總司令として、兵力公稱七十三ヶ師十三ヶ旅、兵數約六十五萬と號する。

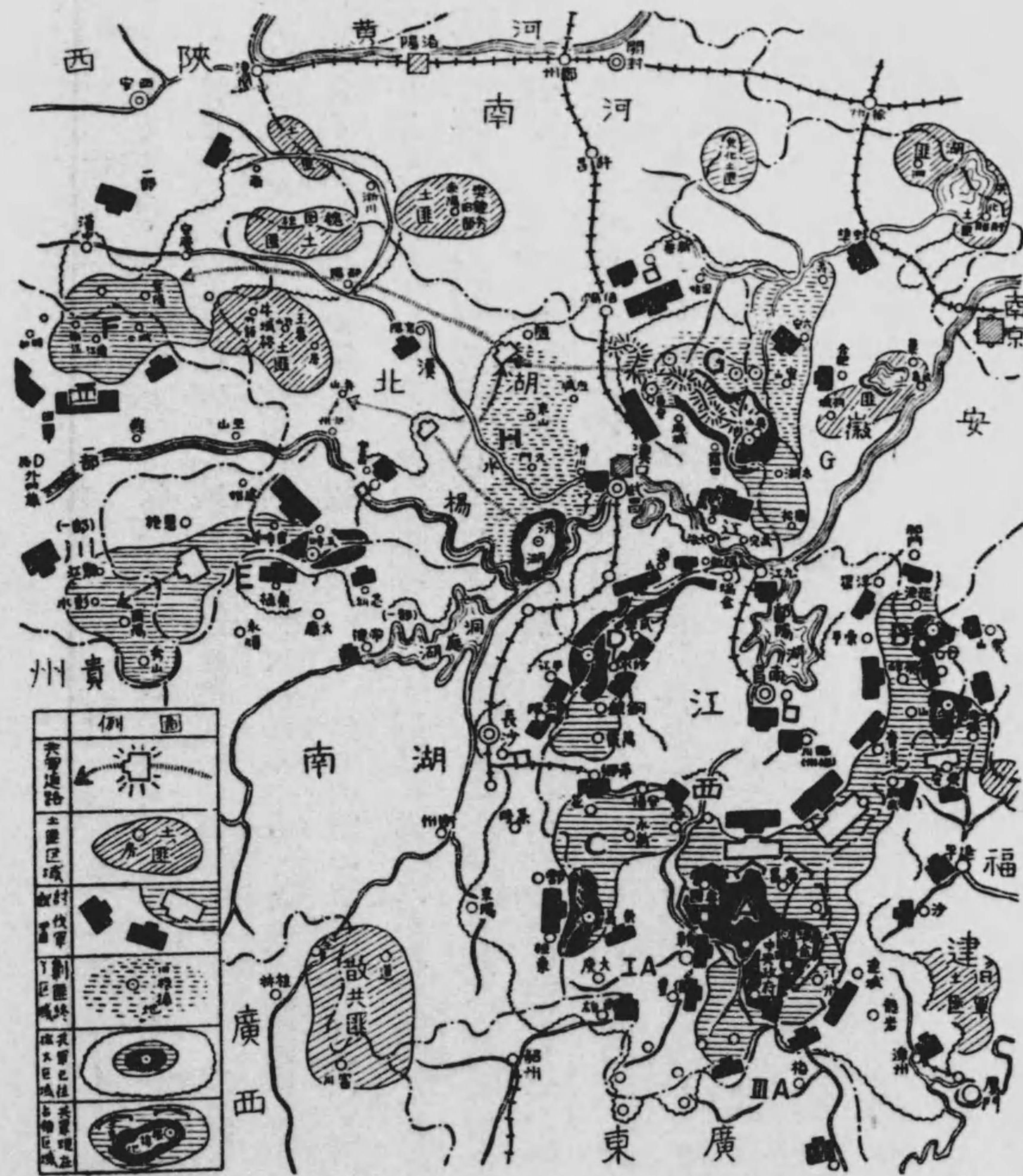
而して、その攻防の配置は次に掲げた地圖の如くであつて、各ソヴェット區をABC……を以つて現はし、夫々の區の名稱、現状及び現有兵力は左表『共產軍區域及現状』に於いて説明してある通りであるが、圖中『土匪區域』とあるところも、刻々共產化の傾向を有するもの多く、少くとも、既に國民政府の統治下から離脱してゐる區域である。尙ほ『共產軍被害區域一覽表』も、參考の爲めに掲げて置く。

國民政府の大軍によつてかくの如く取り圍まれたソヴェット區は一九三二年春の統計によれば、五千萬人の人口を有し、支那本部の面積の約六分の一をその統治下に置くものと稱せられてゐるのである。而して最近（一九三三年八月二十九日）に至つて紅軍は福建西部に侵入し、遂に海岸地方に進出して、福州危險に瀕すと傳へられるや、邦人居留民保護のため軍艦五十餘、驅逐艦吳竹、若竹の三艦が急派された。この事件に就いて見るも、討伐の實績の何等見るべきものなく、先づ南京政府の現状を以つてしては、これが掃滅は殆んど不可能事であると信ぜられてゐるのである。

共産軍區域及現況							
H	G	F	E	D	C	B	A
湘鄂西境(湖北中央部) ソヴィエツト特別區一部	鄂豫皖省境 ソヴィエツト特別區 (河南、安徽、湖北省境)	陝蜀新設ソヴィエツト區 (甘肅、陝西、四川省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖北南部、四川湖南省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)
洪湖を中心とする地域ハ全ク割取サレタルモ、猶各所ニ餘匪散在シ、且ツ地方ハ兵災ノ爲メ荒壊セリ。	蔣介石が武漢ニ駐シテ指揮セル時期ニハ殆んど其根據地ヲ掃蕩セリシモ、最近又其勢力山嶽内ニ潜伏セル餘匪再起シ各方面ニ出動其勢力侮リ難キモノアリ。	無人ノ境ヲ行ケルニシテ、四川地方人民モ亦各軍閥ノ苛政暴壓ニヨリ紅軍ニ共鳴ノ風アリ。	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)	湘鄂西境 ソヴィエツト特別區 (湖南、江西、湖北省境)
備考	部半右	軍方面四	軍方面二	六軍第十	軍八第	軍十第	軍方面一第
正規軍以外、赤衛隊、少年隊、遊撃隊等ノ人員ハ赤衛隊ニ含ム	總司令 鄭繼勳 第廿五軍 第廿八軍	總司令 徐向前 第廿六軍團 第九軍團	總司令 賀國光 第九七師 警衛八團	獨立第一師 第二師 第三師	第廿二師 第廿三師 第廿四師	第八師 第八十三師 第八十師	江西總指揮 陳毅 福建總指揮 羅榮桓 湖南總指揮 彭德懷 廣東總指揮 張雲
	5,000 5,000	10,000 5,000	10,000 10,000	6,000 5,000	4,000 4,000	10,000 15,000	正規軍 40,000 赤衛隊 40,000
萬八約 隊衛赤 萬八約 兵規正 力兵總							

(調社友民日中 月六年八和昭)

圖勢現域區トソエイヴソ國中



勞 働 運 動

表 覽 一 域 區 害 被 軍 產 共

旬 中 月 六 年 八 和 昭

省 別	面 積 (方 哩)	人 口 (人)	縣 數	共 產 軍 占 領 區 域	總 被 害 面 積 (方 哩)
四 川	二八、五五五	三三、〇〇〇、〇〇〇	一四六	現在占領シアル縣名 通江、城口、南江、巴中、廣光、昭和平、陽、黔江、秀山、彭水	一部 八、八〇〇
陝 西	五、三九〇	二、八〇〇、〇〇〇	九三	現在占領シアル縣名 平利、鄂坪、紫陽、漢陰、鎮巴、商州、西陽、安康、西鄉、漢中、鎮安、商南、雋南	一部 一〇、〇〇〇
河 南	六七、九五四	三〇、五五六、〇〇〇	二二	(概) 劃 割 藩 セ ラ レ タ ル モ 散 匪 局 所 ニ 在 ス 固始、羅山、信陽、商城、光山、浙川、內鄉、鎮平、南陽、息、新蔡、息、潢川	一〇、〇〇〇
湖 北	七、三三八	三、六六五、〇〇〇	六	鄂西、竹山、房、興山、隨、竹溪、五峰、鶴峰、通山、陽新、羅田、黃梅、巴東、恩施、宜恩、建始、歸州 英山、太湖、宿松、潛山、婺源、集、泗、毫、肝、胎、無為、桐城	二、〇〇〇
安 徽	五〇、八三六	二七、一〇〇、〇〇〇	六	崇我、南、廣、績、信、豐、蕪、定、南、餘、廣、年、武、寧、分、宜、樂、安、宜、黃、蕪、大、宜、豐、新、餘、江、貴、溪、績、安、樂、平、宜、春、高、浮、梁、吉、水、吉、安、遂、川、泰、和、萬、安、南、上、蔡、東、鄉	一〇、〇〇〇
江 西	九、九二九	三〇、三三三、〇〇〇	六	德興、資溪、鉛山、戈陽、廣豐、安福、黎川、修水、銅鼓、萬載、玉山、南城、南豐、崇仁、金、會、豐、都、安、遂、尋、都、興、國、石、城、寧、國、永、新、廣、昌、等、都	三、〇〇〇
湖 南	五五、三九六	三三、一〇〇、〇〇〇	六	江華、永明、道、寧遠、瀘陽、平江、茶陵、安仁、桑植	一〇、〇〇〇
福 建	四六、八三二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三	浦城、崇安、光澤、邵武、泰寧、建寧、寧化、清流、長汀、連城、武平、上杭	一、〇〇〇
浙 江	三六、六八〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三	江山、仙居、慶元	一、〇〇〇
廣 東	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	四	揭陽 南、雄、仁、化、海、豐、陸、豐、樂、金、增、山、連、平、和、平、龍、川、長、樂、興、寧、梅、大、埔、潮、州	一、〇〇〇

備考 共產軍占領區域内ニハ半共產化セル土匪區域ヲモ含ム。

(昭和八年六月 中日民友社調)

労働運動

第一章 概観

支那に於けるプロレタリア運動は、労働者の組織運動即ち労働組合の組織及びその活動の特殊な過程を経過し成長して来たものである。謂ふまでもなく支那は農業國であつて、全人口の八〇％は農民であり、近代産業は、上海、廣東、武漢、天津その他少數の都會に限られ、一千數百萬の労働者は、それ等近代都市の約五百萬を除いては、手工業労働者として全國に散在してゐる。而してこの僅かに限られた都會地の近代的工業の大部分は、直接或は間接に外國資本の統制下にある。しかも一方、支那の政治は國民政府に統一されたと云つても、猶過去の封建官僚、地主軍閥の固陋な統治形式が渺ならず残存し、労働者、農民は封建的に資本主義的な二重の壓迫と搾取を受けてゐる。従つて彼等が植民地的環境から自己を解放せんとする運動は、必然にまた自國の封建的軍閥並に資本家と對立状態に立つに至る。かくの如き形勢から、支那の労働組合はその初期から階級的な左翼指導精神によつて導かれ、發展して来たものであつた。即ち代表的な組合組織は早くからプロフィンテルン（赤色國際労働組合）の正式の加盟員として、活動し、中國共產黨に指導せられ

つゝ、同時にまた黨をして今日の大をなさしめた有力な因子をなすものであつた。而して左翼労働運動の發展は、全國労働組合大會の歴史が系統的に物語つてゐると云ふことが出来る。

第一次大會(一九一九年頃——一九二二年五月)までは、組合運動の初期であつて、小數先覺の知識階級分子の指導によつて行はれ、大戰後の國際的現象たりし自然發生的な労働爭議も、殆ど單なる經濟闘争として指導された時代で、運動は全體として半公開的な状態にあつた。

第二次大會(一九二五年五月)までの期間の特徴は經濟闘争より政治闘争への推移であつて、一九二三年の京漢鐵道の罷業を一大劃期として具體化して來た。それはまた同時に『國民革命運動』への關心となつて現はれてゐる。

第三次大會(一九二六年五月)に至る労働運動は、五・三〇事件に現はれた最も活潑な労働者の政治闘争時代で、その組織活動は急激な發展をなした時代である。

第四次大會(一九二七年六月)までの一年間は、労働者が農民及び小資本家階級と結んで、國民革命の戦争に参加し、北伐軍の長江進出を見たが、間もなく武漢政府と南京政府との對立となり、更に共產黨と國民黨との決裂となつて、労働者は國內資本家國と明白な對立關係に立つに至つた時期である。

第四次大會以後は、左翼労働組合運動は所謂非合法時代に移り、労働者運動が直接政權獲得に向つて組織動員せられ、新たな闘争の段階に入った。即ち兩湖農民暴動、廣東コムミュニオン、等々の經驗を経て、各

地方ソヴェエツトの建設に成功し、一九三一年末、遂に中華ソヴェエツト共和國臨時政府の樹立に至つた。かくて共產運動の主流は農村の組織に向つて集中せられ、労働運動は最も反動の強力なる各都市に於いて、痛烈な彈壓の下に苦難の道を歩まねばならなくなつた。他方、改良主義的労働組合運動は國民黨との聯携のもとに國際労働會議への参加、アジア労働會議等の開催に努力しつゝあるが、右翼労働組合の勢力は尙ほ微弱なるを免れない。

こゝに注意すべきことは、國民政府治下に於ける左翼労働運動は、現在非合法的存在として、その組織的勢力は強大とは云ひ得ないが、労働運動の直接指導者たる中國共產黨の中樞は、殆ど労働者農民の出身幹部によつて形成され、最近頻發する大小の労働爭議の如きも、殆ど例外なしに全國總工會の煽動及び指導の下に行はれつゝある事實である。

以上は全國労働大會を區分としての一般的傾向を大觀したものであるが、叙述の便宜に従つて、第一期を歐洲大戰後の近代的労働組合の組織運動開始より京漢鐵道の罷業までとし、第二期を、それより五・三〇事件香港對英ボイコットに至るまでとし、第三期を北伐の進行より合法時代の最後の幕を閉じた第四次全國大會までとし、第四期をそれ以後今日に至るまでの非合法時代とする。

第二章 全國總工會の成立と重要罷業

一 第一次全國勞動大會

労働組合運動が支那に生れたのは一九一九年であつて、初期に於いては、鐵道並に鑛山が組合運動の中心となつてゐたのである。鐵道方面は京奉線、京漢線がその先驅をなし、京奉線唐山南廠の労働者は既に職工人會を組織し、五四運動に参加し、一九二一年の春には既に労働組合の組織を有して、全線の組織運動の中心を形成し、同時に、京奉線唐山工會は開灤炭礦の組織運動の中心となつてゐた。京漢線長辛店に於いては一九一九年に十人團なる組織が生れ、一九二一年には長辛店職工學校が設立され、つづいて工人俱樂部（労働組合）が生れ、一九二二年春には全線十六箇の俱樂部が完成し、八月鄭州に於いて京漢線總工會組織準備委員會の成立を見るに至つた。而して此等の初期の運動は、一九二〇年春に成立した中國労働組合書記部によつて指導されたのであるが、この書記部を形成したものは陳獨秀を中心とする進歩的知識階級の一群で、かのマルクス主義研究會と相應する共產主義的労働組合の組織の萌芽をなすものであつた。

この時代の指導精神に就いては、陳獨秀が一八二一年一月の『嚮導』に掲げた訓令中の左の一節を見てもわかる如く、封建的勢力と新興資本家階級との闘争に於いて、後者を援助することによつて、労働者は政治的

自由を獲得し得ると考へてゐたのである。

『労働運動の最終の目的は、勿論労働者の世界を造るにある。然し、それに至る實力を有しない間は、實力相當の戦術によつて行動することを忘れてはならぬ。労働者が自身で政府を建設し得る實力を備へるまでは、封建的政府に反抗する一切の他階級の革命的黨派を援助しなくてはならぬ。此の種革命派を援助して成功せば、労働者は尠くも、集會、結社、出版、罷工の自由を得られよう。斯くの如き自由は労働運動の重要な基礎である。そこで、それ等の自由獲得の爲め、封建的政府の下に於いてする普選、集會、結社、出版、罷工等を束縛する法律の廢止には懸命に働かなくてはならぬ。』

組合運動の進展に伴つて、第一に必要としたことは、全國に散在する各組合の連絡と統一であり、更らにこれを組織の上に一丸として、統制ある運動に進むべきことであつた。一九二二年四月、上海に在る組合書記部本部は全國労働團體に向つて、全國労働大會の召集狀を發した。此の第一次大會は五月に開かれたが、これは全國的代表大會と云ふよりも、寧ろ全國各派の組合會議であつた。大會はマルクス主義労働組合の代表者と、アナルコ・サンデカリズムの思想を繼いだ工團主義労働組合の代表者との激烈なる論争によつて終始した。後者の系統の有力なるものは、湖南勞工會を中心とした湖南地方の團體であつたが、激論の結果、此の派は遂に組合會議と訣袂し、かくして大會は後半に於いて左翼労働組合の全國大會の實を備へるに至つた。こゝに決議された主なる事項は――

- (一) 出版、言論、集會、結社、罷工の自由等の政治的權利要求に關する運動
- (二) 労働組合法、労働保護法、工場法制定の要求
- (三) 八時間労働、婦人少年労働者保護法の制定に關する要求
- (四) 地方組合運動に於ける實際工作と幫觀念の除去に關する方針

（幫とは、土匪その他、社會の裏面に行動する徒の秘密結社で、或は手工業者のギルドをも稱し、更にまた産業及自由労働者の地方的團結組織を稱する言葉であるが、最近には労働運動に對する破壊的暴力團として屢々利用されてゐた）

この大會によつて、組合運動は工團主義派を清算し、共產黨の指導下に全國的中央機關の建設を期することになつたのであるが、更に重要な事項として、大會の最終に於いて、全會一致を以つて赤色労働組合インターナショナル（プロフィンテルン）への加盟を決定した。

當時に於ける全國組織の大勢を観るに、北方に於いては、開灤炭礦、唐山諸工場組織が進展し、殊に鐵道工人組織は全國的産業別組合組織の第一聲を擧げんとする勢を示し、京漢線では事實上全線労働者の統一が成つてゐた。

揚子江沿岸に於いては、武漢が京漢、粵漢兩路工會組織の基點に當り、かつ武漢機器總工會等の職業的小組合が無數に成立し、サンヂカリズムその他の指導勢力が錯綜してゐた。上海では既に左翼労働組合の勢力

は壓倒的であつたが、護軍使何豐林の壓迫下にあつて困難多く、大産業工場は殆ど組織されて居なかつた。蕪湖、南京、杭州、蘇州一帶の工場も大體に於いて一樣の形勢にあり、充分な組織は確立してゐなかつた。廣東、香港地方は最も早く組織に着手した地方であるが、大産業の組織されたものは少く、大部分は手工業及小工業の工人組織で、指導勢力も此の間に對立状態を示してゐた。

二 全國的組織の狀況

第一次大會から第二次大會に至る三年間に、労働運動は非常な進展を見た。一九二二年の夏以來、頻發した大小罷業の經驗の間に、上海その他各地の大都市の組織運動の躍進は著しいものがあり、一九二四年には廣東のみで約二百五十、上海のみで約二百の組合が成立した。尤もこれ等は大部分、手工業又は小工場労働者の職業別的組織であつて、充分な闘争力を持つたものではなかつた。指導者はこれ等の分散せる労働者の力量を統一して、有力なる職業別、若しくは近代工業にあつては産業別組織とすべく、先づ最初に鐵道、礦山、海員の全國的組織運動に着手した。

1 全國鐵道の組織

鐵道關係の工人組織は、労働組合書記部が第一に計畫した全國的産業別組合の運動であつた。而して此の運動の發生地は唐山と長辛店とであつた。一九一九年には唐山南廠の工人は既に職工同人會を組織し、五四

運動へも参加してゐたが、一九二一年春に至つて確乎たる労働組合を建設し、翌年十月の山海關工場及び唐山工場の罷工に始めてその闘争力を示した。一方長辛店では、既に述べた如く、同じ一九一九年頃十人團なる組織が生れ、一九二二年には全線に亘つて十六個の工人俱樂部が生れ、八月鄭州に會して總工會準備委員會を組織するに至り、こゝに京漢全線の統一組織が結成された。

京奉線に於いては、山海關以東は奉天軍の壓迫の爲めに進行しなかつたが、以西は有力なる組織を持ち、殊に唐山及山海關の工場は最も強大となり、その地方に於ける炭山の組織を指導してゐた。

京綏線では、車務、機務、工場と職業別に組織されてゐたが、純労働者の車務工會が中心となつてゐた。津浦線は巧妙な切り崩しに遇つたが、一九二二年春以來、濟南を中心として組織運動は進展してゐた。正太及び瀧海に於いては、前者は一九二二年春、全線を三段に分つ組織を完成し、石家莊に總工會を設立した。

後者は一九二一年末に於ける待遇改善を要求する罷工以來、組織は殊に鞏固となつた。株萍線では一九三一年秋、路鑛工人學校の組織を有し、翌年春、安源路工人俱樂部生れ同年九月の罷工後は一層組合の組織が擴大した。奥漢線も一九二二年春、長沙に工人俱樂部成立し同年九月の罷工を期として總工會が組織された。

以上の如き全國の状況の下に、京漢線では一九二二年一月、鄭州に第三次會合を開き、更に二月一日同地に總工會成立大會を開いて、京漢線總工會の組織と共に、全國鐵道總工會を結成し、以つて全國總工會組織の基礎とせんとしたのであつたが、この成立大會は直隸軍閥吳佩孚の大暴壓に遭ひ、後述の如き二・七事件の

慘劇となつて、遂に約一年半に亘る第一次反動時代を現出し、一切の労働運動に破壊と停頓とを招來した。

二・七事件以後、引きつゞく彈壓は、鐵道工人の組織を非合法の分野に追ひ込み、僅かに京綏線が車務工人によつて千餘の勢力を保持し、株萍線が漸く現狀を維持し、二・七事件後に生れた膠濟鐵道組織が千五百餘の組合員を保持して居たのを除けば、その他は殆ど壊滅し、京漢線の如きは數人乃至四五十人の秘密結社的な組合となり、津浦線の如きは全線に五十人弱を残すに過ぎない状態となつた。

併しながら、この事件は組合運動の合法性を奪ひ、一般労働者の階級意識に強烈な影響を與へた。翌一九二四年の二・七記念日には、秘かに北京で第一次全國鐵道代表者會議を開き、京漢、京奉、京綏、津浦、粵漢、膠濟、正太、隴海、株萍の九路代表によつて、全國鐵路總工會の成立を見、新運動への基礎が築かれた。これは實に全國に於ける最初の産業別組合であり、又最も戰闘的な組合であつた。鐵路總工會はその年の六月、香港に開かれた太平洋運輸労働會議に参加し、更に八月にはハンブルグに開かれた第四次國際運輸會議に代表を派し、次いでモスコの第四次赤色労働組合インターナショナル（プロフィンテルン）大會に代表を送り、正式にこれに参加した。

一九二四年秋、直隸軍閥失脚して、第一次反動時代が解消するや、鐵路總工會の本部は直ちに鄭州に移つて、破壊された組織の再建に着手し、翌年の第二次二・七記念日には、第二次全國鐵路代表大會を鄭州に召集し、組合の組織、任務、目前工作の目標と戰術とを宣言し、確固たる全國鐵路總工會の基礎を定めた。

2 上海工團聯合會の成立

既に述べた如く鐵路總工會等の共產派労働組合運動の勢力は早くから壓倒的であつたが、しかし、これに對立する他の組合運動もこの頃は甚だしい勢力を有してゐた。この派の中心勢力は、サンヂカリズムを奉ずる湖南勞工會であつて、華實紡績の罷工後組織を上海に移し、指導精神は所謂經驗的現實主義に基く『組合主義』であつて、國民黨の右派たる馮自由、邵元冲、馬超俊等の如きが強き支援を與へてゐた。一九二三年十月、上海絲紗女工協會、上海船務棧房工會、上海紡織工會、南洋煙草職工同志會等を基本組合として地方總聯合を組織し、翌年三月十八日二十四組合の代表によつて上海工團聯合會成立大會を開いた。この派の中心人物は、張志餘、徐錫麟、玉光輝、湛少岑等であつた。

しかし、この派は一九二五年五月に至つても、上海の一地方に三十七の組合を保持するに過ぎず、容易に全國的組織の基礎を持ち得なかつた。その活動は政治闘争に對して消極的であり、組合主義の經濟闘争によつて労働者の地位を改善しようとするに止つた。この派は一九二五年の二・七記念日に國民黨西山會議派の闘争、大衆的組織に結合することが困難であつた。この派は一九二五年の二・七記念日に國民黨西山會議派の闘争と共に長辛店に會合し、各省區工團聯合會組織を計畫し、先づ上海、北京、天津、漢口、廣東に準備處を設けたが、やがて一九二六年一月、西山派の青年活動を代表する民治主義同志會一派の協力により、長辛店工會を基礎として北京工會聯合會の成立が宣言された外、何等實際的活動を見ない内に第二次の反動期に際するに至つた。

するに至つた。

三 第二次全國労働大會

二・七事件以後の猛烈なる彈壓に拘はらず總工會派は各工會を秘密結社として保持し、工場細胞の活動に全力を注ぎ、海員組合の全國組織によつて海陸兩重要交通機關の堅實なる組織を獲得し、廣東にも工人代表會の結成を見、天津方面の各工場組織も新たに發展するに至つた。

かくして、一九二二年五月の第一次全國労働大會の翌年開くべくして、彈壓の爲めに二ヶ年間開き得なかつた第二次全國労働大會を、一九二五年五月一日、廣東に於いて開催し、こゝに年來の目的たりし中華全國總工會は正式に成立し、同時に中國労働組合書記部はその歴史的任務を完了したのである。

大會は百六十五組合、五十四萬の組織労働者を代表する二百七十八の労働代表が參列した。第一次大會に於ける二十五萬の組織労働者の代表百七十名に比し、單にその數の上のみからも飛躍的進歩を示してゐる。

大會は宣言、組織問題決議、經濟闘争決議、政治闘争決議、工人教育決議等の諸案を決定した。この全國總工會の成立は中國労働運動の發展に劃期的飛躍を齎したものであつて、これによつて、全國労働者は系統的な中央機關を持ち、相互の活動に統一と聯絡とを得、階級的組合の闘争の戦術を決定し、政治闘争に直進すると共に、共產派の指導のもとに國民革命への聯合戦線を具體化し得たのである。

四 労働条件と罷業統計

此の時代に於ける支那の經濟状態は、世界大戰中に發展したと云はれる工業も、その殆ど全部は纖維工業その他の輕工業であつて、これ等の工場では婦人及び年少労働者を主として、成年労働者を除去せんとし、他方内亂の爲めの失業者群の激増は物價の騰貴と相俟つて、労働者の生活を極度に苦難ならしめて居た。一例として、一九二四年から五年にかけて、青島の紡績工場に於ける職工に就いて、年齢別に表次されたところを見れば次の如くである。

職工年齢別（二萬鍾の一工場に千二百名内外）	
一五歳以下（普通十三四歳）	八三
一九歳以下	七五四
二四歳以下	七一
三四歳以下	三四
三九歳以下（四十歳以上僅少）	二三

即ち職工の大部分が十九歳以下で、全體の六六%を占め、又これを職場の分野に就いて見るときは、最も賃銀の低い粗紡、精紡、紐場等に働く者が全員の七九%を占めてゐる。

かゝる労働状態の反映として、第一次全國大會より以後三年間に、全國大小工場の罷工は百九十四件を數へ、内、大工場に屬するものは五十二件に達した。次に、一九一八年より一九二五年に至る罷工の數字を擧げて見る。（括弧内は五・三〇事件罷工を含む）

年次	罷工數	一回平均人員	同日數
一九一八	二五	五七・九二	八・二七
一九一九	六	三、五〇・〇〇	五・六五
一九二〇	四六	二、四八・〇〇	七・一四
一九二一	四九	四、九〇・三三	七・三八
一九二二	九二	四、六五・〇〇	八・三七
一九二三	四七	二、一〇七・九四	六・三八
一九二四	六六	三、四三六・七四	九・二七
一九二五	一八三	三、九二五・八六	五・三三
	(三三八)	(三、六三三・三三)	(二八・八八)

尙ほ此等の罷業の原因となつたものは、勿論種々の事情の競合によるものと謂ふべきであるが、特にその中心的原因となつたものによつて分類すれば次の如く示されてゐる。

罷業原因表（括弧内は五・三〇事件を含む）

	回数	百分率
經濟的壓迫	三三〇(三三)	五八・六〇(四七・四二)
民衆運動	四四(一七)	七・八一(二五・五〇)
組合運動	一〇(一〇)	一・七八(一・四三)
外部との衝突	一五(一五)	二・六六(二・二五)
待遇問題	二〇(二〇)	三・九四(一五・七六)
同情罷工	六(六)	一・〇七(〇・八六)
雑	三五(三五)	六・三三(六・〇三)
不明	三三(三三)	六・三三(一・八六)

右によつて、これを見れば、この時代に於ける罷業は、労働者の生活困難と、雇主の原始的搾取と、労働運動との間に生れた初期的現象であつて、賃銀値上、待遇改善、組合の承認等が中心の要求條項となつてゐたのである。

五 重要なる罷業

次に、此の時代に於ける罷業中、特に影響するところの大きかつた開灤炭礦、香港海員、京漢鐵道、青島紡績等の事件に就いて、その概略を記述して見る。

1 開灤炭礦罷業

唐山、開平、林西、馬家溝、趙客莊の五ヶ所を合せて通常開灤と呼ばれてゐる。一九二二年九月以降、これ等の五ヶ所と秦皇島に順次組合が成立し、ついで開灤五礦工人俱樂部が組織された。この年の十月、労働者は組合の名を以つて、待遇改善六ヶ條を要求したが、會社は天津から派遣された保安隊に依頼して、この要求を拒絶したので、二十三日から同盟罷業に入った。

保安隊と労働者の組織した糾察隊とは、日夜相對峙してゐたが、二十九日に至つて、坑内に幽閉された坑夫を救ひ出さうとする労働者の一隊は、遂に軍警と衝突し、雙方九名の重輕傷を出した。十一月二日、直隸警察廳長楊以徳は唐山の俱樂部本部を占領し、更に京奉線工人俱樂部、唐山機器廠工會等一切の組織を封塞し、武力を以つて復業を諭示した。一方又第七混成旅長董政國は、軍隊駐屯地の三十支里内の野外集會を一切禁止した。罷業團に對して軍警五千が動員され、無條件降伏を強要したのに對し、労働組合書記部は全國に互つて輿論を喚起し、堅忍これと對抗したが、流血の彈壓に疲勞した労働者は、楊董兩人が十三日に、三日内に復業せば百元以下全部に一割増を實行し、拘禁者を放免する」と布告したので、遂に二十五日間で罷業を終つた。

此の罷業は、當局に依頼する保守的工場主との代表的な闘争の一例であつて、罷業は徹底的に軍隊の壓迫を受けたが、特に外國資本家と支那軍閥との協同壓迫の事實が深い印象を労働者側に與へた。

2 香港海員罷業

一九二二年十月、香港の海員組合は英國船主に對して、賃銀値上の要求を提出して容れられず、翌年十一月十三日、罷業を宣言した。二十六日、罷業委員會は廣東、香港兩政府代表、英支船主、支那船員代表を以つて仲裁々判所を組織せんことを提議し、同時に五ヶ條の待遇改造を要求した。香港政府は治安維持の名の下に海員組合を閉塞し、廣東政府は極力労働者側を支持して英國當局と對峙した。この罷業を指導した共產派は直ちに全支に互る對英ボイコット運動を計畫し、一部支那商人の妥協運動にも拘はらず、對英ボイコットは燎原の火の如く擴大した。これに對して英國の、廣東に對する經濟封鎖、労働の強制、通信の檢閲等あらゆる壓迫手段は益々激化した。全國的反英思想の悪化と労働者の結束とは、遂に英國政府を屈せしめて、罷業五十餘日の後、三月五日、船主委員會と海員組合との間に協定成り、三ヶ條の待遇改造案と、更に英國當局は復業通告と共に組合解散令を取消し、國境に於ける支那人射殺事件裁判を公開し、負傷者に賠償すること及び組合員の故に逮捕された者の釋放を承諾し、支那海上労働者の壓倒的勝利を以つて事件を結んだ。

此の罷業は植民地労働者の特殊的地位を最もよく示すものであると共に、全支の労働者に對して、労働者自身の立場と力量とを決定せしめたものとして劃期的な意義を有するものであつた。

3 京漢鐵道罷業（二・七事件）

既に述べた如く、鐵道工人の組織運動の進展に伴ひ、一九二三年二月一日京漢沿線鄭州に全國總工會の成立大會を計畫した。

これに對して直隸軍閥の巨頭吳佩孚は靳雲鵬に命じて嚴重な禁止令を發せしめ、鄭州は當日早朝から戒嚴令が布かれ、店舗は全部戸を閉じ、街上行人の影を見ないと云ふ物凄く光景を呈した。しかも漢冶萍總工會其他三十餘組代表者百三十名、各地の學生代表等約三十名、各鐵道工會代表六十五名等々は斷然豫定の計畫に従つて、樂隊を先頭にして會場に進み、途中軍隊に阻止されて佇立二時間、遂にこれを突破して強行開會した。然るに同日午後、軍隊は非常手段を執つて、會場を占領し、一切の器物設備を破壊し、各代表を夫々の旅宿に監禁し、或は之を放逐した。

全國鐵道總工會の各分會代表は『自由擁護のため、二月四日より全線罷業を行ひ、且つ便宜上、總工會を江岸に移す』旨を宣言し、總工會の名を以つて

- (一) 京漢路局長趙繼賢、南段々長馮漢、鄭州警察局長黃殿辰の罷免。
- (二) 大會に與へた損害の賠償。
- (三) 沒收された一切の扁額贈物等を鄭州地方長官が軍樂隊先導で總工會に返付する。鄭州分會占領の軍隊を撤退する。

- (四) 日曜を休として、且つ賃銀を支給する。
 - (五) 舊曆正月一週間の休暇と賃銀を支給する。
- 等を要求して罷業に移つた。

軍隊と労働者との悲惨な衝突が全線各所に繰返された。中にも江岸に於いては捕へられた同志を奪還せんとする二千の労働者と相對峙した軍隊は、二月七日組合を包圍攻撃し、死者三十二、負傷者百數十を出し、戒嚴令下に列車の運轉を圖つた。所謂二・七の慘變これであつた。

鄭州では組合代表五人を捕へ、市中を引廻して労働者の復業を迫り、長辛店では十一名の捕縛された同志を奪還せんとする労働者を射撃し、死者四、重傷者三十餘を出した。其他各所に於いて軍隊對労働者の流血の慘事が續出した。

一方、當局は或は太沽造船所より、或は京奉線、津浦線より労働者を輸送して各所に分配し、武装軍人の監視下に列車を運轉せしめ、復業を拒む従業員は片端から解雇した。かゝる徹底的彈壓に會して、その戰鬥力盡きた罷業團は、九日遂に復業命令を發するの己むなきに至つたが、此の時既に千五百の失業者を出して居たのである。

この罷業は、支那労働者の生活改善の爲めの一切の要求が、政治的な鬭争に展開することの必要を全國労働者に教へたのみならず、これより組合運動が地下に潜入にして、秘密結社的性質を帯びるに至つた一大轉

換期を訓したものとして注目さるべきものであつた。江岸事件の二・七記念日は、初期時代の労働者の奮闘を物語る記念として、以後毎年、中國労働者によつて追悼される例となつてゐる。

4 青島紡績罷業

一九二五年二月の第一次上海紡績罷業は直ちに全國各都市に波及した。四月十九日、青島の大日本紡績の職工三千百名は、待遇改善、工會承認等十三ヶ條の要求を以つて罷業を開始した。間もなく罷業は日清、内外等にも擴大した。罷工委員會は五月二日、更に生活苦を訴ふる十八項の説明を公にし、三週間相對峙したが、會社側の強硬政策によつて、五月十日、休職に決定し、賃銀値上工會承認等は一切却下され、五日内に復業した者に四日間の日給を與へることとし、首謀者六十名を解雇したが、更にその解雇が擴大した爲め、労働者は青島紗廠總工會を組織してサボターヂユの戦法に出でた。かくて兩者の關係は『工會』問題を中心として益々惡化し、内地から驅逐艦が急派された。かくて空しく工場に集つて就業も罷工も出來ぬ状況下の労働者に對して、支那當局は遂に強力驅逐を決意し、五月二十九日早曉、陸戰隊と保安隊六百を以つて三工場を包圍して退場を命じ、内外棉では職工側に即死一、重輕傷十六を出した。翌日會社は三工場を通じて、五百餘名の解雇を支那當局に通告し、月餘に亙る罷業の幕を閉じた。而してこの解決の日はまさに上海五・三〇事件の發生の日であつた。

第三章 五・三〇事件と香港ボイコット

一 五・三〇事件

第二次大會以後の中國労働運動は、五・三〇運動により代表された労働階級の政治的進出の時代であった。一九二五年二月九日、上海の内外紡績第九工場の労働者は、會社側の不斷の解雇を近因として、賃銀増額、待遇改善、組合承認等を要求して罷業を開始したが、これは直ちに日華紡績第三、第四工場及び豊田紡績第三工場、大康紡績第一工場等に傳波した。これ等の罷業は會社側の強硬な態度によつて一時復業したが、會社と労働者との反目は依然持續して、職工のサボターヂユと部分的罷業とは絶えず行はれてゐた。

四月、青島紡績の罷業が起るや、労働者は再び攻勢に轉じ、四月三十日、内外棉の第五工場先づ賃銀増加、待遇改善の要求を提出し、次で五月四日、同社第四、第九、第十二工場及同興第一、日華第四工場の労働者も同一要求の下に怠業又は罷業を開始し、形勢頗る險惡となつた爲め、各社は一齊に工場閉鎖を行ひ、次々に首謀者を解雇した。十五日に至つて、内外第七工場の男女工七十餘名は工場閉鎖に反對して、工場前に於いて警戒中の日本人及印度人巡査と衝突し、死者一名傷者五名を出した。かくて労働者、學生の示威運動も日に日に激化し、二十四日には學生六名宣傳ビラ散布の故に工部局に引致され、對會社との間は戰時

状態の觀を呈した。

五月三十日、會審衙門に於ける午前中の裁判で釋放されなかつた右の學生奪還の爲めに、豫ねて門前に集合してゐた群集は、直ちに全市に互つて示威運動を開始し、小衝突は各所に演ぜられたが、南京路署附近に對峙した群衆に對し、午後三時英人署長の命令の下に印度人巡査は一齊射撃を開始し、十四名を殺傷し、十四名を引致した。これを導火線として、群集は隨處で租界警察と衝突して相互に死傷あり、かゝる衝突は六月十日まで間斷なく繼續した。

上海労働者は、民衆運動を有效ならしめる爲めに、直ちに工商學聯合會委員會を組織した。これは、上海總工會、上海各路商會聯合會、中華學生聯合會、上海學生聯合會等で組織されたもので、反帝國主義の宣傳、民族革命の宣傳、及び各地労働者の闘争の爲めに最も有力なる背景となつた組織であつた。

商人の罷市は二十六日には一齊に停止したが、労働者の罷業は益々擴大し、六月十三日までは、日本人經營事業では三十九ヶ所六萬三千人、英國人經營事業に於いては二十四ヶ所三萬六千人、工部局事業では八ヶ所三千六百人、その他外國人關係諸工場では三十五ヶ所二萬七千人。すなはち總計百八ヶ所十三萬六百餘人が罷業に参加し、これに伴つて支那人經營の十一工場二萬六千餘人が六月十三日までに罷業したので、上海の一切の近代産業諸工場は完全に一大罷業の渦に捲き込まれたのである。

しかも此の反帝國主義罷業は全國總工會指導の下に直ちに全國各都市に波及し、中にも漢口、南京、九江、

重慶等の各處では慘憺たる衝突事件を惹起し、北京、天津等では民衆の示威運動が繰り返し行はれた。

上海に於ける罷業は英國人産業に對して最も執拗に行はれたが、帝國主義各國、支那軍閥及び資本家と労働者との三角關係の對立は最も險惡なる状態を誘引するに至つて、九月當局は遂に上海總工會に解散を命じ、次いで、上海工團聯合國も封鎖せしめ、斷乎、非常手段を用ゐて戰鬪的労働者の組織の潰滅に着手した。ここに於いて、嘗て見ざる大規模の罷業も労働者側の惨敗を以つてその局を結んだ。

併しながら、労働者の運動はこの五・三〇事件の政治的闘争を通じて、組織工作、經濟闘争、宣傳教育工作に關し數多の經驗を獲得し、反帝國主義、反軍閥の民族革命的意識を全國民衆の間に浸透せしめた効果は著しいものがあつた。殊に廣東及香港の労働者が、英國政府に對する政治的ゼネラル・ストライキを敢行したのは、五・三〇事件の最も大いなる直接的影響と稱すべきであらう。

二 廣東對英ボイコット

中華全國總工會は五・三〇事件直後、對英ボイコットを計畫し、六月十九日「上海商工學聯合會の十七條要求の擁護、香港政府に對する政治的自由、法律上の平等、普通選挙、労働立法、家屋稅減額、居住の自由の要求」を掲げて罷業を宣言した。

海員、印刷、電車の工人を先頭として二週間の後には完全にゼネラル・ストライキとなり、各部門の工人

は陸續廣東に引揚げ、罷業は沙面にも擴大した。香港當局は直ちに全市に戒嚴令を布き、廣州に對しては糧食、金銀塊、紙幣の輸出を禁止した。六月二十三日、沙面の英國軍隊は示威民衆に機關銃を向け、死者五十人、負傷者百七十餘を出した。労働者は省港罷工々々代表大會を開いて、最高指導機關として罷工委員會を設置し、二千の糾察隊を組織して、死力的抗争の準備を整へた。

香港では市民大會を開いて、英本國に河用砲艦、飛行機母艦の増加を電請し、同時に、梁鴻楷、魏邦平等を援助して、廣東國民政府の打倒を策した。これに對して、労働者は「英貨、英船を除き、香港に寄港せざるもの限り、廣州に來ることが出来る」といふ特許證制度を設け、商務廳、外交部、罷工委員會、公安局の共同審査認定の下に、廣東の經濟的獨立を計畫したが、この爲め英船以外の廣州に直航する船が急激に増加するに至つた。

廣東政府には許崇智、梁鴻楷等の軍人派、湖漢民等の右翼派、及び汪兆銘、廖仲愷等の左翼派の三派が争つてゐたが、左翼の勢力擡頭して實權を掌握するに至つて、その派の閩士廖仲愷は八月二十日反對派に暗殺された。香港政府はこの動搖に乗じて陳炯明を助けて廣州を衝かしめ、商人を煽動して、内部からボイコットの切崩しを策した。罷工委員會はこれに對抗して自發的に特許制を取消し、全國的運動の喚起に努めたに拘はらず諸事情は益々持久戰を困難ならしめ、九月香港商會聯合會の代表者が調停せんとしたが、陳炯明の援助に熱中せる英國はこれに耳を藉さなかつた。程なく國民軍は惠州を陥れ、進んで汕頭から陳を省外に驅

逐したので、罷工團は再び勢力を恢復し、糾察隊の海口封鎖は東は仙頭より西は雷州北海の間に擴大した。一九二六年一月、國民黨第二次全國大會の開かれた頃、右派が漸次廣東に勢力を得つゝあるのに乗じて英國當局は俄然強硬となり、一月二十五日『罷工解決の停止』を宣布し、一切の反英行動を嚴罰し、商人の罷市する者は監禁し、その財産を沒收すると布告した。この時香港労働者は第二次の罷工を開始し、約一萬人が前後して廣東に走つた。罷工團は幾度も内外の危機に拘はらず罷業を繼續し、五月の第三次全國労働大會と共に一層結束を固くし、工農商學聯合委員會を組織して英國當局の猛襲に當つた。かくて一九二五年六月に開始された罷業は一九二六年十月に至つて漸くその終了を見たが、罷工團は將來對英經濟絶交運動への努力を宣言し、一九二七年三月の廣州の白色恐怖まで、罷工委員會を支持して居たのである。

この長期に亘る政治的罷業は英國政府に巨大なる損害を與へ、全國の反帝國主義運動に不斷の拍車を加へ、反動勢力との闘争並に自國資本家の動搖によつて、労働者の獨立的行動の必要を経験し、五・三〇事件と共に支那労働階級の組織を著しく躍進せしめたものと謂はれてゐる。

三 五・三〇以後と第三次労働大會

第二次より第三次労働大會に至るまでの労働運動は、五・三〇運動によつて代表された最も活潑な労働者の政治闘争時代であつて、これは次ぎに展開する國民革命の實行期に於ける活動期に接續するものである。即

ち國民革命の進展に従つて政治の中心に登場した支那労働階級の大いなる活動の基礎をなす時代であつた。この際に於ける全國の情況を、陳獨秀の報告に基いて述べれば次の如くである。

上海總工會は、五・三〇事件の彈壓後、自動的に復活し、孫傳芳の治下にあつて、尙ほ九萬の産業労働者を組織し、紗廠工會（五萬）、印刷工會（五千）、海員工會（二千）、碼頭工會（二千）等の重要産業を包含して、半合法的活動をつゞけ、一九二六年一月から四月までに十九件、一萬六千人の罷業を指導してゐた。

青島、濟南一帯には鑛山、紗廠、鐵道等の重要産業の労働者約十萬あり、五・三〇運動に於いては張宗昌の彈壓に拘はらず示威運動を敢行した。唐山、天津は北方唯一の工業區であつて、天津では五萬の紡織工人、及び印刷、海員、碼頭工人等によつて、天津總工會が組織された。唐山では、早くから組織された鐵道工人を除いても、六萬の鑛夫の組織が進展しつゝあつたが、奉天軍入京と共に非常な打撃を受けた。

北京は五・三〇運動後、總工會を組織し、五千の組織労働者は活潑な行動を起したが、これも奉天軍閥の爲めに強烈な彈壓を受けた。北方鐵道工人の組織は二・七事件の創夷未だ癒えず、十萬の工人中、組合はその三分の一に達してゐない。

漢口は中國工業中心地の一である。二・七事件以後の政治的壓迫と、農民の失業による労働者の汎濫と反動派の活躍によつて、五・三〇運動中に於いてすら、他地方の如き活動を見なかつた。湖南の鑛山組織は安源、水口山等に舊い歴史を持つてゐたが、これ等の組織は破壊され、たゞ長沙のみは、都市労働者の殆ど全部が

組織されて、他の方面の政治的闘争に参加しつゝあつた。

かかる状態のもとに第三次全国労働大会は一九二六年五月一日、廣州に開かれ、全国六百九十九團體の代表五百〇二人が出席した。これに代表される全国の組織工人数は二十四萬一千餘人。宣言の冒頭に謂ふ如く『此の大会で最も重要な問題は、五・三〇事件以後の全国工人運動の經驗と工人運動の國民革命に於ける地位とを決算し、經濟上政治上一切の闘争の策略を規定するにある。』決議された『中國労働運動の總策略草案』中には、労働階級の目前注意すべき問題として、次の如く擧げてゐる。

- (一) 工人大衆は五・三〇運動を經過したが、その勢力は未だ基礎がない。故に工人大衆は目前種々な組織形式で工人を團結し、工人階級勢力の基礎を鞏固にする。
- (二) 幾多の小闘争を利用して産業工人と手工業工人の組織を擴大する。
- (三) 工人組織の自由と労働法を要求する。吾人は現在の反動局面下に於いて、工人の自由と労働法を説くことの無駄を知るが、然し之れは工人を團結し、敵を打倒するの一法である。
- (四) 全国工人及民衆を號召して、香港罷業を擁護し、努めて適當なる解決を計る。蓋し之れは全国工人運動の盛衰に關係あるからである。
- (五) 即刻農民代表大會と共に密接な聯合一致の奮闘方法を決定する。並に各地有組織工人が如何にして農民組織團體の種々なる問題を援助するかを決定する。

第四章 北伐と労働者の活動

一 上海労働者の闘争

第三次大会より第四次大会に於ける労働運動は、折しも澎湃として起つた民族革命運動の大濤に乗り、國民革命政府の北伐戦線の勇者として、南支より長江一帯の地方に活躍し、自己の組織の擴大並びに農民との同盟によつて、最も豪華なる一時代を労働運動史上に劃したのであつた。

即ち此の期間に於ける労働運動の特別なる工作は(一)北伐への参加、(二)國民政府機關への参加、(三)香港ボイコットの繼續、(四)上海労働者の武装暴動、(五)國際的活動への躍進、等であつた。當時の組織運動の一般的成績を知るために、第四次全国労働大会當時の記録によれば、この大会への出席者は、二百八十萬の組織労働者の代表であつて、此の總数は第一次大会のその二倍を超過し、第一次大会のその五倍以上に達してゐる。全國的に産業別組織を持つたものは、鐵道、海員、郵電があり。紡績、印刷、鑛山もその準備會を有してゐた。この組織運動の成績を、全國總工會の調査による數字によつて示せば次の如くである。

	全體數	組織數	組織率
手工業工人	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	10%
産業工人	二、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	58%
計	五、七〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	19%

この時代に於ける労働運動の特征的活動は、國民革命の北伐に参加して、労働者の政治的力量を發揮したところにあるが、中にも、その代表的なるものは上海工人の數次に互る武装暴動と、武漢に於ける糾察隊の活動とであつた。

1 上海武装暴動の勝利

一九二六年、五・三〇事件の第一周年記念日より上海では十七の外國工場、六萬の職工が完全に政治的示威罷工を執行し、更に民衆の示威運動、學生の同盟休校、商店の罷市が實行された。ついで經濟的罷工に轉じ三週間の間に四十次三萬人、次の一週間に六十次六萬の人員に増加するに至り、その結果六月二十七日再び上海總工會は封鎖された。

七月には罷業參加工場百八、參加人員七萬五百、罷業數五十四のうち、彈壓に抗して一ヶ月以上繼續せるもの三を算し、一週間以上を支へたもの十三に及んでゐる。八月二十日に至り、上海紗廠總工會はゼネラル・ストライキを宣言し、この月の一般狀況は六十企業中二十三次の罷工、人員約三萬、うち五十日を超ゆるもの八千人、一ヶ月を超ゆるもの一萬七千に及んでゐる。

此の頃に至つて北伐軍は既に岳州より武漢に進出した結果、孫傳芳は益々上海保持の必要から上海その他の労働階級の活動に峻嚴なる彈壓を以つて臨み、同時に労働者は生命を賭して當局の戒嚴的壓迫に激烈な闘争をつづけた。そしてこの對立は遂に労働者の組織的武装暴動による政權獲得の三次に互る闘争を誘致するに至つた。

第一次の暴動は孫傳芳が南昌を失ひ、浙江の夏超が獨立を宣言したとき、これに應じて十一月二十三日に勃發した。併しながらこの時は、孫の實力未だ完全に消滅せず、夏超の獨立も忽ち失敗に終つた爲め、間もなく孫軍の鎮壓するところとなつた。

第二次暴動は翌年二月であつて、北伐軍は二月十八日、遂に杭州を占領するや、翌日上海總工會は戒嚴令下の全工場に對してゼネラル・ストライキを命じた。第一日には全市紗廠、法界及公共電車、郵電等重要産業を中心として十五萬の罷工を見、翌日は二十七萬五千、第三日には全碼頭労働者等全部參加して三十萬を突破し、第四日には三十六萬に達してゐる。

かくて上海労働者は二十一日夜より武器奪取を開始し、積極的に警察、歩哨線等を襲撃した。二十二日、労働者、學生、商人と中國共產黨及び國民黨左派の代表は上海市民臨時革命委員會を組織し、各所に官憲との流血的闘争を見たが、未だ所謂『赤手を以つてする突撃』の埒内を出でず、犠牲者のみ頻出するに及んで、

二十四日總工會は復工命令を出し、二十五日朝にかけて約三十萬の労働者が復工した。

第三次の暴動は翌月である。三月二十日、國民革命軍が上海に近き龍華を占領するや、上海總工會は、孫傳芳軍に代つて上海に據つてゐた張宗昌に對する組織的暴動を策して、三月二十一日先づ總罷工を命じた。命令一下、上海労働者は南市、虹口、浦東、吳淞、滬東、滬西、閘北の七區に分れて、警察及び殘留直魯軍の攻撃を開始した。鐵道は忽ち破壊され、電話局、電信局は占領され、水道電燈は切斷され、武装糾察隊を先頭とする民衆は各所に武器奪取を開始した。七區の攻撃は大體に於いて成功し、最後に閘北二十餘ヶ所に残つた直魯軍と二日一夜に互つて相對峙して、戦闘をつづけたが、二十二日午後六時、國民革命軍白崇禧の先鋒が到着するに及んで、遂に暴動は勝利を以つて終結を告げた。

2 蔣介石の「クーデター」

上海労働者は第三次の成功的暴動の結果、一千七百餘の小銃、四十餘の機關銃、その他多數の彈藥、爆彈を有し、二千七百人の武装糾察隊の組織を有するに至つた。蓋し上海労働者は當時全國労働者中、最も積極的革命的であり、かつその組織と實力とに於いて全國に冠たるものがあつた。しかも、既に共產黨及び國民黨左派に對する蔣介石右派との對立の形勢急を告げんとしてゐる時、國民黨勢力の中心地帯に位置する上海の死命を制する労働者の勢力は、右派に對して正に蔭然たる一大敵國の觀をなすものであつた。

この頃、漢口の英租界奪回事件などが起つて、各國は軍艦を増遣し、軍隊を上海に急派して労働者の暴動

を警戒した。蔣介石は既に長江以南を支配下に收め、更に北方への侵略の爲めに諸外國の國民に對する恐怖を解き、かつ對立する共產黨の中樞的勢力たらんとする労働階級の先鋒分子たる上海労働者の革命的實力を何よりも先きに破壊する必要に迫られてゐた。かくて蔣は李濟深、白崇禧その他の將領と上海に密議し、四月、上海、廣東、福建、浙江、南京等に於いて一齊にクーデターを開始し、一切の左翼組合の組織を破壊し、労働者農民の前衛闘士の殺戮を斷行した。廣東一省のみで二千の労働者農民が殺傷されたのである。

上海に於ける蔣介石の武装解除は四月十一日次の如き形式によつて行はれた。此の日、上海總工會本部（湖州會館）、糾察隊本部（商務俱樂部）その他の糾察隊駐屯の八ヶ所に向つて、無頼の徒を以つて臨時に労働組合を名乗らせた中華共進會、工會聯合會の私服武装隊が一齊に襲撃し、同時に軍隊は、これを組合間の衝突なりとして雙方の武装を解除したのである。各處で流血の闘争が行はれたが、結局糾察隊の武装は全部解除された。

上海總工會は翌十二日、次の如きゼネラルストライキの命令を出した。

『昨日朝四時、突然租界から進出した武装流氓、身に制服を附け、袖に「工」の符號をつけた者共、閘北、南市、浦東、吳淞各處の本會糾察隊を攻撃し、本埠軍隊亦豫め命令を受けて同時に行動し、種々なる欺騙を用ひて糾察隊全部の武器を奪取し、工會及び糾察隊の一切の物品を餘す所なく持ち去り、後租界方面に去つた。本會糾察隊抵抗して死する者百餘、工友群衆死者數百、朝六時より各處の工人罷工して兵士の爲め

に多数の者が射殺された。前後の情形惨状言ふに忍びない。當局と租界の敵人の默契昭然掲ぐるが如し。證據正に確實。本會此に於いて全上海工人の總同罷工を以つて抵抗せんとす。』

労働者は十三日、大會を開いて、(一)武装回収、(二)工會破壊長官の處罰、(三)犠牲者の撫恤、(四)帝國主義者への抗議、(五)中央政府及び全世界への援助要求、(六)上海總工會の擁護、を決議し、示威行列を以つて寶山路の二十六軍第二師司令部に請願に向つたが、街路の各所より軍隊は群集に向つて突如機關銃を發し三百餘を殺傷し、これより所謂白色恐怖は全般的に擴大して、さしも堅忍を誇る労働階級の牙城、上海労働者の前衛闘士も一時殆ど掃蕩し盡されてしまつた。

二 武漢に於ける労働者組織

北伐軍の占領以前には、武漢に於ける労働者の組織は、九の工場委員會、十三の支部、十一の組合があり武漢工人代表委員會を組織して活動してゐたが、占領後、湖北全省總工會を設け、百五十八の組合、五十一萬の組織工人を統制し、一九二七年一月には全省代表大會を開いた。一月十三日英國水兵と民衆との衝突を機會として、漢口労働者の糾察隊は英租界に侵入し、支那側に回収してしまつた。

武漢政府成立後、五千の糾察隊を有したが、後に改組して、内一千を完全なる軍隊組織とし、後に共産黨が武漢政府を去つて八月南昌に暴動を計畫するや、擧げてこれに参加し、後の紅軍の一母體となつた。

三 第四次全國労働大會

國民黨左派の武漢政府に對して蔣介石は南京政府を樹立し、武漢政府に於いても、左派と共産黨との決裂を目前にして、一九二七年六月十九日、第四次全國労働大會が漢口に開かれた。蓋し本大會は五月一日開催の豫定であつたが、各所に起つた蔣政府の白色恐怖と、武漢封鎖による交通障碍の爲め、かくの如く遷延したのである。出席代表は全國總工會代表の外に、二百八十萬の組織工人を代表する四百二十九人。この内、全國的産業組織の工人代表として、鐵道二六、海員三二、郵電一三を含んでゐる。

大會は過去三次の大會の意義と成績とを綜合し、更に今日に至るまでの一切の労働者闘争の戦術を決定したもので、最も重要な意味を持つものであつた。即ち大會宣言、政治報告決議案（國民革命の前途と組合の任務）、組織問題、經濟闘争、ファシズム及びファシスト組合に對する闘争、女工少年工問題、廣東工會運動、北方工會運動、上海工會運動、鐵路工會運動、海員工會運動、その他重要各地の工會運動に關する各決議案を決定し、二十八日閉會した。大會終了後、數週を出でずして、支那労働階級は全然新なる環境の下に、直接自己の組織力量を以つて政權を獲得し、工農兵のソヴェットを建設する時期に當面し、これより左翼労働運動は最も多難なる地下の潜行運動の時代に移つたのである。

第五章 非合法活動時代

一 廣東コムミュニズムと工人運動

武漢政府を去つた共產黨並に全國總工會の中心幹部は七月末南昌に合し、所謂八・一南昌暴動を起したが、事破れて九江に會し、所謂八・七緊急會議を開いて、黨更生の出發點と共に労働及農民運動の新戰術を決議した。工人運動決議の重點は非合法状態に於ける労働運動の革命化であり、農民武装暴動に響應すべき武装労働者の組織と活動とに關する規定であつた。

この年の九月、南昌から南下した賀葉軍は廣東省内に入つた。十月十四日、海員工會は大規模の罷工を開始し、組合は直ちに封鎖されたが、一般労働者の氣勢は愈々昂揚し、十一月七日には大示威運動行はれ、十二月に入つて、郵便、海員、乗合自動車其他各種の労働者の罷工頻發し、遂に十一日、武装暴動となつて爆發し、廣東ソヴェエットの樹立となつた。この暴動は共產黨史の篇に述べた如く僅かに三日にして破壊され猛烈なる白色恐怖の出現となつて、戰闘的労働者の大半を失つたが、この經驗は程なく海陸豊ソヴェエットの樹立を始め、現存する各地方のソヴェエツト建設に對して極めて重大なる礎石を提供したものであつた。即ち『廣東暴動批判に關する決議』の一部は次の如く述べてゐる。

『中國の政治的、社會的總危機及び新舊軍閥の亂戰局面を解決するには、ソヴェエツトの勝利以外にないこと、そして、この勝利の爲めには、工農兵の聯合を緊密にし、一省或は數省の政權の獲得を全國的勝利に擴大しなければならぬ。随つて、各地勞農は以上の根本を充分に諒解し、農民の遊撃戰より、農民割據への發展、大都市労働者の日常闘争の發動から、労働大衆の政治的ゼネラル・ストライキの發展、大都市に於ける武装暴動から經濟的中心地帯の政權獲得への發展等に就き、廣東暴動によつて歸結し得た一切の經驗教訓と、廣東暴動によつて得た労働者自身の廣大な力量に對する自信とを以つて直進しなければならぬ。』かくして、労働運動は數年來の組織を根本的に破壊され、今や新たな方針のもとに組合再建の時代に入つたのである。

二 第五次全國労働大會

左翼労働組合即ち全國總工會の運動は残酷なる彈壓のもとに、地下運動に追ひ込まれるや、從來の運動が大半政治勢力に隨伴して發展し、公開的活動の上に建てられてゐた爲め、確固たる基礎的組織を持たなかつたので、武力彈壓の下に下層組織は完全に崩壊し去つたのである。この深刻なる打撃は容易に再建を不可能にし、僅かに委員派遣制度によつて工會の組織系統に替へると云ふ畸形的な運動状態を現出した。

一九二九年二月の全國總工會第二次擴大會議は、國民黨系の黄色工會に對する從來の戰術の誤謬を訂正し

たが、尙ほこれとの合法的闘争手段を脱し得ず、黄色工會に比してその組織上、勢力は著しく劣つてゐた。かくの如き情勢の下に第五次全國勞働大會が開かれたのである。

第五次勞働大會の當時に於ける全國總工會の會員は僅かに三萬人を出でなかつた。この會議の中心的決議事項は工會の政治行動の正確なる決定であつて、赤色工會の指導と組織との獨立的發展方針、過去の黄色工會に對する戰術的誤謬の修正、赤色工會發展の基礎を鐵道、海運、兵工廠、鑛山等の重要産業勞働者及産業區域に置くべきこと等であつた。

この時に當つて、經濟及社會狀態の悪化は益々大衆闘争を尖鋭化し、同時に黄色組合は更にファシスト化して、蔣介石政府の機關の一部となり、大衆的闘争の指導的地位は漸次に總工會の手に移り、一九二九年度年末争議二六件中、十六件は總工會の指導するところとなつた。併しながら組合員は尙ほ七萬人に足らず、しかもソヴェット區域に於ける工會員が五分の三を含み、更に大都市の勞働者は僅かにその十分の一しか組織されてゐなかつた。而して全國總工會の指導下に組織化された産業は僅かに鐵道、海運の兩全國總工會の組織あるのみで、其他は上海、香港、天津、武漢、厦門、無錫、信江、龍岩、上杭、永定、武平、陽新、瀏陽、龍州等の地方組織である。

以上の組織狀況に據つて見るに、赤色工會組織はソヴェット區域を除いては、その數量上極めて微弱でソヴェット臨時政府の基礎漸く固く、紅軍の活動益々強大を加へつゝある今日、左翼勞働運動はこれに對

して跛行的な進展狀態を以つて追隨してゐるものと云はざるを得ない状態にある。

三 再建勞働運動

全國總工會が、最近に於いて組合再建の爲めに試みつゝある各方面の組織運動に關して、資料の得られた部分に就いて次に略述しよう。

1 工場委員會運動

工場委員會の運動はかなり永い間中國勞働運動の幹部に諒解されてゐなかつた。モスコイのプロフィンテールン第四次大會の直後、總工會は工場委員會の宣傳に注意を集めると共に、これが組織に着手し、鐵道、海運及び上海電車バスの勞働者中に相當の組織成績を挙げ、赤色工會の基礎を擴大した。第五次勞働大會は特に工場委員會に對して決議し、全國各工場に於いて大いに宣傳を行ひ、特に工場委員會の説明に關するパンフレットを出版し、各工場に命令して特にこの運動を重視せしめることを決定した。併しながら鐵道、海運、鑛山等の重要産業の勞働者中には猶未だ工場委員會の制度は有力なる基礎を形成し得ないが、漸次一區或は一地方の工場を聯合して工場委員會の聯合會を組織する方向に進みつゝある。

2 勞働者糾察隊の工作

勞働者糾察隊は北伐進行中に生れた勞働者の武装組織であつて、赤色工會に於ける極めて重要な工作と

なつた。第五次労働大會後はこれを工會内の普遍的恒常的組織たらしめるべく努力を傾注した。糾察隊は、罷業時に於いてファシスト團體に對抗し、示威運動の先頭に立つのみならず、黄色工會の消滅、工場内の反動的工賊の制裁等に有效なる活動をつづけた。

ソヴェット區域の各縣に於ける工會は悉く糾察隊の組織を有し、五十人乃至百人の隊員を持つてゐる。第五次大會の翌年には、上海には十數隊、武漢には三隊、香港には二十隊、天津には五隊の糾察隊が組織された。その組織は五名を一小隊となし、三小隊を一中队とし、三中队を一大隊（通常これを隊と呼ぶ）として編成されてゐる。上海及大都市の糾察隊は一般に政治及軍事訓練を施し、少數の武装用具を有し、其他に鐵器、棍棒等を用意してゐる。ソヴェット區域の労働糾察隊は悉く武装し、屢々正規軍と互して遜色なき實力を發揮してゐる。

3 青少年工、女工運動

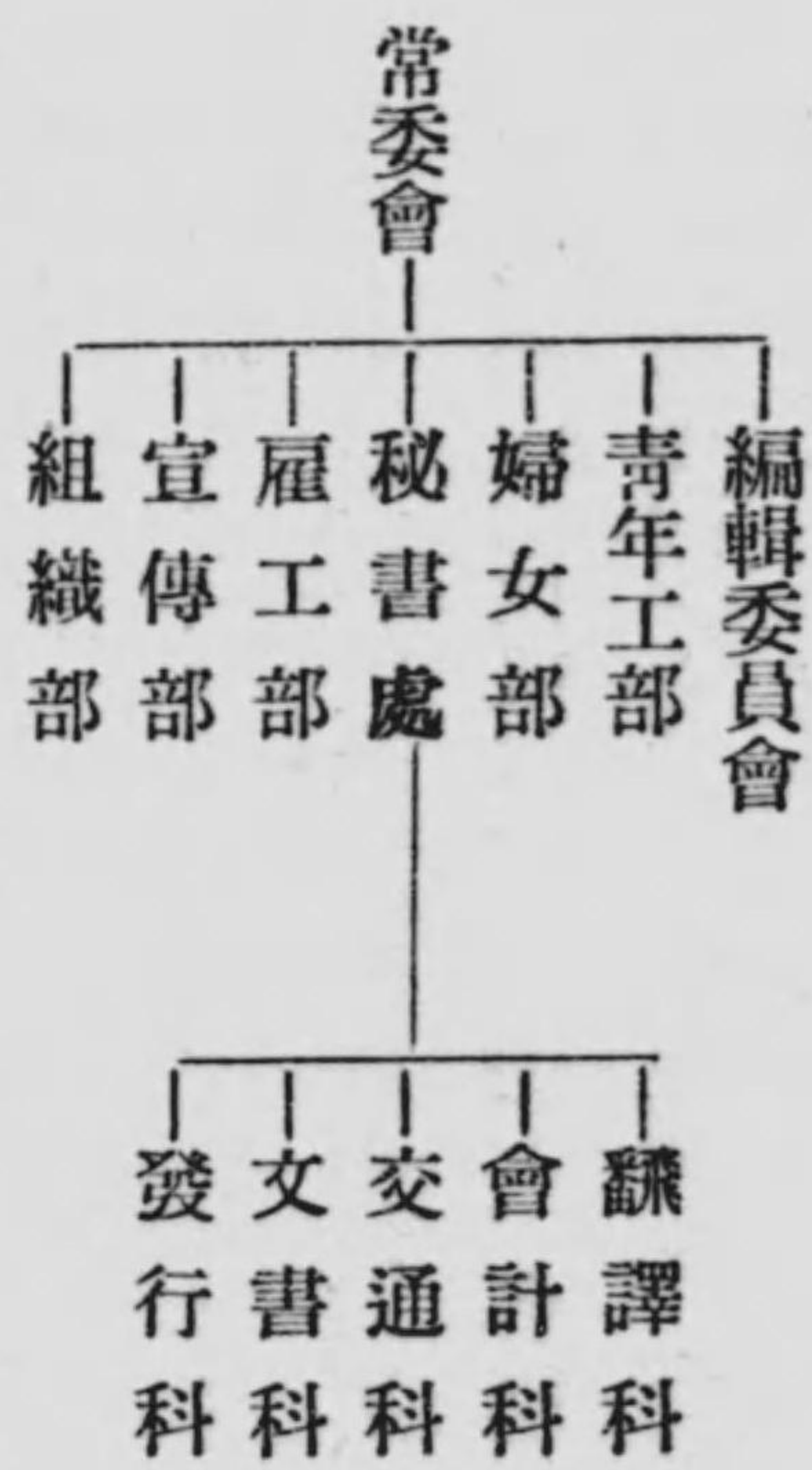
生産合理化の過程に於いて、全國工場に於ける青少年工、女工の數は非常な増加を示し、特に上海及び各地の紡績業に於いては、全従業者の八〇%に達するに至つた。その他化學工業に於ける各工場にも女工、幼年工が激増した。これ等の青少年工、女工に對する工作に就いては總工會は早くから重要視してゐるが、上海を除いてはその工作成績は見るべきものがなかつた。

上海紡績工場や製糸工場の女工の間には、全國總工會は一九二九年頃、直接數個の工學校及び數十班の女

工讀書班を設け、部分的に工作を組織したことがあるが、その他の諸地方には殆ど組織が排除してゐた。ソヴェット區域の諸地方には比較的工作が發展してゐる由であるが、確實な統計が存在しない。

4 全國總工會の組織

全國總工會の組織は、その創立以來謂ふまでもなく多くの變遷を経験して來たのであつて、その執行委員の數も第四次大會當時は六十餘名を算してゐるが、一九二七年の大彈壓に遭つてその大半を失ひ、一九二九年十一月の第五次全國労働大會は新委員四十四名（海員六名、鐵道九名、鑛山三名、兵工廠三名、上海六名、香港二名、その他二十一名）を選任して新執行委員會を成立し、更に七名を互選して常任執行委員會（常委會）を組織し、その下に左の如き活動部を設けた。



各産業別全國的總工會は、海運總工會、鐵道總工會、上海工聯會等であつて、これ等の組織は全國總工會

の組織と略く同一であるが、只雇工部を缺いてゐるのみである。

5 日常工 作

全國總工會の日常工作として規定されたところによれば――

- (一) 各地工會の大衆組織建設を直接援助す、即ち全國總工會は既に唐山、天津、九江、武漢、香港、河南及各鐵道、鑛山等に組織者を派遣し、各地の工會組織を援助せしめてゐる。
- (二) 各地の労働闘争を計畫的に組織し、各地特派員によつて煽動、指導及闘争の發展を援助し、同盟罷業及び政治罷業にまで發展せしめる。
- (三) 全國總工會は鐵道、海運、上海、香港等の産業別總工會と密接な連絡を保ち、同時に各地方工會に對しては直接の連絡により下級工會を指導啓蒙してゐる。
- (四) 巡視工作の制を設け、重要産業及都市の諸方面に巡視員を特派して、その地方の工作狀況を監察指導せしめる。
- (五) 定期刊行物としては、從來『中國工人』後に『労働週報』を有し、その他隨時不定期の刊行物を出版し各地工會よりも適宜刊行物及び工場新聞を刊行せしめ、訓練班及労働學校を經營せしめてゐる。
- (六) プロフインテルンは常に代表を駐在せしめ、また太平洋労働會議書記局に参加して、國際的關係の緊密を保つてゐる。

農 民 運 動

農民運動

第一章 概観

支那の農業經營は所謂小農經營であつて、小自作農、小作農、自作兼小作農が最大多數を占めてゐる。嘗て一度も國勢調査を施行したことの無い支那の人口統計は、各種各様であるがたゞその概略を察知する根據として、今民國七年（一九一八年）の農商部の農家統計に就いて見れば次の如くである。

農家總數	四三、九三五、四七八
自作農家	二三、三八一、二〇〇
小作農家	一一、三〇七、四三二
自作兼自作農家	九、二四六、八四三

支那の農民は總人口の八〇％に當ると謂はれてゐるが、その内、右に見る如く全農家の五〇％は小作農及び自作兼自作の貧農である。しかも残る自作農の内、同統計によれば、三百畝以上の地主は自作農家數中の一二％で、五〇畝以上の地主が三六％、残る五二％は皆五十畝以下の小農である。しかもこれ等の小農貧農

の生活は、民國以來の絶え間なき兵亂の爲めに日に動搖し、自作農は減少し、小作農は増加の趨勢を示してゐるが、しかも全體として、小農の没落、貧農の失業は次の表に見る如く荒廢地面積の驚くべき増加が明白に物語つてゐるのである。

▽荒廢地面積

年度	畝數
一九一四	三五八、二三五、八七六
一九一五	四〇四、三六九、九四八
一九一六	三九〇、三六一、〇二一
一九一七	九二四、五八三、八九九
一九一八	八四八、九三五、七四八

▽自作及び小作農の増減

年度	自作農%	自作兼小作農%	小作農%
一九一八	五二	二一	二六
一九一九	四九	一九	三二

而して一般農民の生活に就いては、各種の統計を掲げる煩を避けて、一九二五年五月の廣東全省農民協會の第一次代表大會の宣言中の要點を擧げて見る。廣東農民の一般状態は決して特殊なものでもなく、全國各地の農民の上に殆どそのまま適用し得ることは謂ふまでもない。

『吾々の現今經濟上受くるところの苦痛の最も烈しく且つ共通なのは、第一は高利貸である。手取り九角に對し、月利四角を取り立てる。そして利息の重いことは、廣東各縣では殆ど毎月一兩につき三割が普通で、甚しきは六割を要求する。殊に慘酷なのは、「父債子還」で、歴代の破産を迫ることである。第二は質屋の重利剝奪であつて、各縣では毎月三割の利子を普通とする。第三は一般奸商(買辦階級)の居奇壟斷である。吾々の賣出す農産品は凡て彼等の手を経る時に、價格の低廉と、量衡の大なることが要求され、吾々が買入れる消費品(肥料、農具その他)は、價格と量衡の減小が要求される。中にも最も悲惨なのは米價の吊上げである。第四は一切の苛税雜捐及額外の征收である。……』

小作料の如き、同年江西の六十二縣中約三十縣は五五%より八〇%に至る高率である。更に地主と小農との對立に就いては、地主の武裝組織がある。連年の内亂に對する地主の自衛手段として、廣東、湖南、福建、河南、山東等の各地に發生したもので、平常は小作の反抗に對する地主の防衛乃至鎮壓に用ゐられてゐた。前記の代表大會に於ける『經濟問題決議案』中には次の如く謂つてゐる。

『廣東近年の顯著な事實として、地主階級が自己の利益の爲め、民國、鄉團、聯團、保衛團等を組織せる事實がある。……幼稚な農民運動の下にあつて、未だ自己の武裝なき農民は到底この地主の武裝と軍閥の聯合とに對抗し得ない。随つて農民運動三ヶ月の間に民國が協會を摧殘した事件が連續してゐる。しかも民國は完全に鄉村の公費或は農民の膏血を以つて成組されて居り、……』

かくの如き状況の下にあつたのであるから、南部の農民の間に、ひとたび近代的農民運動が点火されるや忽ち燎原の火の勢を以つて、全支の農村を掩ふに至つたのも當然のことと云ふべきであらう。

支那に於ける労働運動が京奉線、京漢線の如き北方から起つて、後に長江の諸都市に及んだのに對して、農民運動はその端を南方の廣東に發し、然るのち北上して長江一帯に延びたのは、最近支那の二大運動が南北相呼應して中原に迫つたといふべき貌を示すものである。

海豊縣に發した近代農民組合の運動は間もなく廣東全省を風靡し、來るべき國民革命の内部的勢力を扶植したものであつた。農民運動の初期の時代である。

北伐の成功と共に、農民組織の活動は長江一帯に進出し、特に湖南、江西の地方はその代表的な組織の進展を示した。これより武漢政府の時代に互つて、農民組合運動の最盛期を現出した。

武漢政府と決裂した共産黨の各地の直接行動は、四秋暴動を始め武装農民の組織的活動であり、各地に生れた恒常的農民自衛軍の組織は、強大なる紅軍となつて國民政府軍を以つてするも撃滅し得ざる存在となり、遂に農村ソヴェットの樹立を見た。

かくの如くして南北に起つた労働、農民兩運動の事實上の指導者たる中國共産黨は、今や國民政府統治下の中央の地域に蟠踞して、自らの政府を樹立し、既にして二大運動の目的の大半を成就したかの觀を呈するに至つたのである。

第二章 北伐前の廣東農民運動

一 海豊の先驅運動

近代的農民運動は、一九二三年頃から廣東地方にその端を發した。この運動は中國労働運動の發展の線に沿つて、やゝ遅れて進展したのであるが、初期に於いては革命的インテリゲンチアの運動として學生が地方農村運動に参加し、觀念的傾向は免れなかつたけれども、始めから共産主義的指導精神のもとに組織が發展して行つた。而してこの廣東の運動の先驅をなしたのは、後に最初のソヴェットを樹立した海豊の農民運動であつた。

海豊縣は全戸數七萬、人口四十萬で、この内農家は五萬六千戸を有し、小作農は五十五%を占めてゐたが、連年の軍閥鬭争に依つて愈々窮乏化し、遂に最も積極的な農民として異常な鬭争力を發揮するに至つた。一九二三年一月海豊總農會が成立したときは既に加入者六萬人に達した。

海豊を中心とする農民組織の運動は漸次進展して、陸豊、紫金、惠陽、惠來、普寧等の各縣に及び、程なく後の全省農民協會の前身たる廣東省農民協會の成立を見た。一九二三年の夏にはこの協會所屬の戸數は總計二萬六千戸、會員約十三萬五千に達した。かくの如き勢力の伸長を怖れた陳炯明は、この年七月、遂に解

散命令を發した結果、後に國民黨が容共政策を執つて此の地方までその統制が及ぶに至るまで、協會は地下的運動を繼續したのである。

共產黨と提携した國民黨はその組織を改め、農民部長に共產黨幹部の譚平山を任じ、極力農民組織に向つて努力を傾注した。即ち廣東に農民運動指導者を養成する短期講習會を設けて、約九十の特派員を農村に派遣し、同時に各地の農民協會から選拔された農民に對して幹部教育を與へる機關を設置し、組織宣傳に努めた結果、鬭争的農民組合運動は廣東全省に澎湃として起つた。

二 全省組織と農工聯合案

一九二五年五月一日、二十二縣、二十萬の代表は廣東に會して第一次全省農民代表大會を開き、全省農民協會の成立を宣言し、赤色農民インターナショナルへの加入、及び農工聯合の決議を爲すと共に、全省農民を擧げて國民黨に加入し、その革命工作に協力すべきことを宣言した。この大會で決議された『農工聯合案』は次の如く、革命過程に於ける兩階級の立場を闡明したものであつた。

『(一) 何れの國でも農民は大多數を占め、少くも經濟上の主要勢力を占めてゐる。農民の受けてゐる壓迫は工人のそれに劣らない。寧ろこれに過ぐるものがある。隨つて農民は現在の制度の下に、革命勢力の一部を爲す。』

(二) 工人階級が現制度を推翻せんとするためには、現制度に反對する一切の革命勢力と結合しなくてはならぬ。この同盟者の第一は農民である。無産階級が若し農民と聯合しないならば革命は成功し難い。

(三) 政府の中心が都會にあるから従つて鬭争も亦都會が中心となり、隨つて工人階級は努力して農民を領導しこの鬭争に参加せしむべきものである。

(四) 各國の階級鬭争の例が示す如く、一八七一年のパリ・コムミュン、一九〇五年のロシア革命、一九二三年のドイツ及びブルガリア革命等々の失敗の有力な原因は、農民の援助を得なかつたことにある。別言すれば一九一七年のロシア革命の成功は農民の援助を得たからである。

(五) 中國農民は全人口の七五%を占め、農民の苦痛は工人より甚しい。中國工人階級は解放を欲する以上農民との聯合を必要とする。

(六) 農民は自己の解放を得ようとするれば、工人との聯合によつてのみ達せられる。

(七) 工農聯合に於いて、目前に處すべき點は、

a 工人は歸郷の時、或は工作地附近の農村に於いて、農民に對し、農民協會の組織を宣傳し、援助する。

b 工會農會の間に互に代表を派し、工會は農會の進行と提携すると共に、經濟的組成例へば消費組合等の發展を助ける。

c 農民に經濟上、政治上の闘争が発生した時は、工會は工人を領導して實力的援助を與へる。これより全省農民運動は中央指導機關を得て、その組織は躍進し、大會より五ヶ月の後には、三十三縣、四十五萬に發展した。この間農民自衛團の武裝組織は、第二次の陳炯明討伐、香港の對英ボイコットの闘争に参加して、重要な經驗を重ねた。

一九二六年五月一日、第二次全省農民代表大會は、第三次全國勞働大會と同時に開かれた。既にこの時は、廣東のみならず、湖南、湖北、江蘇、浙江、廣西、福建、河南、山東、山西、貴州の代表も参加し、二週間に亘つて三十件の議案を決議し、廣東全省農民協會章程を制定した。

この第二次大會頃には、縣協會は六六、區協會は一七七、鄉協會は四、二一六に達し、全會員數は六一六、四五七人を算し、農民自衛軍は五萬を越えた。當然の勢として、地主側との對立は一層尖鋭化し、土豪連は農民協會に對して『農工是土匪』、『共產共妻』、『解散農民協會』、『農會干涉司法行政』等をスローガンとして、武裝的組織たる民團の武力を以つて農民協會を壓迫し、自衛軍との衝突は到る處に擴大されて行つた。以上が北伐直前に於ける廣東省を中心とした左翼農民運動の概況であつた。

第三章 北伐時代と湖南の組織活動

一 湖南の農村革命

廣東國民政府の北伐の發展と共に、農民運動はこれと並行して躍進し、長江沿岸に進出して急激なる組織の展開を示したが、その代表的なものは湖南、江西一帶に於ける運動であつた。特に湖南の組織狀況並に戰鬥的活動は、前後一年を通じて全國にその比を見ない現象を呈した。北伐中の農民工作として、特に湖南の狀況を中心として叙述する所以である。

後に農村ソヴェット並に紅軍の遊撃區域が、湖南、湖北、江西を根據として發展し、今日に及んでゐるが、湖南、江西の地方にかくの如くに共產黨の勢力が早くから確保された理由は、第一に全國中、小作條件の最悪な貧農が多數を占め、金利は特別に高く極度の貧窮にあつたこと、第二に、この地方が南北兩勢力の衝突點に當り、絶えず兵禍を蒙つてゐたこと、第三には湖南は南學の中心で、急進的思想を受け入れる温床が準備されてゐたこと等を擧げることが出来る。

湖南の組織運動の開始されたのは一九二六年一月以來のことであつて、中部及び南部が特に早くから發展したが、約半ヶ年の地下的秘密運動の時代を経て、七月以後、北伐軍が軍閥趙恒惕を逐ふに及んで漸く公然

たる運動を開始した。當時湖南の農民組合員は四十萬に達しなかつたが、十月頃から大地主に對する闘争は猛烈を極め一九二七年五月頃まで殆ど革命状態が現出した。この間の實情に就いては、當時國民黨候補執行委員であつた毛澤東が次の如く報告してゐる。例によつて、數字は相當に割引して見ても尙ほ發展の事實は推測し得るであらう。

『一九二六年十月より翌年一月までは即ち革命時期であつた。農會々員は二百萬に激増し、直接それに指導され得る大衆は一千萬に増加し、湖南農民の半分は組織された。殊に湘潭、湘鄉、瀏陽、長沙、醴陵、寧鄉、平江、湘陰、衡山、衡陽、來陽、彬縣、安化等は全農民が殆ど農會に参加してゐる。かくて組織の擴大と共に行動は開始され、遂に十月より一月に至る空前の農村革命を現出した。

農民の主要目標は土豪劣紳、不法地主であり、これに次いで農村各種の宗法思想制度、都會地の貪官汚吏、鄉村の劣悪な習慣であつた。攻撃形勢はまるで急風暴雨の如く、これに順ふ者は存し、違ふものは滅び、結局、幾千年の封建地主の特権は粉碎された。紳士の権力倒れて農會は一個の権力機關となつた。一切の権力は農會に歸す」といふ標語は文字通り實現し、些細な小事件まで農會にその解決が求められ、一切の事件は農會に従はなければ解決し得ず、農會は鄉村に於いて殆ど獨裁者となり、主張は總て實現され、外部の人は農會は結構であるとは云へるが不都合であるとは絶対に云へず、土豪劣紳不法地主は完全に發言權を失ひ、その上等なるは上海に走り、次は漢口に免れ、その次は長沙に、更にその下は縣城に走

り、一番下のは農會に投降して加入を乞ふた。四ヶ月前の権力者は今や入會を拒絶されて、農會の門前に佇む哀れなる姿を呈してゐる』

かくの如き革命的運動の前には一切の舊習が破壊され、寺院、教會の類は沒收され、阿片、賭博は禁止され甚しきは一切の農婦に即時斷髮が要求された地方すらあつたと傳へられてゐる。従つて、地主側と民團との衝突も各所に起り、到るところで流血の闘争が繰返された。

地主側の武裝團體は中部に比較的少く、西部南部に多く、平均一縣に小銃六百挺内外と見て、七十五縣に總計四萬五千挺位を有した。農民運動の盛んな中南部では、武裝團體の大部分は農民協會に投降し、一部は中立を守り、一部は抗争した。闘争は西部に於いて最も激烈であつた。投降した武裝團體は農民協會の武裝組織と合して挨戸團常備隊なるものを組織した。小銃の乏しい農民協會では、別に新しい武裝隊を設け梭標隊と名けた。梭標とは長柄のついた兩刃の刀であつて、湘鄉一縣だけで十萬本あり、最も普遍的な武器であつた。これ等の組織によつて地主の武裝團と戦つたのである。

二 國共分裂の導火線

國民黨中央及び共產黨中央は、その政策上土地沒收は大地主に限り、中小地主は多く國民黨側に誘引すべき必要より、これを保全するやう命令せるに拘はらず、湖南の前衛農民は騎虎の勢に乗じて小作料二割五分

減より、進んで一切の地主の土地を一樣に没収し、急激なる土地革命の實現を企圖したのである。然るに國民黨武漢派の要人武將中には唐生智、何健等の如き湖南出身者多く、また湖南出身で北伐に従軍中の將士の親戚家族も一樣に、この變改の禍中に捲き込まれた爲め、武漢に於ける土地階級を代表する一派、及び資産階級を代表する一派は、この農民闘争の擴大深化と共に急速に共產派と分化對立した。

湖南軍閥と早晚衝突すべきを豫期した湖南共產派は、一舉湖南に勞農政府樹立を計つて、省城長沙に向つて進撃せんとした。留守隊司令許克祥は機先を制して共產系各機關に對してクーデターを行つた。かくて軍閥對農民軍の間に決戦の風雲迫り、武漢政府の共產派幹部の制止も徹底せず、瀏陽の農民三千は小銃二、三百挺を以つて五月三十一日、長沙に進撃したが、交戦一時間にして敗走した。湖南軍閥の巨頭唐生智は共產黨討伐を決意して、各所に軍隊を派遣して、各縣の農民協會、勞働組合を解散し、衡州に設立間もなき湖南勞農政府も潰滅せしめたが、東部の安源から醴陵にかけて數萬の農民軍が蟠踞し、平江では糾察隊をも合して二、三千が省城攻撃を企圖し、寧郷では三、四千が縣城附近に屯し、長沙では附近到る處の農民軍が機を視つてゐるといふ狀況であつた。かくて、唐生智は自ら湖南に入つて、黨部を改編し、農民自衛軍の解散を命じたが、農民は却つて農民協會、勞働組合等を復活し、租税を徴收して持久を計り、各地の農民軍は屢々蹶起して頑強な抵抗をつづけた。この衝突の結果、共產黨は遂に武漢政府を退出するに至つた。

第四章 武漢時代の全國組織狀況

一 農民組織の飛躍

北伐と共に進展した農民組織運動は、武漢政府と南京政府との對立當初の時代まで旭日の如き勢を以つて發展をつづけた。江蘇、浙江、福建、江西等國民革命軍の勢力範圍に於いては謂ふまでもなく、山東、直隸、河南、山西及び三特別區等の運動も、南方の運動に刺戟され、殊に河南の如きは、戰鬪的農民運動の前衛活動は紅槍會の内部まで喰ひ入つて、かなりな成功を収めつゝあつた。湖南については武漢政府の所在地たる湖北並に江西の運動が殊に活潑であつて、これ等の省内の激烈な農民闘争は武漢政府内部の分化を促進したのである。當時の全國の組織狀態に於いて一九二七年六月、農民部の發表したところによると次の如くである。

	縣農會	區農會	鄉農會	村農會	會員	備考
湖南	四	六六	一三、一〇七	—	五、五七、一四〇	省農協成立
湖北	三	—	—	—	二、五〇一、六〇〇	同
江西	一〇	一七	二、〇〇九	—	三、八二、六七	同
山西	七	—	—	—	一七、〇五〇	

武漢時代の全國組織狀況（農民組織の飛躍）

陝西	二〇	一四一	—	三、八九四	七五、一六〇	
安徽	二	三〇	一三〇	—	六、六〇〇	省農協準備處成立
直隸	一	四	—	三	三六〇	
四川	六	五九	三三四	—	三三、二〇〇	
雲南	二	—	—	—	—	
熱河	九	一三	二	三五	五、四三三	
廣東	七	—	—	—	七〇〇、〇〇〇	省農協成立
廣西	二	—	三三	—	八、一四四	
河南	四	三〇	二三八	—	二四五、五〇〇	省農協成立
山東	—	—	一四	—	二八四	
福建	二	一六	一四七	—	二八、四二五	
察哈爾	—	—	—	—	六〇〇	
江蘇	—	—	—	—	—	會員約二、三十萬
計	二〇一	二〇二	一六、一三四	四〇二	九、一五二、八九三	

（廣東、河南、山東は一九二六年夏の調査により、他は一九二七年四月、五月の調査による）

既に見る如く、五省の全省農民協會も成立し、各地の運動も非常な躍進を見たから、こゝに全國の運動を統一し、將來の政策、綱領を決定し、統制的活動に入ることを必要として、第一次全國農民代表大會を七月漢口に開く準備に着手したが、間もなく武漢政府と共產黨との對立激化して、遂に決裂を見るに至つたので大會は無期延期を餘儀なくされた。

二 コミンテルンの『十二月決議』

北伐の成功に伴つて、左翼農民組織が廣東より、湖南、江西に及び、漸く全國的組織に擴大するを見るや一九二六年十一月二十二日より十二月十六日に至るまで、コミンテルンは第七次擴大執行委員會を開き、支那問題を中心題目としてブハアリン、ロイ、譚平山等を中心として討論の結果、右會議の『對支決議事項』が決定された。

これが所謂『コミンテルン十二月決議』であつて、この文書は、事實上共國分裂の結果を招來したところの共產黨の積極政策を指令したものであり、その中心的原因とも云ふべき農民政策は、『國民革命と農民』の題下に次の如く規定されてゐる。これは後に述べる如く、一九二七年四月の支那共產黨の農業綱領の基礎的文献を爲すものであり、更にまた、農村ソヴェットの樹立に當つて實行された土地問題解決の重大な鍵ともなつたものである。

國民革命と農民

『國民革命の過渡期に在る現在の支那に於いて、土地分配問題が喧しくなつて來た。これは現時の主要問題である。この基礎問題を決定的に取扱ひ、根本的解決を與ふる階級は、革命の指導者となることであらう。支那の現狀に於いては、プロレタリアが根本的の土地分配政策を實行し得る唯一の階級である。而してこの政策は、反帝國主義的闘争の勝利と、革命の進展とにとつて必要の條件である。支那軍閥の力は、外國帝國主義者の援助及び内國地主階級の援助から成り、その覇權は武斷的官僚的政治、地主、士紳、高利の資本によつて無数の農民を壓迫搾取せんとする半封建的制度に基礎を置いてゐる。この制度に因り、農民は土地を所有することが出來ず、又これを所有するも極めて小範圍に止まり、結局彼等はやむを得ず、地主及び高利貸の奴隸となり、數百萬の苦力が、都市及び軍隊に供給されることとなる。帝國主義者の覇權を脱し、且つ封建時代の遺物を悉く破壊せんとする問題、國民解放問題、内部的社會關係の革命的改造問題等は、すべて有機的に、支那の革命問題と關係してゐる。軍閥を徹底的に打破するには、反帝國主義的闘争の一部分として國民の大多數を占むる農民の、政治的及び經濟的闘争を擴大することが必要である。村落に於ける階級闘争が激烈になれば、反軍閥の戦線を弱からしむるとの懸念は根據がない。國民軍第二軍の崩壊が反革命軍の力によらず、不平に満ちた農民の一揆によつてなされたことは、この状態に伴ふ危険を立證するものである。土地分配問題を大膽に取扱はず、又農民の數多き政治的經濟的要求を容れないこ

とは、革命に取つては危険である。資産階級との信頼すべからざる協調に遠慮して、農民革命に對し、國民解放運動のプログラムに重い地位を與へないのは間違ひである。これはプロレタリア革命の方針ではない。共産黨はかゝる誤を爲してはならぬ。

現在の状態は過渡的性質を持つてゐることが特性である。即ちプロレタリアはブルジョアの比較的高級の各層との結合か、或は農民との一層固い同盟かの一を選ばなければならぬ。若しプロレタリアが根本的の土地分配案を提出しないならば、農民を革命闘争に招致することは不可能であつて、且つ國民解放運動に於ける覇權を失ひ、再びブルジョアは帝國主義者の直接又は間接の勢力下に、指導的役割を演ずるに至るべく、現下の状態に在つては、これが支那に於ける外國資本の地位を確立せしめ、帝國主義者を結束せしむることとなるであらう。國民解放問題が農民革命と一致しない限り、廣東國民政府は政權を掌握することが出來ず、又革命は外國の帝國主義及び内國の反動に對して、最後の勝利を得ることが出來ないであらう。目下各地農村に於いて進展しつゝある農民の階級的團結は、農民と搾取階級間の闘争を熾烈ならしむべくこの階級團結並びにこれに基因して發生する頑強なる闘争は、黨の深甚なる注意を要求してゐるから、黨は適當なる經濟的及び政治的標語に依り、この農民運動を指導進展せしめなければならぬ。

中國共産黨はプロレタリアの土地分配案に關する根本的要求として、土地國有の要求を提出しなければならぬとすれば、現在に於いては、經濟的・政治的の特別な狀況並びに各地の事情に順應して、土地分配上に

區別を立てる必要がある。農民運動によつて既に擡頭した權力問題に就いて、黨は士紳と村落官憲の獨裁を覆へし、古い半封建的官吏に代ふるに革命政府の命令を遂行し、且つ農民の基本團體に利益を與ふる下級革命官吏を以つてせんとする傾向を助長せしめなければならぬ。それと同時に、地方行政機關に農民を參加させることも主張すべきである。國民政府管下に於いては、土地分配案を具體化しなければならぬ。而して黨及び國民黨は、農民を革命運動に招致するため、直ちに左の如き方法を實行するを要す。（イ）小作料を極度に低極すること。（ロ）農民に對する各種の課税を廢し、單一の耕作經濟累進税を徵集すること。（ハ）農民の基本階級に課せられる税金を、極度に調整輕減すること。（ニ）寺院、教會、反動軍閥、買辦、土豪劣紳——國民政府に反對して内亂を惹起する彼等——の所有地を沒收すること。（ホ）小作人のためにその耕作する土地の永代小作權を保證し、農民團體及び革命當局代表者間に於いて、小作料の最高限度を決定すること。（ヘ）廣東政府は農民の利益に十分の援助を與へ、又地主、士紳、高利貸の壓迫に對して保護を加ふること。（ト）民團、その他すべて地主階級の支配下に在る軍隊の武装を解除すること。（チ）中小農を武装せしめ、この武装團を革命政府の機關に服従せしむること。（リ）農民組合その他の農民團體に對し、政府は極力援助すること。（ヌ）國營低利貸付機關を設けて高利貸を撲滅し、農民團體及び相互扶助會を支持すること。（ル）政府は消費組合、相互扶助會を援助すること。

黨は國民革命を更に進展せしむるため、過渡的手段として、前記諸項を廣東政府に實施せしむる義務が

ある。この最も重要な事業は、共產主義者の指導下に、農民委員を組織することによつて完成せらるべく、革命の進展するに従ひ、農民委員會は、前記の要求を實現する爲めに必要な權威と實力とを要求し且一層根本的新要求を提出して、闘争を激烈ならしむるであらう。而して、この農民委員會は、國民政府並びに國民軍の、農村に於ける基礎である。黨は今尙ほ反動軍閥の支配を受ける地方に於いては、農民を煽動し、封建制度、軍閥、帝國主義を闘はせる義務がある。かゝる地方に於ける農民の革命戦は、反動派の軍隊を打破するに最善の手段なるが故に、特に重大な意義を有してゐる。共產黨は、例へば「紅槍會」の如き、すべての農民團體を利用して、その上に自己の勢力を建設しなければならぬ。

革命に對する農民の態度は、大體國民軍の行動如何に依るのであつて、革命軍の行動の善惡に依り、農民は新政府を判斷する。新政府に對する農民の態度は、軍隊の態度に、即ち軍隊が農民と地主とを如何に取扱ふか、又農民を援助する好意があるか否かに依つて決定する。革命軍が隨所に農民の熱誠なる歡迎を受けたことは事實であるが、しかしこの熱誠が、時と共に消滅したことも亦事實である。長期に互り困難なる軍事行動によつて發生した負擔は、農民に新しい苦痛を被らせたが、共產黨員及び革命分子の運動指導者が、正規にして勇敢なる農民革命を行ひ、農民の一時的苦痛を償うて農民團體中に根を張れば、農民が革命に與ふる熱心な支持は、確乎不拔のものとなるであらう。

この決議は、共產派をして益々猪突的進出を敢行せしめた導火線をなすものであり、農民運動に對しては

直接行動への準備として、農民武裝と自衛團組織の方向に拍車をかけたものであつた。

三 最初の科學的農民調査

支那に於ける農民は、全人口中如何なる割合を占め、農業人口の構成、その土地所有の狀況はどうなつてゐるか。これは抑々近代的農民運動に着手せんとしたとき、共產黨も國民黨も、等しく當惑した問題であつた。何となれば、從來、支那にはこれ等の問題に就いての信憑すべき資料が皆無であつたからである。かの五・三〇事件以後、一九二五年十月、農民組織に着眼した黨が、凡そ一ケ年間、殆ど何等の具體的な指導理論を持ち得なかつたと云ひ得る所以も、こゝにあつた。この際從來の經驗に徴して、大至急に支那農民運動の方針等を作ることが、共產黨に課せられた任務であつたのである。

一九二七年三月、共產派の指導による國民黨三中全會によつて始めて組織された土地委員會が、四月二十二日の第三次會議に提出したものが、支那農民に關する最初の科學的調査による資料と看做されてゐる。それによれば――

- (一) 農村生活者が五千六百萬戸、一戸平均六人として、農村人口は三億三千六百萬人即ち全人口四億二千萬人の約八割であり、これに對して近代的勞働者の數は凡そ二百萬人に過ぎない。
- (二) 耕作地は、僅かに全土の一割五分に止まる。沿海諸省に於いては、一平方哩に約六百人を算へ、農業

勞働力の過剩を來してゐる。土地價格が高く、農耕方法も舊式で、農産物も減少するといふ結果を見るのも一つはこれが爲めである。

- (三) 三億三千六百萬人中、土地所有者一億五千萬人、農業勞働者三千萬人、無職者二千萬人。即ち土地所有者は農業人口の四割五分に當るが、多くは一家の生活を維持するに足りない小土地所有者である。土地を持たない五割五分は、勿論、小作人、日傭人の極貧層を形成する。

(四) その四割五分に當る土地所有者を、所有地の大きさによつて分類すれば

所有地の大きさ(單位)	土地所有者中 に於ける割合	農業人口全體中 に於ける割合	全耕作地中 に於ける割合	社會的地位
一——一〇	四・四	二・〇	〇・六	小 農
一〇——三〇	二・四	一・二	一・三	中 農
三〇——五〇	一・六	〇・七	一・七	富 農
五〇——一〇〇	一・一	〇・四	二・一	小地主
一〇〇以上	〇・五	〇・二	四・三	大地主

右によれば、富農、小地主及び大地主は、全土地所有者の三割二分を占め、全農業人口の約一割五分に當る少數に拘はらず、その所有地は、支那の全耕作地の八割一分に達してゐる。

(五) 全く土地を持たないものは五割五分、不十分な土地しか持たないもの二割、即ち全農業人口中の七

割五分が、所謂貧農と稱すべき部分で、土地問題解決の直接的關心者の地位に在る。

四 國民革命の農業綱領

かくの如き具體的分析の基礎の上に、はじめて立てられた農業綱領は次の如く、一九二七年四月二十七日から五月六日に亘る中國共產黨の五全大會に於て決定された『農民問題決議』の内に含まれてゐる。この決議は支那農村の經濟生活の分析と農村に於ける階級闘争の實情を詳細に叙述したもので、今日に於いても支那農業問題研究の重要な資料を成すものであるから、左にその全文を引用する。

中共五全大會農民問題決議

一 一般狀勢の分析

(一) 支那農村の經濟生活は、今尙大部分封建的關係の上に立つてゐる。土地を耕作する小作人及び又小作人は所有權を有しない。小作料の歩合は一定して居らず、小作權は長期のものでない。小作料は收穫の平均五割である。その上に農民は、農村に於いて政治的權力を握つてゐる地主階級及び軍閥官僚に依つて搾まゝに徵收される、その他の多くの貢税を出さなければならぬ。僅かに約三割四分の土地が農民の手にある。大資本家的土地經營は、支那に於いて若干の北方諸省（山東及び滿洲）を除いては行はれてゐない。耕作地のかかりの部分に村有地、世襲領地、及び寺領に依つて占められてゐる。この土地の共同的所有は、實際においては久しい以前から廢止されてゐる。たゞ今だにこのいはゆる村有地の管理組織が農村に於ける族長的支配の基礎をなしてゐる。村の長老はこの土地をもぎ取つた。ためにそれを耕作してゐた農民は土地を剝奪されたのである。かやうな土地の横領的收穫に依つて、村の長老は地主となつた。しかも今だに村有地の傳統に基づいて族長的な權利と權能とを有してゐる。かやうに支那農村の經濟的構造及び行政組織は、本質に於いてまだ封建的、族長的である。

(二) 同時に原始的な資本家搾取方法は、農村經濟生活に入り込んで來る。それ故に農民は、前資本主義的並びに資本主義的の二重の搾取を受けてゐる。その結果農民はますます窮乏化し、全經濟組織は甚だしく時勢に取り残されてゐる。地主が小作地から取り上げる小作料が、收穫の大部分を占めるが故に、農民の手には何等の剩餘も残らない状態である。それは農民に生産手段及び生産方法を改善する可能性を與へない。これが原始的な農業生産状態の原因である。それは實際に於いて一種の農奴制度である。農民は消費のためにのみ生産し、剩餘は地主に行つてしまふ状態である。この封建的關係の上に、資本家的搾取の上層建築が建てられた。地主への小作料は普通物納である。（これが封建制度の一つの遺物である。）かかる方法で農業生産物の剩餘は封建的地主の手に集積する。かくて彼等は地主であると同時に商業資本家となる。しかし彼等の本質に於いて封建的であると云ふことが、彼等の資本的方向への發展を阻止する、農民を前資本主義的に搾取することに依つて彼等の手中に集積された品は、生産資本に轉化されずに土地

投機及び高利貸業に役立てられる。經濟的未發達は近代的交通手段の發達を妨害する。このことが又國民經濟の地方的分散性を持ち來す原因である。國土は多數の孤立せる地方的市場に分割されて居り、さうして各市場は地主に依つて獨占されて居り、市場に於ける農業生産物の總剩餘の處分は、地主が一手に握つてゐる。かうした事情の下に於いては、地主は物價を釣上げることによつて農民のみならず都市のプロレタリア及び小ブルジョアを搾取することが出来る。賃銀の安い労働者は、その生活資料のために、ますます高い價格を支拂ふことを餘儀なくされ、小商人は地主階級の投機の犠牲となる。この複雑せる原始的搾取制度は、高利貸に取つて豊饒な苗床である。高利貸業は唯一の信用機關であり、資本家的蓄積の唯一の手段である。しかしこの高利貸資本は、商工業の發達を促さない。それは土地投機に投ぜられる。きはめて高い小作料、その他の封建的貢税、並びに軍事的、官僚的國家機構に依る強制的徵税は、農民を事實上飢餓に陥れてゐる。大多數の省においては、最高權力を掌握してゐる軍事的、官僚的機構が、色々の形で農民を搾取してゐる。その最もひどいものは次ぎの如きものである。

- (イ) 法外な合法、非合法課税
- (ロ) 軍隊に對する任意提供（米、靴、長靴等）
- (ハ) 軍事行動期間に於ける強制貢納
- (ニ) 無償労働

- (ホ) 無價値の紙幣發行
- (ヘ) 國內税

かやうな時代錯誤の半封建的搾取方法は、全國の生産に破壊的影響を及ぼしてゐる。生産物の剩餘を掠奪され、常に餓死線を彷徨する農民は、自己の經濟を改善することは出来ない。高い封建的小作料は貨幣所有者を土地投資に誘ひ、資本家的農業經濟の發展を阻止してゐる。農村の商人の手に集積された資本さへもが、農村の農業的發展を犠牲にして土地投資に向けられる。

(三) 農村地方の人口過剰は、封建的、軍閥的搾取組織の維持を可能にする。工業的未發達が農村地方の人口過剰を結果する。帝國主義の支配も經濟的進歩を遅らせる。かうした破滅に瀕せる農業狀態と帝國主義との間には有機的關聯がある。帝國主義は自國商品の市場と、都市工業に使用する安價原料とを獲得するために、植民地擴張に努力する。労働力は原料中最も大切なものである。直接に又間接に、支那のやうに植民地的狀態に在る國々は、都市工業に對し農村的背景の關係に在り、安い労働力の貯水池である。それ故に帝國主義の支配の結果は、植民地の工業的未發達であり、さうしてこの未發達は、畢竟植民地の農民化に導くものである。工業が發達してゐない爲に、農村から都市への労働力の充分な流入が起らない。このことが、さもなければより高度の生産形態の成長に依つて破壊されるであらう。老衰せる封建的經濟を生き永らへさせ、農村の人口過剰を惹起する。農村人口の過剰は、農村に於ける封建的關係及び搾取の

維持を助けてゐる。絶えず増加する土地を離れた農民群は、勞働價格をほとんど零に等しいまで押し下げかくして帝國主義の基礎を鞏固にする。かうした事情の總體が、農民大衆の極度の窮乏化と貧困化とを齎らす原因である。何處に行つても働き口の見付からない幾百萬の貧農は、土匪や傭兵になる。國民經濟の分散性から生ずる、支那に於いて注目すべき社會現象である軍閥は、封建的反動の強烈な表現であり、帝國主義の傀儡である。地方及び農村に於ける町人、高利貸、軍閥、——すべてこれ等は全體として封建的反動の、並びに原始的な資本家的蓄積の、生産的な機械である。この機械は農民の血管から血を吸ひ、國民經濟の組織を支離滅裂に破碎する。かゝる背景の下に、帝國主義は高度に發達せる資本家的搾取を遂行する。農民は經濟的破産に迫られて高利貸の爪牙にひつかゝれ法外な小作料のために農民の借金は忽ちのうちに數倍にもなり、最早や借金を抜けることが出来なくなつて来る。農民は餘儀なく土地を賣らねばならない。かくて土地は高利貸の手に集積され、土地喪失者群が増大する。さうしてそれは安價な勞働力の無盡藏の泉源であり、軍閥及び土匪の基礎となる。農民の土地收奪は又沿海諸省における滿洲及び蒙古の植民地農場に於ける、直接に帝國主義者に依る土地購入と云ふ道を経ても發生する。

(四) 國民生活の體に食ひ込んでゐる土着の軍國主義と、農村地方の經濟的發達を阻害してゐる外國帝國主義とは、ともに農村の封建的構造の基礎の上に立つてゐる。それ故に支那大衆の此等兩敵に對する闘争の成功の第一要件は、農村に於ける封建的關係、及び寄生的權力の撤廢である。土地所有制度の根本的變

革が、國民革命の主要原則である。これなくしては眞實の民主主義的自由のための闘争は進展出来ない。軍國主義的、帝國主義的上層建築を取除くためには、その基礎を變革することが必要である。

(五) 支那では農民が人口の壓倒的多數を占めてゐる。農民大衆の積極的、意識的參加なくしては國民革命は成功出来ない。農民大衆のエネルギーは、農民の搾取の中心を破壊することに依つて國民革命の側に獲得されるであらう。農業革命——封建制の打破——は、民主主義確立のために缺くべからざる先決條件である。社會發展の正常的過程に於いては、ブルジョアジイが農民を封建制度の束縛から解放する。しかし社會進化の正常的過程は、支那に於いては帝國主義の干渉に依つて歪められてゐる。支那に於いてはブルジョアジイは封建制度に對抗する勢力として發展しなかつた。ブルジョアジイは一方に於いては封建的地主階級から發生し、今尙それと密接に結合してゐると共に、他方に於いて帝國主義的搾取の手先(買辦)として成長した。二者いづれの場合に在つても、支那ブルジョアジイは農民の搾取の上に立つ勢力と不可分の結合關係を結んでゐる。故にブルジョアジイは農業革命の先頭に立つて闘争することは出来ない。ブルジョアジイは農業革命に對して敵對的地位に在るが故に、民主主義的自由のための闘争を遂行し得ないのみならず、却つてこの自由に對して闘争すべく餘儀なくされてゐる。蔣介石の分離はその適例である。支那の國民ブルジョアジイは、支那經濟内に於ける帝國主義の獨占に對しては、それが農村に於ける封建的關係持續の主要原因であるが故に、客觀的には反對因子である。しかしブルジョアジイは封建的背景と

の有機的關係の故に、農業革命を遂行出来ない。自己の階級的利益のために、帝國主義に對する決定的闘争の先行條件をつくり出すことが出来ない。此等の事實を考慮するとき、農民は封建制並びにその支持者との闘争に於いて革命的同盟者として都市小ブルジョアジイに依つて支持されるプロレタリアートに依つて指導されるであらう。

(六) プロレタリアート及び都市の小ブルジョアジイは、前資本主義的、封建的搾取の經濟的影響を、生活資料價格騰貴及び商業の自由な發展に對する制限と云ふ形で感じさせられる故に、この二階級は、農民に對する封建的搾取に對して敵對的地位に在る。農民にその耕作する土地の生産物に對する完全な請求權を與へる根本的農業改革は、農民だけでなく全人民に利益を齎らすだらう。農民大衆の生活向上は、商業の著しき發展を齎らすだらう。農民がもはやその剩餘生産物を取り上げられなくなれば、そのときには農民は高利貸の爪牙から解放され、農業方法及び手段の改善に必要な資本を貯蓄することが出来よう。この結果は農業生産額の増加となり、改善された農業經營は、現在軍閥の陣營を強めつゝある土地なき農民に勞働の機會を提供するだらう。封建的、高利貸的獨占打破は、自由な市場を形成し、物價を低下せしめるだらう。最後に、封建的小作料の撤廢は國家に大なる財源を與へるだらう。

(七) 封建的搾取の廢絶は、小作料をば、それを耕作する農民に、小作料を徴することなく交附することに依つてのみ可能である。農村に於ける族長的政治權力を打倒するためには、土地貴族から彼等が嘗て掠

め取つた村有地、世襲領地及寺領の處分權を廢止することが必要である。根本的な農業改革の遂行を保證するためには農民は農村に於ける政治權力を掌握しなければならぬ。農村の武装勢力の指導權が、土地貴族から奪取されて農民の手に渡されなければならない。幾百萬の土地なき農民に、土地と生産的勞働とを與へることに依つて、軍閥の社會的原因が除かれたとき、農村は軍閥から解放されるだらう。高利貸は、その經濟的原因が存在しなくなればその時消滅するだらう。國立農業銀行、協同組合に依る信用受授、及び類似の信用組織が高利貸を絶滅するだらう。高利貸的貢稅要求に對する闘争は、農村革命の主要任務の一である。すべてこれ等の任務は、相互に不可分に結合してゐる。此等の任務を果すことに依つて、すなはち農民大衆を封建的、族長的搾取から解放することに依つて、國民革命勝利は確實にされるだらう。

(八) 五全大會の見解は次の通りである。農業問題の根本的解決は、平等の原則に基く土地の徹底的新分配を必要とする。これは土地が國有化されるときにのみ遂行され得る。黨は農民を指導して、土地の平等分配の闘争を遂行せしめるだらう。これが必然に黨農業綱領の根本原則たる土地國有、私有財産廢止を伴ふことは、拒否し得ない。

二 農民運動の傾向

(九) 廣東、湖南、湖北その他の諸省の經驗が示す通り、農民運動は大部分貧農（小作人、半小作人及び

自作農）に基礎を持ち、彼等に依つて組織されてゐる。運動のかうした基礎、及び性質からして、運動は農業革命を展望するところまで進んで來てゐる。現在の段階に於いて、運動の主要方向は、族長的、封建的權力の打倒及び農民の政府樹立に向けられてゐる。故にこの闘争においては、農民武裝の問題が重要性をもつてゐる。この一般的傾向は、多くの地方ではすでに土地問題の實踐的解決へ向つての行動にまで進んでゐる。

(二〇) しかし多くの省に於いては、農民運動は同一の段階に達してゐない。軍閥の彈壓がひどい北方では、農民協會は非合法であり、運動は充分發達してゐない。江西、安徽、浙江、福建では始まつたばかりである。小作料減免、利息引下げ、減税、土地貴族とその一味とに對する闘争が始まつてゐる。しかしこの農民は蔣介石獨裁の下に置かれてゐる。運動の發祥地である廣東では、小作料減免、利息引下げの經濟的要求を通り越し、武器、土地及び施政參與を要求する段階に入つてゐるのである。だが、過去二年の激烈な闘争の間、黨は正しい、よく考慮された政策をもつて運動を指導する状態にはなかつた。最近始まつた李濟深の反動は、再び農民彈壓を伴ひ、反撃の勇氣を貴族と反動的匪徒に與へつゝある。江西、湖南及び湖北は國民政府下にある。江西の農民は小作料減免、利子引下げの闘争を開始したといへ、尙一般には勢力組織強化の段階に在る。江西が蔣の鐵の支配下に置かれたからである。農民は彼の勢力打倒の爲め、二度も抗爭した。湖北、特に湖南の運動は發展の最高段階に達した。湖南農民は土地貴族及び反革命

の權力を打倒した。彼等は舊制度の權力を廢棄し、自己の政府樹立のため闘争してゐる。二三の地方では施政に參與してゐる。だが、そのみに止まらない。湖北及び湖南の農民は土地問題の解決に、——土地貴族及び地主より土地收奪及び分配に着手してゐる。

(二一) 運動は主としてプロレタリアートの指導下に在つた。プロレタリアートの指導なしには未來に對する明確な見透しを持ち、正しい方向に自己を發展させることは出来なかつたやう。紅槍會の組織は運動の一形態だが、組織、闘争の方法に於いて中世紀的だ。階級分化のまだ深刻でない地方、例へば河南では、運動は多く大地主に指導され、反動勢力に利用されてゐる。しかしそれが軍閥、專制、高税に對し抗爭する限り、それは革命的性質を帯びてゐる。

(二二) 運動の進展とともに、封建的、族長的反動勢力（反動的匪徒、土地貴族、腐敗官吏）はその彈壓に懸命である。彼等は農民を擊殺し、以つて運動を抑壓すべく、軍閥と結んでその武裝勢力（村警及び匪徒）を利用する。しかし國民政府支配地域では、運動は比較的自由な條件の下に進展しつゝある。運動は巨大なる進出をなし、大きい勢力となつてゐる。かゝる状態の下に於いては、土地貴族及び地主は、運動を公然攻撃し得ず、消極的に反抗し、米の移出、農民への貸金拒絶と云つたやうな卑劣な手段を執つてゐる。或は自ら農民を裝ひ、欺瞞的農民協會を組織する。蔣の支配下に於いては、此種の協會のみが存立し得る。國民政府下の地域でも、土地貴族及び農村ブルジョアジイは、軍隊の封建的要素と結んで農民襲撃を

企てる。故に現在の段階にあつては、農村に於ける農民の闘争はますます尖鋭化する。

(二三) 農民は高い小作料及び利子、搾取者に依る抑壓に對して抵抗し、土地貴族及びその盜賊一味の搾取と抗争することを以つてその闘争を開始する。闘争の進展に連れて武器を手に入れることに努め、遂に抑壓者との武力衝突が起る。革命、反革命兩軍に交戦が行はれる地方では、農民はこの交戦を歓迎し、それを利用して土地貴族及び封建的官僚の權力の打倒を企てる。これは農民が、土地問題解決のためのみでなく、小作料減免、利子引下げ強制のためにも、強力と政治的權力とを行使することを示してゐる。農民闘争は、必然に族長的、封建的勢力克服の段階を経過する。此等一切の闘争に於いては、貧農が決定的な中心勢力をなす。農民の革命的權力は彼等に基礎を置いてゐる。封建的權力に對するこの攻撃的運動は、客觀的には土地問題解決の端緒である。農民特にその下層は、土地の不足、地主に依る搾取及び法外な高税のために塗炭の苦を嘗めてゐる。彼等の目的を貫徹するためには、土地貴族及びその徵稅機構を掌握する權力機構を破壊するために權力を戦ひ取らなければならない。彼等は小作料減免の要求に始まつて、土地をめぐる闘争を續け、『土地は耕作者へ』のスローガンを實現させなければならない。さうして地主等が彼等をその下に押しこめてゐる搾取制度を終焉せしめなければならない。

(二四) 運動は今日の段階に於いては、全國一樣に發展してはゐないが、一般に二つの主要方向が認められる。封建的、族長的權力打倒はすでに始まつて居り、土地問題の解決も正に始まつてゐる。これは革命

の新段階に於ける主要な現象である。農村階級闘争の發展、農業革命の深刻化は、支那に於ける帝國主義的支配の傀儡を粉碎するのみならず、封建的反動及びブルジョアジイの經濟的基礎を衝き、かくして帝國主義から、それが反動的勢力を反革命の方向に組織する基礎を剝奪する。

三 國民革命の農業綱領

農民運動の中に具體化されてゐる客觀的情勢及び主體的勢力の上述の分析に基き、五全大會は左の結論に到達した。すなはち農業問題の解決は、革命の現段階に於いては左の手段を必要とする。

(イ) 村有地、世襲地、學校附屬地、寺領、基督教會所有地並びに團體所有の土地全部の沒收とそれの耕作農民への交附。沒收された土地の管理は土地委員會に依つてなされること。土地委員會は沒收地が共有地として耕作されるか、或は耕作農民に分配さるべきかを決定する。

(ロ) 地主(所有の)小作地の無償沒收と土地委員會を通じてのその耕作農民への交附。小地主に屬する土地はこれを沒收しない。従來國民革命軍の士官に屬してゐた土地はこれを沒收しない。土地を持たない革命軍の兵士は、革命戦争後耕作のための土地を取得するであらう。

(ハ) 沒收された土地は、國家に支拂はるべき累進的地租を除けば絶対に課税されないであらう。沒收されない土地の小作料は、沒收された土地の地租と同じ高さにまで低減される。搾取されない土地を耕作する農民は一定の小作料を支拂ひ、永續的な小作權を有し、他の一切の貢稅から解放されるであらう。

(ニ) 地主及び土地貴族は、その一切の政治的權能及び權利の沒收を宣言される。村の人民議會に對して責任を負ふ村落自治制の確立。この人民議會はその基礎を農村の被抑壓階級に置く。

(ホ) 農村に於ける反動的武裝勢力の武裝解除と村落自治制及び革命の成果を防衛する國民軍の組織。

(ヘ) 國立銀行及び農民の協同信用、生産及び分配協會、並びに灌漑の助成。

(ト) 高利貸に對して農民を防禦する闘争。從來の債務の廢棄と最高利率の制定。

この決議に於ける一般狀勢の分析と新運動の傾向に就いての見界を正しいとすれば、新農業綱領に於ける土地問題の解決に於いて、數的勢力の顧慮に基づく小地主保護政策は、極めて矛盾せる政策として下級黨員の眼に映じた。事實これは、共國分裂後間もなく失脚した陳獨秀、譚平山、ボロディン等の國民黨左派との決裂を恐れた日和見主義的傾向の露呈したものに外ならなかつた。かくの如くにして、前章の終りに述べた如く幹部の意圖を無視した湖南農民の革命的土壌變革の暴動を契機として、遂に武漢左派の反動行動となり軍閥唐生智のクーデターとなつた。(尙ほ共產派の武漢退出と、共國分裂の政治的經緯については、『中國共產黨史』篇參照)

第五章 共國分裂後の農民運動

一 共產黨戰略の轉向

農民運動は夙に國民黨の主要工作の對象となつて來たものであるが、國民黨が容共政策をとり、次いで北伐を敢行するや、これと共に農民運動は全く面目を一新して、巨大なる發展を遂げたことは既に述べたところである。而して、この新たなる農民運動を指導工作した者は殆ど全部國民黨員の名に於いて農村の組織運動に参加した青年共產黨員であつた。單なる國民黨員は派手な政治工作にのみ走つて、不撓な忍耐を要し、かつ危険の多い農民の組織工作などを好まず、その上に共產黨員は、この組織事業を最も重大な基礎工事として、普通の國民黨員の参加を拒んでゐたのである。従つて農民運動に於いては、労働組合に見る如く右派の組合の組織は殆ど發生の餘地なく、發生と共に直ちに革命的組合として共產黨の指導下に發展してゐたので、共產黨は武漢政府を去つて國民黨と訣別するや、直ちにこの農民の組織を基礎として、新たなる次の活動に入つたのである。初期の時代には共產黨は都市労働者の組織即ち労働組合を中心として活動してゐたが、間もなく、支那の特殊事情に着眼して農民組織に勢力を集中してゐたのである。共國分裂の前後から、各都市の労働者組織は蒋介石政府及各地の軍閥によつて徹底的に武力彈壓を受け、前篇に於いて述べた如

く、全國總工會の運動の基礎的部分を破壊されて、地下に潜行するの已むなきに至つたのである。かくして共産黨は南昌會議及び九江の八・七緊急會議の決議に従つて、農民の活動を重點として、武装暴動の直接行動に移り所謂『四省秋收暴動』、ついで江西、廣東、福建、江蘇、浙江に不斷の暴動となつて現はれたが、これ等はいづれも失敗に終つた。この失敗に對する批判は十一月九日、黨の擴大會議に於いて行はれた。

二 土地問題の解決

抑々農民を解放することは、所謂土豪から解放することであり、それは土地問題を徹底的に解決することであつた。従つて、共産黨がその旗下に農民を糾合せんが爲めの戦術は、この土地問題を重心とする農民政策を基調とするものでなければならなかつた。而して、共國分裂直後の南昌會議及び八・七緊急會議に決定した新政策の精神は、この擴大會議に結集されて次の如き『土地問題黨綱草案』となつて現はれたのである。

土地問題綱領草案

『黨は労働者階級の先鋒隊として、農民及び都市貧民を聯合し、無産階級の武装闘争を組織準備して、地主豪紳高利貸及びその代表者たる軍閥官僚の政權を打破し、労働兵貧民代表會議（ソヴェエト）の政權を打ち建て、非資本主義發展への道路を開拓せねばならぬ。黨は土地制度の徹底的變革を必要と認むるから、一切の破壊混亂した舊社會關係を清算せんことを期する。故に農民問題と土地問題解決のため次の諸項を實

現せねばならぬ。

- (一) すべての地主の土地は無償にて沒收し、一切の私有土地は完全にソヴェエト國家の労働人民の公有に歸す。
- (二) すべての沒收せる土地の實際使用權はこれを農民の手に歸し、小作制度は全く廢止し、耕す者にその土地を有たしむ。
- (三) 農民代表會議は鄉村中の革命政權の機關であつて、土地の肥瘦と灌溉の便を顧慮して土地を分配し、舊時の小作人中の富裕なるものをして富農たらしめざる如くす。革命軍隊の兵士と、土地なき農民には土地を分配す。
- (四) 寺院教會の土地、旗地、官地、公産業の土地は、すべて農民代表會議の支配に歸し、これらの小作制度もすべて取消す。
- (五) 祠堂旗産の土地は、すべて農民代表會議の支配に歸し、共産黨は農民を助けてこの種の陳腐なる土地制度を根本的に消滅せしむるに努むる。
- (六) 官荒沙田湖田等の土地も、すべて農民代表會議の支配に歸し、且つ方法を設けて墾殖政策を實行し、土地は土地を所有せざるもの及び労働軍兵士に分配す。
- (七) すべて豪紳及び反革命派の財産はこれを沒收す。

- (八) 農民代表者會議は基金を備へ、無産者にして労働能力を失ひたるものゝ生活を保障す。
- (九) すべて森林鑛産はこれを國家の所有とす。國家の中央地方政府は、方法を設けて森林の保護、植林、鑛山の採掘を行ふ。
- (一〇) 水利の整頓、灌溉改良の工事は農民代表大會これを執行す。井泉溪沼はすべて農民の使用に供し、農民は農民代表會議を経てこれを行使するの權あり。黨は水利の改良、灌溉の擴大、新式技術及び電力等の採用を以つて自己の重要な職務の一つと認め、農民の灌溉改良のための組合運動の組織援助をなす。
- (一一) 黨は方法を設けて水害、旱魃防止の工事を實行し、築堤、導河、埋立、排水等を行ひ、饑饉豫防の設備をなす。
- (一二) すべての苛酷なる債務はこれを取消す。黨は農民に低利の貸付けをなすため、農民銀行及び農民信用組合を設立す。
- (一三) 黨は農民の産業組合運動を組織援助す。農産物及び農民家庭手藝品の販賣、並びに農民日常品の購買の如し。又、工業を發達せしめて農民をして新式の農具を得せしめ、肥料を私人の壟斷販賣するを禁じ、その販賣は農民の購買組合をして處置せしむ。更に鄉村に於ける築路、道路修繕等の建設事業を實行す。

- (二四) 軍閥政府の一切の賦税は完全に廢止し、厘金、徵稅請負制度もこれを廢止し、單一の統一稅制を定め、稅收の一部は鄉村の公費に充つ、一年に一回收穫後徵稅し、貨幣及び度量衡制度を確定す。
- (二五) 雇傭農業労働者保護の法律を定め、農村工業を獎勵し、或は工事を起して失業者を救済す。』
程なく起つた廣東の暴動は三日間に失敗したが、黨の批判に於いては、このコムミュニオンは農民が直接それに参加しなかつたことが重大な失敗原因の一つに數へられてゐた。
- この失敗の結果は更に新しい運動となつて展開し、國民黨が農民工作を全くサボターヂユして居る間に、各地方、特に廣東、湖南、江西の農民の間に戰闘的組織が確立され、武装農民の組織は恒常的紅軍の組織に成長し、程なく各地に農民ソヴェエツトが建設されるに至つた。

三 ソヴェエツトの農民問題

農村ソヴェエツトの樹立は、即ち土地問題解決の歸着點であり、從來の共產黨農民政策の基本的目標への到達であつた。農村ソヴェエツトの土地問題に就いては、最も注目すべきソヴェエツト土地法（附録參照）が規定せられてゐる。その他のソヴェエツトの施設については前篇に述べた如くであるが、特に重要視されるべき糧食問題に就いて若干附け加へよう。

ソヴェエツト區は、全體的に國民政府軍に包圍され、軍事封鎖及び經濟封鎖の併行によつて白區との交通

運輸は完全に遮断されてゐるわけである。その上に他のソヴェエツト區との連絡も容易でなく、戦闘状況如何によつて杜絶し勝ちである。従つて糧食問題の解決はソヴェエツト存立上の急務でなければならぬ。ソヴェエツト政府はこれに對して、次の如き工作を行つてゐる。例は主として鄂豫皖ソヴェエツト區に執つたが、大體に於いて各區とも大同小異であることが出来る。

工作の第一は土地の生産を増加せしめる運動である。一九三一年春から春耕運動を起し、共產黨員、共產青年團員、少年先鋒隊、童子團等を動員して栽秧隊等の組織によつて、耕牛、種子、耕作等を援助し、秋には同じく秋收、秋耕運動が行はれ、秋の收穫と次ぎの耕作とを順調ならしめる。又あらゆる雜穀の播種、栽培を奨励するため黨員が先頭に立つて『糧食運動週』を行ひ、各種の雜穀の栽培を豊富にする。

工作の第二は、ソヴェエツト區を包圍する敵に對しては積極的進撃の方策を採ると共に、白區の貧農に對しては秋收闘争、即ち小作争議を頻發せしめる。秋收闘争の指令中には次の如き箇條がある。

(一)收穫時期の一週間前に於いて、赤衛軍遊撃隊は須らく適當の目標を定めて敵を進撃し、各縣に於いては五人以上より成る襲撃隊多數を組織し、夜陰に乗じて敵の陣營を擾亂し、同時に歩哨、驛者を密派する。これは最重要の工作である。

(二)收穫時期一週間前に於いて、須らく秋收闘争のスローガンを赤色區周圍の白色區に廣く宣傳し、並びにこの一闘争のための雇農小組、貧農團を指導組織し、彼等と秋收闘争の具體的方法を討議する。

(三)大規模の割谷隊(收穫隊)を組織し、赤色境界地方の作物を刈取らしめる。白色區豪紳地主の所有に對しては、一部の勇敢なる割谷隊をして刈らしめ、その作物は白色區境の窮民、雇農等に分配する。

(四)大規模の白區への割谷隊を敢行するときは武力的掩護を加へる。

(五)反動者の寨子、團子、例へば大山寨の如き敵人の根據地附近の作物は悉くこれを刈取り(掠奪)、半数は刈取つた當人へ、半数はこれを保存して窮民へ分配する。

即ち白區に對しては、攻撃、煽動、掠奪を交互適用して、糧食の増加を計るわけである。

工作の第三は、各區に於いて糧食の投機的賣買を防止する爲め平糶局を設け最下層民を委員として糧食の集中區域より不足の各縣への融通を計り、その他の方法を用ゐて、投機商と對抗する。

工作の第四は、僱農工會、貧農民衆が中農を指導して、主として糧食經濟の破壊を企圖する富農に向つて糧食の徵發をする。それは貧乏な紅軍の家族及び扶養なき老廢人に對して分配される。

工作の第五は、ソヴェエツト區域では土地の平均分配は行ふが、各戸に所有する糧食の平均分配は行はない。しかし、半強制的に半自發的に糧食の相互融通を實行せしめる。これは糧食のみならず、種子、苗、人力、牛力、農具等の互濟を宣傳奨励してゐる。

工作の第六は、民衆の自發的糧食の儉約を奨励する。嘗て政府は自らその範を示すために、その機關員に『一日二食、一回は粥食』、軍事機關員に對しては『一日三食、一回は粥食』を規定したことがあつた。尤も

赤軍兵士にはかゝる制限は用ゐたことがないと云ふ。

工作の第七は、『糧食儲藏收集暫行條例』なるものを制定した。これは中農の四石以内の收穫者を除き、これを規準として、各戸當り一石以上の餘剩者に一定の率に従つて貯藏する義務を負はしめた法令である。但し紅軍兵士の土地、戦死せる紅軍家族の土地及び貧農、雇農の土地からは原則として収集しない。収集した穀物は一律に鄂豫皖ソヴェエット糧食委員會にて管理し、各中心區の最も安全な地點に設立した公共糧食儲藏所に貯藏される。

以上は所謂糧食問題對策の概容であるが、其の他の農民運動の新らしい發展狀況に就いては、遺憾乍ら語るべき資料に乏しいのである。共產黨は、今後尚ほ、國民政府治下の農村に對するソヴェエット化の運動に於いては從來の如き農民政策を以つて宣傳、煽動をつゞけるであらう。併しながら、ソヴェエット治下に於ける農民問題は今後、注目すべき新發展を見るであらう。

共産運動とロシア

共產運動とロシア

第一章 露 支 關 係

一 一九一九年の宣言

支那に於ける共產運動の發展は、ソヴェエツト・ロシア、即ち中國共產黨の創立、中國國民黨との提携、ソヴェエツトの建設等、悉くコミンテルンの指導援助に依るものであることは上記の如くである。勿論コミンテルンの斯くの如き活動は、總てソヴェエツト・ロシアの最高政策より出でたるもので、ソヴェエツト・ロシアの此の政策は、ソヴェエツト革命の成立と同時に計畫せられ、爾來東方政策の一として、極めて組織的に實行せられて來たのである。

一九一七年のソヴェエツト革命の成立と共に、モスコイ政府は、革命支那を友邦とする意味に於いて、支那に對する國交恢復を計畫し、一九一九年七月二十五日付で、モスコイ政府執行委員代理カラハンの名を以つて、支那國民、並びに北京(徐世昌大總統)、廣東(岑春煊主席總裁)兩政府に宛て、左の如き宣言を發したのであつた。

『ロシア人民委員會議は、ソヴィエツト軍隊が外國の武力と財力との支持を受けた反革命運動の専制者コルチャツクの軍隊を撃破し、シベリアに進軍せんとする日に當つて、支那全國民に對し、茲に友誼的書簡を送る。ソヴィエツト・ロシア及びソヴィエツト赤衛軍が、今や二箇年の苦闘と比類なき努力に依つて、ウラルを越えて東方に進軍しつゝあるのは決して不法を行ひ、他を奴隸とし、或は征服せんがためではない。シベリアの農民及労働者は夙に此のことを承知して居る。

吾人は東方の虐げられたる民族、就中支那國民を、外國の銃創と黄金の羈絆より解放せんとするものである。吾人は獨り我が國の労働階級のみならず、支那國民にも吾人の救援を齎らんとするものであつて、此の點には吾人は一九一七年の十月大革命の第一日以來、吾人が聲明し來つたにも拘らず、歐米及び日本の腐敗せる新聞紙のために、支那國民に隠蔽せられた事實を想ひ起すものである。ソヴィエツト政府は一九一七年十月政權を掌握するや、直に世界各國民に對し眞に永遠の平和を樹立すべきことを提議した。抑も斯くの如き平和は、外國の領土の占領、他國民を強力を以つて隷屬せしむること、及び一部の賠償金を拋棄することを其の礎とせんとするものであつたのである。何れの國民も大小の別なく、苟も生存する限り——從來獨立の生存を爲したると、其の意志に反し外國の一部に編入されたとを問はず——其の内面的生存に於いて完全なる自由を享有すべきで、如何なる政府と雖も強力を以つて之を其の領域内に引止めてはならない。

ソヴィエツト政府は、舊ロシア國帝政々府が日本、支那及び舊聯合諸國と締結した凡ての秘密條約——ロシア國帝政々府が聯合國と共に、ロシア國の資本金、地主及び軍人の利益の爲め、暴力と賄賂とに依り、東洋の民族、特に支那國民を羈束するの具に供した諸條約——の無効なることを宣言した。ソヴィエツト政府は當時既に支那政府に一九〇六年の條約、一九〇一年の北京議定書及び一九〇一年から一九〇六年の間に日本と締結した協約全部の廢棄、並に舊ロシア國帝政々府が單獨に、又は日本及び聯合國と協同して、支那國民より獲得した凡てのもの、還附に關し、商議せんことを提議した。此の問題に關する商議は、一九一八年三月迄繼續したが、聯合國は突如として北京政府に迫り、北京の官邊、支那の新聞紙等に黄金を散じ、支那政府をしてソヴィエツト政府との關係を中絶するの已むなきに至らしめ、又日本及び聯合諸國は、東支鐵道が支那國民に引渡さるゝを待たずして之を占領し、シベリアに侵入し、且つ支那の軍隊を強要して、此の比類なき盜賊行爲を手傳はしめた。

吾人は今日再び支那國民に告げて、其の眼を開かしめんと欲する。

ソヴィエツト政府は舊ロシア國帝政々府が、滿洲及び其の他の地方に於いて奪取した土地を總て拋棄した。此等の地方に居住する人民には、何れの國の領域内に殘留するとも、亦何れの國家に永住せんとするも、其の自由選擇に委せよう。ソヴィエツト政府は、團匪事變賠償金の受取分を拋棄する。此の聲明を三度茲に繰返さざるを得ない理由は、吾人の有する情報に依れば、吾人が之を拋棄したにも拘らず、該賠償金の

ロシア國受取分は、舊帝政々府の在支使及び領事等の虚榮を満足せしめんが爲め、今尙聯合國の手に依つて取立てられて居る趣だからである。此等の舊帝政々府の官吏はすべて久しい以前其の權限を喪失したにも拘らず、舊の地位を保持し、日本其の他の聯合國の援助を得て、今尙支那國民を欺罔して居る。支那國民は、此の事實を知らねばならない。そして彼等を詐欺、欺瞞を事とするものとして、國外に放逐せねばならない。

ソヴェエツト政府は支那領土に於けるロシア人の一切の特權及び特典を拋棄する。又ロシア人の官吏、僧侶、傳道者等は支那の内政に干渉せず、若し刑事上の犯罪を犯せば、盡く支那の裁判所に於いて裁判を受くべく、支那國民の權力法廷以外、他に何等の特權法廷を認めない。

此等の主要なる諸點の外、ソヴェエツト政府は他の問題に付いても、支那國民の正當なる代表者と商議を遂げ、舊帝政々府が日本及び他の聯合國と共に支那に加へたる不法、不正の行爲を一齊に除去せんとするの用意がある。

ソヴェエツト政府は、聯合國及び日本が、今回も亦凡ゆる手段を盡してソヴェエツト・ロシア國民の聲の支那國民に到達するを妨ぐべきことを知る。彼等は支那國民に云はん、支那より奪取したるものを還附せんがためには、先づ滿洲、シベリアに占據する匪賊を一掃することが必要であると。故にソヴェエツト政府は、賊徒コルチャツク及び其の同盟軍、日本の羈絆より脱するが爲めに戦へるシベリアの農民、労働者を

援助するために、ウラルを越え東方に進軍し、赤衛軍と共に、此の書簡を支那國民に送る。支那國民にして、ロシア國民の如く自由ならんことを欲し、ヴェルサイユに於いて聯合國が支那を第二の朝鮮、又は印度たらしめんとして支那の爲めに準備せる運命を免れんと欲せば、支那の國民的解放の戦に於ける唯一の同盟者にして、同胞たるものはロシア國の労働者、農民及び其の赤衛軍なることを理解すべきである。ソヴェエツト政府は、支那政府を通じ支那國民に對し、速かに我國と正式關係に入り、且つ我が軍と會せしむるため其の代表者を派遣せんことを提議する。』

二 ヨッフエとカラハン

上記のロシアの宣言は、直接何等の結果を齎さなかつたが、支那の輿論は之に刺戟され、交渉の開始を希望することに傾いて來たので、モスコイ政府は一九二〇年九月二十七日重ねて、同じ主旨の通牒を發し、南北兩政府に對し、露支交渉の開始を促した。

ロシアは斯くの如く外交的に露支國交恢復を要求すると共に、一方に於いては、コミンテルンをして支那共産運動の發展を策し、多くの共産黨員を送つて各部門に互つての赤化工作に着手せしめた。即ち一九二〇年春、コミンテルンは極東部長ウオイチンスキーを支那に派して、共産運動發展の基礎を作らしめた。ウオイチンスキーは李大釗、陳獨秀等と協力して、遂に中國共産黨を創設した。次いで此を中心として、學生運

動、労働運動、農民労働者の組織に着手し、一方、北京に着任せるユーリン等協力し、盛んに黄白を散んじて學生等を懐柔し、共產運動の擴大を計つたのであつた。

一九二一年にコミンテルンは、更らに多くの宣傳工作員を支那に派遣したが、その中に同年七月に行はれた中國共產黨第一次全體會議に、コミンテルン代表として出席したマアリンは、同十一月、北伐の大本營桂林に於いて孫文と會見し、露支提携、モスコイ共產黨との協力に依つて、支那の革命を完成すべきことを説いた。之が孫文が聯俄容共を策し、國共合作を實現するに至る端緒であつた。

これより先き北京政府に對しては、一九二〇年夏、シベリアに於ける時の極東政權ウエルフネ・ウジンスク政府はモスコイ政府の意を受け、ウラジオストツク、ブラゴエシチエンスク等の諸政權を代表せしめ、露支交渉開始の使命を以つて、極東共和國代表ユーリンを北京に派遣した。ユーリンは八月二十六日入京し、直ちに北京政府の外交部員と非公式に會見し、交渉を開始したが、支那側は（一）支那に共產主義を宣傳せざること、（二）ロシア革命以後在露支那人民の受けたる損害を賠償すること、（三）極東各地在留の支那居留民の生命財産を保護すること、（四）露支邊境に發生せる諸事件は調査の上取締を加へ再發せしめざること、の四箇條の要求を提出し、兩者の間に交渉が進められたが、一九二一年一月、一時交渉は停頓し、更らに四月頃より再開されたが、結局協定を遂ぐるに至らなかつた。

ユーリンの交渉失敗に終るや、モスコイ政府は更らに一九二一年十二月、特使としてバイケスを北京に派

し、シベリヤのチタ政權代表アガレフと共に交渉に當らせることにした。バイケスは外交總長顧惠慶と接觸して、切りに交渉を急いだが、支那側の態度は依然として決定せず、爲めに交渉は停頓に停頓を重ねて少しも進捗しなかつた。

斯くの如き状態の折から、八月十二日モスコイ政府代表としてヨッフエが北京に乗り込んで來た。ヨッフエは日露交渉の長春會議に出席するため九月二日北京を出發するに際し、外交總長顧維鈞に速かに露支正式交渉開始を要求したので、北京政府も、日露交渉の關係もあり、衆議院に於いてモスコイ政府承認案すら提出されて居る日本の事情を考慮して、愈々長春會議の終了を待つてヨッフエと正式交渉を開始することを發表した。然しヨッフエは病氣のため轉地療養の必要があつたので、偶々後藤新平の招待に接して日本に渡つてしまつたので、支那側が翌一九二三年三月二十六日大總統令を以つて、王正廷を中俄籌備善後事宜督辦に任じて準備を整へたが、遂にヨッフエ、王正廷の交渉は實現しなかつた。然しヨッフエは渡日の途中上海に立ち寄り孫文と會見し、孫文との諒解を遂げた。之が孫文の聯俄容共政策を確立し、遂に國共合作へと展開するに至つたのである。此の會見後の一月二十六日に、所謂『孫文ヨッフエの共同宣言』が發表されたのであるが、此の聲明は露支提携の第一聲として、頗る重要なもので、その全文は左の通りである。

『孫文は、ソヴイエット聯邦支那派遣全權大使ヨッフエと共に、下記の宣言を發表する。

ヨッフエは上海に於いて、孫と數回會見、露支關係につき意見を交換した。

次の諸點は、其中特に重要なものである。

(一) 孫は共產組織及びソヴェット制度は、事實上支那に於いて適用不可能なりと認め、支那は共產組織及びソヴェット制度をして成功せしめ得べき状態に置かれて居らぬが故である。此の見解には、ヨッフエも全然同感の意を表明した。支那に取つて最重要且つ焦眉の問題は、國民統一の完成と國家獨立の獲得とである。ヨッフエは此の大事業について、支那はロシア國民の熱誠なる同情と援助とに依頼すべきことを勧告した。

(二) 孫はヨッフエに對し、一九二〇年九月二十七日付、ソヴェット政府の對支通牒に列擧した原則につき、再び切實に聲明せんことを要求した。ヨッフエは孫に向ひ、ソヴェット政府は、帝制時代の露支條約（東支鐵道協約をも含む）廢棄の根本方針に就いて、露支交渉開始の希望と準備とを有する旨を、重ねて宣言した。

(三) 東支鐵道問題は、適當なる露支會議に於いて解決さるべきである。孫は東支鐵道管理の現状を維持すべしと云ひ、ヨッフエも同意見であつた。現行鐵道管理法は、露支兩國政府から意見を加へず、雙方實際の利益と利權との上から臨機改組すべく、孫も之につき張作霖と協議するであらう。

(四) ヨッフエは孫に、ソヴェット政府は外蒙古に於いて帝國主義を行ひ、或は外蒙古をして支那から分離させる意思を絶対に持たないことを正式に宣言した。孫は之に満足の意を表し、茲に於いて、ロシアの

軍隊は支那實際の利益と必要上、當分外蒙古から撤退するに及ばざることとした。それは現北京政府が、ロシア軍撤退後、白露の反赤隱謀及び敵對行爲の發生、並びに現在よりも重大なる局面が醸成された場合、之が防遏の力を有せざるが故である。

尙ほ孫文は此の會見の後に、廖仲愷を日本の熱海滯在中のヨッフエの下に派して、聯俄客共、國共合作の具體的内容に就いて、詳細なる打ち合せを行はしめたことは上記の如くである。

ヨッフエ、王正廷の交渉は、ヨッフエの歸支を見るに至らなかつたので、遂に實現はしなかつたが、ヨッフエに代つて、後任として駐支代表を命ぜられたカラハンは、九月二日北京に着いた。斯くてその年内は、日本の震災のため王正廷が渡日したので、交渉は開始さるゝに至らず、翌一九二四年二月二十日より交渉が開始せられたが、交渉は兩代表の間に協定草案の成立を見たのであつたが、北京政府の承認を得るに至らず、遂に四月十四日一度分裂に陥つた。茲に於いて交渉は外交總長顧維鈞カラハンの手に移され、五月三十一日兩代表の間に調印を見るに至つた。協定は (一) 支那共和國及びソヴェット社會主義共和國間諸問題解決の爲の大綱に關する協定、(二) 東支鐵道暫行管理協定、(三) 附屬諸宣言、(四) 附屬交換公文、の四部より成るものである。

此の顧維鈞カラハンの協定成立に對し、南方國民政府は、此を以つて孫文ヨッフエの共同宣言以來、聯俄政策を無視した、曹錕政府を正式に承認したものであり、特に協定本文の第六條の如きは、廣東政府を否認

したものであるとして、大いに不満としたのであつた。

三 コミンテルンの活動

一九二四年一月、中國國民黨の改組行はれ、國共合作成るや、コミンテルンはボロディン、ガロンを初め多くの優秀なる指導者を、國民黨に入れると共に、財政的にも援助をした。此の結果、國民政府は精銳な國民軍を編成し、蔣介石は之を率ゐて、孫文が在世中、再度の努力にも拘らず遂ぐる能はざりし北伐を完成し、僅々二箇年程の短時日に一度は廣大なる全支を平定したのであつた。此の北伐が成功せるは、一に國民革命軍の組織編成がロシアの赤衛軍に則り、コミッサールの制度を採用したもので、在來の舊式支那軍隊に比して單に訓練のみならず、其の信念の上に於いても、軍紀の上に於いても、格段に優秀なるものであつたが故に、向ふ所敵なく、忽ち全支を風靡するに至つたのである。

尙ほ軍事方面のみならず、北伐の進行に伴ふ、政治工作に於いてもまた労働運動、農民運動に於いても、ロシアのソヴェット革命の經驗に基く共產主義的戰術が採用せられ、その他國民黨の組織等に於いても、殆んどコミンテルンの指導に依る所が多かつた。従つてロシア人の顧問は、政府軍部の各方面に互つて配置せられて居たので、北伐進行中で最も國共合作の頂點に在りし、一九二七年一月に於ける、コミンテルンより派遣されたロシア人中の主なるものは、ボロディン（國民政府最高顧問）、ガロン（第一軍顧問）、ニコロフ

テイツマイノーフ（第四軍顧問）、イーリン（第五軍顧問）、マコイエフ（第七軍顧問）、テイツタニー・ハツピ（第十一軍顧問）、オボツノフタリ・クワイノツフ（總司令部顧問）、カシテインニー（國民黨中央黨部軍人顧問）、ママイエフ（中央銀行監督）、ソミー・セルハンラク（航空局顧問）、カレク・ウーライキマイロフ（海軍顧問）、オーソイ（廣三鐵道局技師顧問）等であつた。勿論此の下に、下級の宣傳員組織員等の居た數は、頗る多き上つて居たであらう。

一九二八年七月二十七日の國共分離、續いて南京政府との斷交を見るに至れる後に於いては、上記の國民政府及び國民黨中に派遣した顧問、宣傳員、並びに領事等の外交機關は總て引き揚げたのであつた。然し支那の共產運動に對し、之を指導する等のため、常に密接な關係を必要とするコミンテルンは、上海のコミンテルン駐在員及びプロフィンテルン所屬の、太平洋労働組合書記局をして直接に指導の任に當らしめ、またモスコの支那労働者共產大學、及び東方労働者共產大學に於いて、支那人留學生を養成し、之を中國共產黨の全支各地支部に配置し、學生運動、農民運動、労働運動等を指導せしめ、猛烈なる非公法的地下潜行運動を開始するに至つたのである。

而して第三インターナショナルの對外政策は、資本主義國の倒壞あるが故に、従つて此の指導を受け居る支那の共產黨も、同一の對外策を採るに至れるは當然の事であるが、元來支那は清朝時代より久しきに亙り、英、佛、露、獨等の侵略を蒙つて居たので、第一革命以來列國侵略の排除、國權恢復は國民運動の一標語で

あつた。殊に歐洲大戰に参加し、聯合國側としてパリ講和會議に列席し、英米諸國に其の地位を認めらるるや、其の思想は俄然拍車を加へられたる觀あるに乘じ、共產黨の對政策も大いに之を利用して、民衆を煽動激化せしむるの具に供したのである。

即ち中國共產黨が初めてその具體的政綱を發表したる第二次全國大會に於ける宣言に於いては、『國際帝國主義の壓迫排除、中華民族の完全なる獨立』を政綱の第二に掲げて居るのである。併しながら、中國共產黨の創立以前に於いても、此の對外政策に基き大衆運動を指導して居たので、一九一九年の五・四事件の如きは、その最初の表れである。以來學生運動、労働運動は、此の主潮に依つて指導せられ、共產黨の創立後に於いては黨を中心として學生及び労働者大衆の組織化、黨勢の擴大に目醒しき活動を行ふと共に、一九二二年の香港の海員罷業を初め、一九二三年二月の日、英、佛、獨四國借款鐵道である京漢鐵道の罷業がコミンテルン乃至中國共產黨の指導の下に排外運動の一として、敢行されたものであることは、既に周知の事實である。

一九二四年國民黨との合作成立後に於いては、排外運動は國民黨の對外政策の一表現として、公然と指導せられたのである。即ち國共合作の政策を表明した、中國國民黨第一次全國代表大會の宣言の第三の國民黨の政綱(甲)對外政策は、不平等條約、不平等待遇の廢棄、國債の廢棄を宣言して居るのであるが、之は共產黨の政策を加味したものであることは明瞭である。更らに、一九二五年西山派の分裂後、共產派全盛時代に入れる翌年の一月第二次代表會議に於いて發表せられた宣言には、全々共產主義的主張を現はし、外に對し

ては帝國主義を打倒すべし、その必要なる手段は(一)世界革命先進國と聯合すること(二)全世界一切の被壓迫民族と聯合すること(三)帝國主義の本國內に於ける被壓迫人民と聯合すること』を聲明して居る。

四 上海事件と恐怖時代

國共會議後に於いては、共產黨は李大釗、張國燾等指導の下に一九二五年全國鐵道労働者の再組織を行ひ、次いで支那に於ける代表的近代的工業である紡績業労働者の組織化が進められ、斯くて上海、青島に類々として罷業の勃發を見るに至つたのは、その組織化共產黨擴大の目的の下に企てられたのである。然るに、五月三十日に於いては、遂に五・三〇事件が勃發したのであるが、此の五・三〇事件は、共產黨に取つては非常な好機會を與へたものであつた。

即ち共產黨は此の事件を口實に、全国的に反帝國主義、排外宣傳を行ひ、各地で、學生聯合會を先鋒に、各労働階級、各社會運動團體等を網羅した、全支各地に亙る大反抗運動を煽動指導したのであつた。此の結果上海は勿論、廣東に於ける六月二日學生の示威運動に始まり、武昌、北京、長州、鎮江、南京、天津、蕪湖、福州、廈門、青島、重慶、汕頭、濟南、芝罘、宜昌、杭州、奉天、吉林、九江、等全支各地に亙つて打倒帝國主義、日英商品不買、領事裁判權回收、上海學生射殺加害者の死刑處分、日英兩國政府の陳謝及び將來の保證、日英總領事の召還等の標語の下に大示威運動、罷業、罷市等が行はれ、殊に左派及び共產派に支

持されて、廣東政府指導の下に行はれた、對香港經濟斷交及び罷業は、六月以來一年に亘つて繼續せられ、香港をして非常な打撃を蒙らせたのであつた。

斯くの如き大排外運動の結果は、北方初め各地未組織の學生労働大家を組織化し、訓練し共產黨の勢力を著しく擴大せしめたのであつた。而も對外的には、列國に非常なる脅威を與へ、等閑に附されて居たワシントン會議の決議事項の實現を促進し、北方政局の依然として混亂せるにも拘らず、特別關稅會議、治外法權撤廢調査委員會等の召集を見るに至つたのを見れば、如何に共產黨の活躍の恐るべきものであつたかを察することが出来るであらう。

而して南方國民政府が、共產黨と合作して、共產主義的な排外政策を行ひつゝあるに反して、北方張作霖政府は素より反動的政策を取つて居るのであるから、共產黨の活動に對しては、勿論之を恐れて居た。共產黨がモスコのコミンテルンの指令を受けて活動して居ること、更らに北京駐在のソツイエット・ロシア代表である大使館が、モスコとの連絡部であり、且つ支那共產化の策戰本部であることに對して、張作霖は一九二六年、カラハンの駐支在任に對して、モスコ政府に抗議を爲した程であつたが、更らに張作霖は一九二七年一月十五日には、東支鐵道の監查役楊卓がモスコ政府及び、馮玉祥と内通して居ることが暴露したので、楊を銃殺に處し、三月八日には張宗昌は國民政府最高顧問のポロディン夫人を濟南に監禁した。

前年の五・三〇事件以來、共產黨の煽動指揮に依つて全支に勃發した排外暴動は、年を超えて繼續せられ、

各國租界の回收を要求して愈々熾烈となり、遂に一月九日九江の英租界襲撃され、遂に英艦と砲火を交ふるに至つた。此の形勢に鑑み英國政府は、二月十五日軍艦五隻を急派し危險に備へたのであつたが、これに激昂せる共產派は、極めて挑戰的な態度を取り、排英暴動は愈々惡化し、遂に三月二十四日、蔣介石の率ゆる北伐軍は南京を占領し、北軍を逐うて入城するや、國民革命軍中の共產派は、英米租界に殺到し、各國領事館を襲撃し、在留外人に對して掠奪を行ひ、所謂南京事件を惹起したのである。茲に於いて英米軍も遂に發砲し、事態は愈々重大となり、英國政府は印度兵三旅及び海軍陸戰隊、合計一萬三千人を上海に派遣して危險に備へた。

次いで尙ほ四月三日には漢口に於いて共產黨の糾察隊は、日本租界の回收を叫んで殺到し、日本兵と衝突する等、上海、漢口、南京等各地に於いて、外人襲撃が頻々として勃發し、更らに十日蘇州日本領事館は共產黨の暴徒に包圍され、領事以下は監禁され、掠奪された。列國は此の事態に對し、日英初め各國共に漸次態度が硬化し來り、日本を初め各國共に上海其他各地に、軍艦を増派し、又は陸戰隊を上陸せしめ、重大なる國際問題を惹起せんとするの形勢に立ち至つたのである。

五 遂に露支斷行

茲に於いて北京政府も事態の容易ならざるに鑑み、遂に斷乎として共產黨を彈壓し、暴動を鎮むることに

決し、先づ北京に於ける三月二十日左派學生逮捕の結果に基き、四月六日遂にロシア大使館を軍隊を以つて包圍し、多數の支那赤化政策の證據品を押收すると共に、李大釗以下、共產黨員二十餘人及びロシア人十六人を逮捕し、李大釗以下を即日死刑に處した。同時に外交部はソヴェエツト代理大使チエルニエフ並びにモスコ政府に對して嚴重な抗議を提出した。之に對してモスコ政府は大いに憤慨し、九日支那に對して嚴重に抗議を提出すると共に、北京駐在のチエルニエフ代理大使に引揚げを命じ、茲に露支國交は斷絶したのであつた。一方南方蔣介石も、南京事變に對して大いに憤激して、上海に於ける共產黨彈壓を斷行し、共產派と絶縁して、南京政府を樹立したのである。

一方英國軍隊は上海共同租界工部局警察部と協力して、此等共產黨暴動の策源地と認められた、ロシア領事館を數回に亘り包圍捜査した。また北京政府も、過般の大使館捜査に於いて得たる證據に基き、奉天駐在のロシア總領事が、共產運動を指導しつゝあることが明白となつたので、十三日同總領事を追放した。斯くの如く、南北兩派より彈壓された共產黨は、愈々狂暴化し、四月二十一日再び漢口の大掠奪を行ひ、佛租界を襲撃する等の事變相次いで起り、遂に武漢に於ける外人大虐殺陰謀の暴露より、武漢政府も共產派を排撃し、國共分離するに至つた。

斯くの如く共產黨の排撃彈壓益々酷烈となるや、共產黨はコミンテルンの指令に従ひ、武装暴動とテロリズムとに依つて、一舉に共產革命を實現せんとして、八月一日南昌を占領して武装暴動を敢行したのを始め

として、以來廣東コムミュニオンに至る五ヶ月間に於いて、全支に亘る恐怖時代を出現するに至つたのである。遂に十二月十一日、廣東に大暴動勃發し、一時廣東政府は共產黨に占領せられたのであつた。此の暴動の指導本部に、ロシア領事館員が参加して居たことは、當時周知の事實である。

茲に於いて南京政府も、遂に十二月十四日ロシアとの絶交を宣言し、翌十五日には廣東ロシア總領事館の捜査を敢行し、總領事ボカバリンスキー以下全館員を逮捕し、武漢に於いては十六日同じくロシア總領事館を閉鎖し、全館員及び露支共產黨員百名を逮捕した。又一方上海に於いては共產黨本部及び商務委員事務所を捜査し、多數の證據書類を押收した。之に對してロシア側は、その不法を抗議し、支那側は之に反駁し、國民政府は遂に十二月二十三日に至り在支ロシア領事館の閉鎖、ロシア人經營の商業機關の停止、及びロシア人（自國人を除く）の撤退を要求し、愈々共產黨彈壓を峻烈に爲すに至つた。

斯くして、共產黨は、廣東コムミュニオンを轉機として、地下に潛入し、地方農民を組織し、其の自衛團と合併し、各地にソヴェエツト區を創設し、紅軍を益々編成擴大し、盛んに各地に出沒して、各都市部落を襲撃するに至り、従つて國民政府もロシア並びに共產黨に對して高壓手段に出で、上記十二月十六日武漢に於ける彈壓に次いで、翌一九二八年二月八日廣東に於いて、ロシア政府執行委員外五人の共產黨首魁を逮捕し同二十日には天津に於いてロシア領事館を捜査し、八月三日には北京ロシア副領事ナウウモフは寛城子口に逮捕、哈爾濱に護送拘禁され、更らに翌一九二九年五月二十七日、哈爾濱に於いて、東支沿線共產黨代表臨

時大會開催の擧を偵知し、軍隊を以つて同地ロシア領事館の捜査を行ひ、總領事クツネツォフ以下各地代表等四十人を逮捕拘禁し、秘密文書を押収した等の事件が續發したのであつた。

更らに當時國民政府と馮玉祥との關係乖離し、遂に開戦を見るに至つたのであつたが、國民政府は、馮の背後にソヴェエツト・ロシアの支持あるを探知し、五月二十七日北滿各地のロシア領事館に對して一齊に捜査を斷行した結果、哈爾濱總領事館より、滿蒙赤化に關する多數の秘密文書を發見したのであつた。その文書の内容に依つて領事館内に、第三インターナショナルの北滿支部が設置され、北滿支部中央執行委員は、ダリ・ゴスドルグ支配人チンバレウキツチ、東支鐵道商業部代表スタンケウキツチ、クローノフの三名であること及びその組織活動の内容を初めとして、北滿に於ける映畫赤化宣傳、共產婦人團體の赤化事業參加、白系ロシア人の行動探知に對する密偵組織、天津に於ける共產黨の活動、馮玉祥援助に關する各種計畫等が一切暴露されたのであつた。

(328)

六 奉露戰の勃發

上記の如き露支關係の惡化に加つて、東支鐵道問題の紛争は更らに一層その關係を激化せしめたのであつた。即ちロシアは一九二〇年對支新宣言に於いて、ソヴェエツト革命の理想を強調し支那の歡心を購ふべく、東支鐵道の特權拋棄を聲明したのであつたが、その後一九二四年の露支、奉露協定に於いては、露支共管の

主義を協定して、再び東支鐵道に對する勢力を恢復したのであつた。

然るに支那側は、その後に於けるロシアが、五ヶ年計畫の實現等内政問題に没頭することを餘儀なくされ支那に對して消極的なるに乗じて、利權回收の強硬な態度を現はし、前記一九二九年五月二十七日の北滿ロシア領事館大捜査事件に對して、ロシア側が抗議を提出するや、六月二日、哈爾濱、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里、ボクラニチナヤ等のロシア領事館を閉館し、七月九日深更突如として軍隊を派し、東支沿線の電信權回收の斷行を端緒として、遂に東支鐵道局長エムシャーノフを罷免監禁し、ロシア側高級従事員二百人を誦首し、ソヴェエツト通商各機關、並びに職業同盟、鐵道従業員クラブ其他を閉鎖し、ロシア人幹部を國外に追放し、一擧武力を以つて、同鐵道の全權回收を斷行した。

茲に於いて、露支間に數次の折衝が試みられたが、支那側の態度は頑として譲る所がなかつたので、遂にロシアも、九月十八日露支外交關係の全般的即時斷行を宣言し、支那に駐在する外交代表、領事通商代表、東支鐵道ロシア役人の撤退、露支鐵道連絡の中止、駐露支那外交代表並に領事の退去要求を通告すると共に、國境を超えて赤衛軍を進め、遂に奉露軍の衝突を見るに至つたのである。

而して、此の後に於いても、露支間にその善後解決に對し種々折衝が行はれたが、交渉は容易に進捗せず停頓の形であつた。併しながらロシア側は二十六臺の空軍を初めとし、タンク其他化學戰機を加へた、精銳なる赤軍を以つて十一月十七日より進撃を開始し、大いに支那軍を破り、二十一日には滿洲里を占領するに

(329)

至つたので、茲に於いて奉天側にはロシアとの直接交渉の空氣が濃厚となり、國民政府も其の解決に苦慮するに至つた。折しも南支方面に於いて、反蔣運動の蜂起するや、國民政府も大いに狼狽し、一度中央に收めた東三省外交權を還元して、奉露直接交渉を承認したので、張學良は十一月十八日哈爾濱交渉員蔡運竹に命じ、同地ロシア總領事メリニコフと單獨交渉を開始せしめ、斯くて、モスコイ政府と張學良との間に數次折衝の結果、十二月三日ハバロフスクに於いて、東支鐵道の原狀恢復を條件とせる、議定書に假調印を行ひ、漸く奉露兩軍は砲火を收めた。

而して此のハバロフスク協定は、同月二十二日露支兩國政府の正式調印を了し、此の結果東支鐵道は翌一九三〇年一月六日全線の開通を恢復したのであつた。併しながらハバロフスク協定に基く露支正式會議は、モスコイに於いて開催されることとなり、五月一日國民政府莫德惠は哈爾濱を發しモスコイに赴いたが、豫備談話會を開くこと數ヶ月、十月十一日に至り漸く第一回正式會議が開かれた状態であつた。而もその第一回會議で、莫全權がハバロフスク協定の無條件承認を拒絶した爲め、會議は忽ち暗礁に乗り上げ、交渉は停頓し遂に一九三一年に入るも、何等の決定を得るに至らなかつたのであつた。

七 露支復交の實現

モスコイに於ける露支交渉が、上記の如く遅々として進捗しない折しも、一九三一年九月十八日、日支間

に滿洲事變が勃發し、支那側が之を國際聯盟の問題としたので、全世界は此の紛争の中に捲き込まれてしまつたので、自から東支鐵道問題の如きも省る暇なく、モスコイ交渉も立ち消えの状態となつた。

然るに其後、翌一九三二年に互る、聯盟に於ける日支紛争討議の經過は、遂に日本と聯盟との妥協不可能の形勢となつたので、日本を牽制するために、急速に露支國交の恢復を遂ぐべく、孫科、陳友仁等の復交論者は、二月洛陽に於ける國民黨中央執行委員會第二次全體會議に、復交案を提出したが、赤化宣傳禁止が問題となつて否決された。然し其の後益々復交論は盛んになり、行政院長王洸銘等も之を支持したので、遂に六月三日及び六日の中央政治會議は、原則的に復交案を可決するに至つた。茲に於いて在モスコイ代表王曾思をしてモスコイ政府に、露支不侵條約締結を條件として國交恢復を提議せしめたのであつた。

然し支那側が赤化宣傳禁止の條項を固執したので、交渉は容易に進捗しなかつた。然るに一方ロシア側は密かに代表ロシノフ、ソコロスキイ等を南京に送り、外交總長羅文幹との間に交渉を進め一方又、ジュネーヴに於いて支那代表顏惠慶と、ソヴィエツト外交人民委員長リトヴィノフとの間にも交渉が進められ、支那が最後に赤化宣傳禁止條件を撤回するに及んで交渉は成立し、十二月十二日、日支紛争の聯盟會議の最中に突如として露支國交回復を發表して、世界の視聽を聳たしめた。發表された交換文は左の如くである。

『拜啓 予はジュネーヴに於ける予等の數次の愉快なる會見に依る最近の諸會談に基き、平和の爲め吾等兩國政府の間に友好關係を促進せんとするの希望に依り、予の政府は今日以後支那共和國との間に、正當の

外交及領事關係が正式に回復されたりと看做すに決定せることを貴下に通知する權限を有す、茲に最高の考慮と尊敬を以つて貴下に本書を致す。此旨受諾されんことを乞ふ。

一九三二年十二月十二日

（リトヴィノフ、顏惠慶各自署名）

更らに國交恢復の意義、並びに内容に就いて、重ねてロシア側は同日リトヴィノフの名を以つて、支那側は翌十三日顏惠慶の名を以つて、夫々聲明を發表し、茲に一九二四年以來、五箇年を経て國交は再び回復されたのである。

斯くて國交恢復するや、ロシア側は直ちに南京、北平、天津、上海等の各地に商務代表を設け大いに貿易等の方面に活躍を開始すると共に、更らに本年四月にはボゴモロフを大使に任命して南京に送つた。併しなから引續き交渉が進めらるべき筈であつた不侵略條約等については、其の後一向に進捗の形跡がなく、そのうちに一方國際聯盟に於ける日支紛争の論議は、遂に日本の聯盟脫退に依つて結末がついて、結局露支復交は、支那に取つて無意義であつたかの觀を呈して居る。

併しながらロシア側としては、赤化宣傳禁止の條件を撤回せしめたのであるから、これ以後は、公然と赤化宣傳を爲し得る譯で、之がため本年に入り、支那中部各地に於ける共產黨乃至紅軍の活躍は、俄然熾烈となり來り、邊疆各地に於ける赤化運動も著しく活潑となりつゝである。従つて今後の露支關係は、中國共產黨其他共產運動と共に、頗る注目を要する。

第二章 蒙古及び邊疆の赤化

一 外蒙の國民革命

ソヴィエット・ロシアの支那赤化政策は一九一七年の革命成立以來、直接間接に凡ゆる方法を以つて行はれてゐるのであるが、その直接的なものは、赤化侵略で、即ち外蒙古に於けるが如きものであつて、その間接的なものは、即ち共產黨を中心とする共產主義運動である。

特に蒙古侵略の如きは、ロシアはソヴィエット革命が、帝國主義打破、侵略政策の拋棄を高唱せるにも拘らず、對外蒙古政策は、帝政時代に於ける邊疆擴張政策を繼承して、大いに侵略主義を發揮し、ツァー時代にも見ざる大膽露骨なる行動を以つて、蒙古、新疆方面に侵入、ソヴィエット勢力の扶植に務め、今日に於いては、既に外蒙古は、之を殆んど完全に、ソヴィエット化することに成功した。而も更らに引續き、之に隣接せる地方に對して、盛んに赤化侵略を進めつゝあるのである。

斯くの如きロシアの赤化侵略に對して、支那は確乎たる中央政府なく、軍閥の内争私闘にのみ没頭し、遠き邊疆の地を顧みるの暇なく、時に北京政府の黎元洪大統領時代に、對蒙軍を組織して、赤化討伐を企てたこともあつたが、恰も安直戰爭勃發等のために何時とはなしに中止され、拋棄されて何人も之を敢行するの

餘裕と實力とがなかつたため、ロシア赤化政策の蹂躪に委したのであつた。

外蒙古に於ける赤化侵略は、革命完成の直後、其の對東方政策の決定を見るや、翌年の八月、モスコイ政府は、蒙古人民、及び蒙古自治政府に宛て、獨立を煽動せる聲明を發表したことに始まるのである。

次いで一九二〇年の秋、ウンゲルン麾下の白系露軍の蒙古に侵入するや、之を討伐することの理由を以つて、同地に赤衛軍を派遣し、白系露軍を掃蕩すると共に、政治工作を加へて、蒙古に於ける左傾派なる、蒙古國民黨を援助指導し、遂に赤衛軍の參加應援の下に、一九二一年、革命を成功せしめ、蒙古國民黨をして政權を掌握せしめ三月十日、ヂヤツプを主班とせる蒙古臨時革命政府が成立したのであつた。

蒙古赤化の中心勢力となつた蒙古國民黨は、蒙古國民政府最初の總理となつたボドー内務總長トルヂー、司法總長トフトホ國民軍總司令となつたダンツンに依つて創立された。一九二一年三月國民革命成り、臨時革命政府の成立するや國民黨は、左の如き建國綱領を決議したが、之は即ち革命政府の施政方針であつた。

- (一) 封建制度を根絶する目的を以つて新しき法律を制定施行し、特に之が爲め階級の差別を問はず、國民平等に兵役の義務及び裁判の判決に服せしむべし
- (二) 全國民各階級に互り、均一納稅義務制度を設くべし
- (三) 奴隸制度の廢止
- (四) 小國民議會を速かに召集し、之を以つて大國民會議開會迄の期間に於ける臨時立法機關とす

(五) 活佛を立憲君主として保存するも、政府は其の下にありて、匏迄民權の擴張を計るべし。又活佛はウエート(不裁可權)を有せず、政府は國民議會と共に法律を制定し、之を活佛に報告し、國民の名を以つて發布す、宣戰及び講和並に豫算制定權は政府及び大小國民議會に屬す。

右の決議に基いて小國民議會は十月二十七日に召集された。之は實に蒙古最初の議會であつた。而してその後依然蒙古の元首としてその地位を保つて居た活佛が、一九二四年五月死去するや、國民革命政府は、國民黨の決議に基き、左の政令を發し、茲に共和國となり赤化の基礎は完成されたのであつた。

- (一) 活佛の印璽を政府に移し之を保存す
 - (二) 共和制度を布く。但し大統領を設けず。元首權は國民大會議及び同會議に於いて選舉された國民政府に於いて之を執行す
 - (三) 毎年六月六日を以つて蒙古共和國建設祭日と爲す
 - (四) 活佛の年號を廢し、新たに蒙古共和國建設の年號を定む
- 更らに同年十一月大國民議會が庫倫に於いて開かれ、此の大會に於いて、庫倫はウラン・バードル・ホターと改稱され、次の如き『蒙古勞動者國民權利の宣言』が可決され、茲に全くロシアに倣へるソヴェエツト政治が實現したのである。

(一) 蒙古國は獨立國民共和國にして、其の主權は勞動國民に屬す。國民は其の主權を國民議會及び同議會

に依つて選舉さるゝ政府に依つて之を執行す
(二)蒙古共和國當面の國是は、封建制度の殘骸を根絶し、民主制度の上に、新らしき共和政府を樹立するにあり

(三)之が爲めに政府は左の施政方針を施行す

- A 土地、森林、水其他の地壤は之を擧げて労働國民の共有とす。右に對する個人の所有權を廢止す
- B 一九二一年の革命前に締結されたる國際條約及び借款は一切之を無効とす
- C 外國人の跋扈時代に生ぜる外國人に對する個人の債務は、國民經濟に取り忍ぶべからざる負擔なるが故に、未済の個人の債務は一切之を無効とす
- D 政府は統一經濟政策を採り、外國貿易を國營とす
- E 労働國民權を保護し、内外反動勢力の擡頭を防止せんが爲めに、蒙古國民革命軍を編制し、又労働者に軍事教育を授く
- F 労働者の良心の自由を確保せんがために、宗教を國家より分離し、宗教は國民の私事とす
- G 労働者の意志表示の自由を確保せんが爲めに、政府は言論機關を起し、之を労働者の手に委すべし
- H 汎ゆる集會の自由を保證せんが爲めに、政府は労働者に集會場を提供す
- I 労働者の組合の自由を保證せんが爲めに、組合組織に必要な物質其他の援助を與ふ

- J 労働者の智育増進の爲め、政府は労働民衆の無料教育の普及を計る
- K 政府は民族、宗教及び男女の差別を問はず、全國民の平等權を承認す
- L 舊王族及び貴族の稱號及び其の一切の特權を廢す
- M 全世界の労働階級が、資本主義の覆滅と社會主義の建設に向つて進みつゝあるに鑑み、蒙古共和國は其の對外政策に於いて、全世界の被壓制民族及び革命労働階級の利益を尊重し、其の根本目的に合致せんことを期す。但し事情に依つては資本主義國とも外交的關係を結ぶことを許すも、蒙古共和國の獨立を侵害せんとするものに對しては斷乎として之に抵抗すべし。

二 露 蒙 條 約

斯くてロシアは、同年十一月五日にはモスコに於いて、露蒙修交條約を締結し、外蒙古國民政府を正式に承認した。爾來ソヴィエツト聯邦政府は、外蒙古に對して頗る密接の關係を持し、宛然宗主國たるが如き事情に在り、一九二四年、外蒙古共和國憲法會議に際し、其の名譽幹部として、時のコミンテルンの執行委員會長ジノヴィエフ、ソヴィエツト中央執行委員長カリニン、時の外務人民委員長チチエリン等の推舉せられたるの事實等は、ソヴィエツト・ロシアと外蒙古との關係を、如實に現して居るものである。即ち露蒙好修取極の内容は左の如くである。

第一條 ソヴィエツト聯邦政府は、蒙古國民政府を以つて蒙古唯一の合法政府たることを承認す
第二條 蒙古國民政府はソヴィエツト聯邦政府を以つて、ロシア國唯一の合法政府たることを承認す
第三條 兩締約國は左の義務を負ふ

(一) 締約國の何れかの領土内に於いて、他の一方國に對抗し、若くはその政府の顛覆を目的とする團體及び個人の存在を許さず。同時に他の一方國に對し戰爭を目的とする軍隊に、自國民の動員若くは義勇兵の募集を許さず

(二) 他の一方の締約國と直接若しくは間接に戰鬪行爲を爲しつゝある團體に對し、武器の輸入及び領土内の通過を許さず

第四條 ソヴィエツト聯邦政府は其の全權代表を蒙古の首府に、又ゴブドール・ウリヤスタイ、アルトイン・ブルー(恰克圖)及び其の他の都市に領事を派遣す

第五條 蒙古國民政府は、其の全權代表をソヴィエツト聯邦政府との協定に依り、露蒙國境地方に派遣す

第六條 露蒙間の國境は、兩國政府間特定の委員會に於いて之を定むべし

第七條 兩締約國民は、他の一方の締約國の領土に滞在し、最惠國々民としての權利義務を有するものとする

第八條 兩締約國の司法權は、民事に於いても刑事に於いても、其の領土内に於ける、他の一方の締約國々民に適用さるべし、但し兩國は、文明と人道の原則に基き體刑を適用せず、兩締約國は刑法上の裁判及び

判決の執行に當り、他の第三國に特典を與へたる場合は、此の特典は自動的に他の一方の締約國々民にも適用さるゝものとする

第九條 兩締約國の他の一方より貿易品を輸入若くは輸出するに當り、法定の關稅を支拂ふべし、但し同關稅は他の最惠國々民より徴收する關稅を超過すべからず

第十條 ソヴィエツト聯邦政府は蒙古國民政府が、世界各國の帝國主義的侵略傾向を超越し、蒙古勞働農民大衆の文化發達に必要な郵便、電信、交換に就いて、執り來りし賢明なる施設に賛同し、無償を以つて蒙古領土内に有るロシア國所有の電信局及び其の電信裝置を蒙古國民政府に讓渡す

第十一條 兩國間の文化及び經濟關係の増進を計るため、露蒙間の郵便電信の交換、蒙古經由の電信問題の解決を重要とし、兩國は本問題に就いて特に協定を遂ぐべし

第十二條 蒙古國民政府は、蒙古に於いて土地及び建造物を所有するロシア國民に對し、最惠國々民に適用すると同様の土地所有權、及び賃借權を與へ、ロシア國民は之に對し法定の租稅及び賃借料支拂の義務を負ふものとする

第十三條 本協定は露語及び蒙古語を以つて二通作成し、署名の時より效力を發生す

而してモスコ政府は一九二四年五月の露支北京協定に依り、外蒙古の支那領なることを承認したが、一九二二年の露蒙條約の效力に就いては何等觸れざるのみならず、一九二五年三月、時の外務人民委員チチエ

リンはソヴェット聯邦中央委員會總會に於いて『外蒙古は支那領土なることを認むるも、同時に外蒙古の自治は、支那をして其の内政に干渉せしめず、且つ自から外政をも處理し得る程度の、廣汎なるものであること』の主旨を述べて居るのである。

三 ソヴェット化の實狀

現在に於ける外蒙古の實際上の政治は、完全にモスコイ政府の支配の下に在る。而して中央地方の制度、及び組織は、總てロシア・ソヴェット聯邦に倣ひ、更らに各官廳には、ロシア人の顧問、又は教官等を配置して實權を掌握せしめ、又は經濟會議々長の如きは、ロシア人自から之に當つて居る状態である。

外蒙古に於ける唯一の政黨である國民黨も、亦モスコイ政府及びコミンテルンの支援に依つて成立して居る。而して之もロシア共產黨と殆んど同一の黨則及び組織を有し、黨則中にはコミンテルンの指導に服すべき旨を規定されてあるのみならず、コミンテルン會議には外蒙古よりも代表を派遣して居る。又、國民黨の豫備國體である。蒙古革命青年團も亦、ロシアの共產青年團（コムソーモール）を模倣して組織され、その綱領中にはコムソーモールと提携すべきことを定め、國際共產青年團（キム）の指導に服して居る。

又外蒙古の軍隊は、ロシアの援助の下に組織編成され、武器は、ロシア側より供給を受ついで居るのみならず、ロシア人の教官を多數聘して軍隊の訓練に當らしめ、多數の學生をモスコイに派遣し、ロシアの赤衛

軍式の教育を受けしめて居る。

更らに經濟上に於いても、或は主要産業たる牧畜の社會化を計り、王公及び富農並びに寺院の財産を沒收し、之をソヴェット式集團經營（コルホーズ）に移せしめ、或は個人の經濟活動を排し、ロシア式の集團經營（コーペラチヴ）をして商事活動の主體たらしめ、進んで、事實上外國貿易を獨占し、或は外國人に對しては、堅く蒙古の門戸を閉して入管を許さざる等、ロシア側は、外蒙古に於ける主要産業及び經濟機關をソヴェット化し、其の實權を握持すると共に、種々の利益の獨占を計つて居るものもある。

更らに交通及び通信に對して、ロシアは外蒙古當局との間に運輸に關する協定を結び、露蒙合辦のモンゴールトランスをして運輸事業を獨占せしむる一方、國內河川航行權を其の掌中に納め、又對外通信をして、完全に之を其の統制下に置いて居るのである。

斯くの如く政治、經濟の部門に互つて、先づソヴェット化を着々實行しつゝあるが、更らにロシア政府は、蒙古民衆をして文化及び宗教を攻撃し、喇嘛の尊嚴を無視せしむることに努力しつゝある。即ち寺有財産を沒收し、寺院を學校に改め、共產主義の喧傳に當らしめつゝあるのみならず、更らに露蒙の新聞其の他の刊行物を通じて、主義の宣傳と思想の變化を企圖しつゝあるのである。

なほ一九二三年、蒙古と國境を接し、蒙古人の多數居住するウエルフネウージンスクを中心とする地方には、ブリヤード・モンゴルに自治共和國を建設し、蒙古人懷柔の手段に供すると共に、對蒙古統治政策の根

源地と爲したのである。又、外蒙古の西北にある烏梁海は、一九二四年六月、モスコ政府と、蒙古國民政府との間に協議の結果、同十月烏梁海國民共和國を建設せしめ、ソヴェット制度を布き、ロシアの勢力下に入つてしまつたのである。

更らに綏遠、察哈爾、熱河等の内蒙古に於いても一九二三年頃から國民黨組織の運動が起り、白雲梯、全永昌等の中國國民黨に依つて教育養成された急進派の内蒙古青年は、外蒙政府及び中國々々民黨の兩方の援助の下に一九二四年の冬、北京に於いて準備會議を開き、中央執行機關を作り、一九二五年七月張家口に於いて内蒙古國民黨大會を開いたが、大會には外蒙古政府及び廣東政府代表の他に、馮玉祥の代表者が列席した。同大會は、内蒙古解放運動の宣言を發表し、同黨の爲すべき政治、經濟、教育等の各項に互る行動綱領を宣明した。大會後の同黨は、内蒙古義勇軍の編成を計畫し、白雲梯を校長とする内蒙古軍官學校を開設し、着々内蒙赤化の準備を進め、一九二六年郭松齡事變に際しては、内蒙古の革命を計畫したのであつたが、郭松齡が敗北し張作霖が北京に乗り出すに至つて、張の勢力に壓迫されて、内蒙國民黨の首領は外蒙古に遁入し、従つて其の運動も挫折したのであつた。

外蒙に運る新疆は一九二八年國民政府の北伐完成に伴ひ所謂三七の變（民國十七年七月七日なるを以つて斯く指す）に依り、交渉署長樊耀南は民政廳長金樹仁等と結び、辛亥革命以來の督軍兼省長たりし楊增新を暗殺し新政權を樹立したのであつたが、ロシアは此の樊耀南にロシア側の示唆及び援助を與へて政變を起さし

め、ソヴェット化の第一石を据えんとしたのであつた。然るに金樹仁は後蔣松齡等と共に討樊軍を起して之を討ち、省政府主席兼邊防督辦となつたのであつたが、爾來各方面に叛亂相繼いで起り、特に一九三〇年十月よりは、回教民の叛亂が擴大し、遂に本年五月、回教民である甘肅の第三十六師長馬仲英はロシアの援助の下に新疆合併を策し、張培元等と提携して回教民族自決、大西北主義を掲げて、兵を率ゐて哈密に侵入した。斯くて叛亂は愈々擴大し、遂に四月十二日回教民軍は迪化を襲ひ、省政府を占領し金樹仁を追うて、教育廳長劉文龍を臨時主席とせる、新政權を樹立した。之に對して南京政府も、同月二十八日參謀次長黃慕松を新疆宣慰使に任じ、五月二日金樹仁の省政府委員主席、邊防督辦を免じた。

而して此の政變を以つて叛亂は一と先づ收まつた様であるが、事實に於いては迪化を中心に盛世才の一派哈密、鎮西、婁羌、鄯善、吐魯番地方には馬仲英及び回教民、カシガル、和闐、阿克蘇、庫車一帶には馬紹武軍、塔城一帶には魯朝祖、伊犁には張培元軍等が何れも割據して居るので情勢は依然不穩である。

由來新疆は英露兩國が對峙して居るのである。英は印度を保ち、西藏を固めるために、又露は中央アジアを保ち外蒙古を固めるためには、何れも新疆を其の勢力下に置くことを必要として居る。而してロシアは一九三〇年トルクシブ鐵道を完成して、英國を壓倒し、更らに樊耀南、金樹仁を援助し、また回教民の叛亂起り其の勢ひを得るや、民族自決を叫ぶ馬仲英、張元培等援助した政策は、將に新疆赤化政策の勝利を意味するものであつて、やがてはトルキスタン・ソヴェット社會主義自治共和國の新疆併合の第一歩を踏み出し

つゝあるものと云へよう。従つて今後は、益々新疆に對して、赤化の重壓は加はるべく、斯くてコミンテルンが企圖せる新疆より甘陝、川陝、鄂西、贛湘、贛中央、贛東北の各ソヴェエツト區を運ねて、支那南北を縦斷して福建に達する『コミンテルン國際路線』の大計畫も、強ち一片の空想とのみ片付けることは出來ぬ。

附 錄

- | | | |
|----|-----|---|
| 1. | 憲 | 法 |
| 2. | 土 地 | 法 |
| 3. | 勞 働 | 法 |
| 4. | 人 物 | 誌 |
| 5. | 年 | 表 |

一 中華ソヴェット共和國憲法

中華ソヴェット第一次全國代表大會は、全世界と全中國の勤勞大衆に向つて、その中國に實現すべき所の基本任務、即ち中華ソヴェット共和國の憲法を宣布する。

この任務は、現在ソヴェット區域に於いては既にその實現を開始してゐる。但し中華ソヴェット第一次全國代表大會は、この任務の完成は、たゞ帝國主義國民黨の全中國に於ける統治を打倒し、全中國に於けるソヴェット共和國の統治を建立した後にあると認める。且つその時に於いて中華ソヴェット共和國の憲法大綱は始めて具體化し、而して詳細なる憲法が成立する日であらう。中華ソヴェット全國代表は、謹んで全國の工農勤勞大衆を號召し、中華ソヴェット臨時政府の指導下に在りて、この基本任務を全中國に實現するために闘争するものである。

第一條 中華ソヴェット共和國根本法(憲法)の任務は、ソヴェット區域工農民主專政の政權を保障し、これを全中國的勝利にまで到達せしめるに在る、この專政の目的は、一切の封建的殘餘を消滅し、帝國主義列強の在華勢力を驅逐し、中國を統一して系統的に資本主義の發展を制限し、國家經濟の建設を進行し、無産階級の團結力と覺醒のレベルを提高し、廣大なる貧農大衆をその周圍に擁し、以つて無産階級の

專政に轉變せしめるに在る。

第二條 中華ソヴィエット政權の建設するところは工人と農民の民主專政の國家である。ソヴィエットの全政權は工人、農民、赤軍兵士、及び一切勤勞大衆に屬するものであり、ソヴィエット政權下に於ける、凡ゆる工人、農民、赤軍兵士及び一切勤勞大衆は、總て代表を選出して政權の管理を掌握する權利がある、而して軍閥、官僚、地主、豪紳、資本家、富農、僧侶及一切剝奪者と反革命分子は、その代表を選出して政權に參與すること及び政治上の自由の權がない。

第三條 中華ソヴィエット共和國の最高の政權は全國工農兵會議(ソヴィエット)の大會となし、大會開會の期間に在りては、全國ソヴィエット臨時中央執行委員會を以つて最高政權機關となす、中央執行委員會の下に人民委員會を組織して常に政務を處理し、一切の法令と決議案を發布する。

第四條 中華ソヴィエット政權領域内の工人、農民、赤軍兵士及一切勤勞大衆とその家族は男女、種族(漢、滿、蒙、回、藏、苗、僜、及在華臺灣人、朝鮮人、安南人等)宗教を分たず、ソヴィエット法律の前に於いては一律平等にして皆ソヴィエット共和國の公民である。工農兵勤勞大衆をして眞正に自己の民權を掌握せしめるため、ソヴィエット選舉法は特に次のことを規定する。凡そ上述のソヴィエット公民にして十六歳以上のものはソヴィエット選舉權と被選舉權を享有し、直接代表を選出して各級工農兵會議(ソヴィエット)の大會に参加し、一切の國家及地方の政治事務を討論、決定することを得。代表生産の方法は産

業工人の工廠と手工業工人、農民都市貧民の居住するところの區域を單位となし、此種基本單位選出のソヴィエット代表は一定の任期があり、都市及鄉村ソヴィエット各種組織と委員會の工作に参加する。此種代表は須らく時に應じてその選舉民に報告をなし、選舉民は如何なる時に於いても被選舉人を撤回して新選舉を行ふ權利がある。たゞ無産階級のみが僅かに廣大なる農民と勤勞大衆を指導して、社會主義に向はしめることが不可能であるから、中華ソヴィエット政權は選舉時に於いて無産階級に對し、特別の權利を與へ、無産階級のその人數を比例的に多からしめねばならぬ。

第五條 中華ソヴィエット政權は徹底的に工人階級の生活を改善するを以つて目的となし、勞働法を制定して八時間工作制を宣布し、最低限度の賃銀標準を規定し、社會保險制度と、國家失業救濟制度を設け、並に工人の生産管理の權あることを宣布する。

第六條 中華ソヴィエット政權は封建制度を消滅し、徹底的に農民生活の改善を計るを以つて目的となし、土地法を頒布し、一切地主階級の土地沒收を主張し、之を貧農、中農に分配し、並に土地國有の實現を以つて目的となす。

第七條 中華ソヴィエット政權は工農の利益を保障し、資本主義の發展を制限し、更らに勤勞大衆をして資本主義的剝奪から離脱せしめ、社會主義制度に向はしむるを以つて目的となし、一切反革命時代の苛捐雜税を取消し、統一累進税を徵集し、嚴重に一切中外資本家のサボターージュと破壊の陰謀を鎮壓し、一切の

工農大衆に有利にして且つ工農大衆の諒解するところの社會主義に向ふ經濟政策を採用する。

第八條 中華ソヴィエット政權は徹底的に中國を帝國主義の搾取壓迫下から解放するを以つて目的となす。中國民族の完全なる自主と獨立とは、帝國主義の中國に於ける政治上、經濟上の一切の特權を承認せざることを宣布する。又一切の反革命的政府によつて締結せられた不平等條約の無効、反革命政府の一切外債の否認を宣布する。ソヴィエット領域内に於いては帝國主義陸海軍の駐劄は絶対に許さず、帝國主義の租借地は無條件に回収し、帝國主義手中の銀行海關、鐵道、航業、礦山、工廠等は均しく國有に收歸する。目前に在りては外國企業は新たな條約の締結によつて生産の繼續を許すも、但し、須らくソヴィエット政府の一切の法令を遵守せしめる。

第九條 中華ソヴィエット政權は極力工農の革命發展を保障し、その全國的勝利を以つて目的となす。革命的階級戰爭を擁護し、之に参加するは一切勤勞大衆の責任となす。特に普遍的兵役義務を制定し、志願兵役の過程から徵收兵制度に到達すべきことを宣布する。但し手に武器を取つて階級戰爭に参加するの權利は、たゞ工農勤勞大衆のみに屬し、ソヴィエット政權下の反革命と一切剝奪者の武装は全部これを解除するであらう。

第十條 中華ソヴィエット政權は工農大衆の言論、出版、集會、結社の自由を保障するを以つて目的となし、地主資本家階級の民主に反對して、工人、農民の民主を主張する。地主資本階級の經濟的、政治的權力を

打破し、以つて反動社會の勤勞者と農民の自由を束縛する一切の障礙を除去する。並に大衆政權の力量を以つて印刷機關（新聞社、印刷所）集會所及一切必要の機關を取得して、之を工農勤勞大衆に與へて、彼等が自由を得るための物質的基礎を保障する。同時に反革命の一切の宣傳と活動、一切剝奪者の政治自由はソヴィエット政權下に在つては均しく絶対に禁止する。

第十一條 中華ソヴィエット政權は徹底的に婦女解放の實行を保障するを以つて目的となす。婚姻の自由を承認し、各種女性保護の辦法を實行す。婦女をしてよく事實上漸進的に家庭の束縛より離脱せしめるところの物質的基礎を得せしめ、經濟的、政治的、文化的に参加せしめる。

第十二條 中華ソヴィエット政權は工、農、勤勞大衆の教育享受の權利を保障するを以つて目的となす。階級戰爭の許す範圍内に於いて完全なる免費の普通教育を施行し、先づ青年勤勞大衆より開始する。並に青年勤勞大衆の一切の權利を保障し、積極的に彼等を政治的、文化的革命生活に引導参加せしめ、以つて新たな社會的力量に發展せしめねばならない。

第十三條 中華ソヴィエット政權は工、農勤勞大衆の眞正なる信教の自由を保障するを以つて目的となす。絶對的に政教分離の原則を實行し、一切の宗教はソヴィエット國家に於いては如何なる保護でも補助し得る能はず、且つ一切ソヴィエット公民は反宗教宣傳の自由がある。帝國主義の教會はたゞソヴィエット法律に服従する事に於いてのみ、その存在を許す。

第十四條 中華ソヴェエト政府は中國境内少數民族自決權を承認する。同時に各弱小民族の中國を離脱して、獨立國家を成立する權利を承認する。蒙古、新疆、苗、泰、朝鮮人等凡そ中國地域内に居住する彼等は完全に自決權を有し、中國ソヴェエト聯邦に加入或は離脱し、或は自己の自治區域を建立するを得。中華ソヴェエト政權は現在此等弱小民族の帝國主義、國民黨軍閥、王公、喇嘛、土司等の壓迫統治から脱離して完全なる自主に到達するを極力援助し、ソヴェエト政權は、更らに此等民族中、彼等自己の民族文化と民族言語を發達せしめんとするものである。

第十五條 中華ソヴェエト政權は凡そ革命行動によつて、反動統治の迫害を受くる中國民衆及世界革命闘士に對しては、ソヴェエト區域に保護を求めの權利を與ふる。並に彼等が闘争力を恢復し、以つて革命の勝利に到るべく之を指導援助する。

第十六條 中華ソヴェエト政權はソヴェエト區域内に居住して勤勞に従事する外國人に對して、一律にそのソヴェエト法律の規定する一切の政治的權利を享有せしむる。

第十七條 中華ソヴェエト政權は世界無産階級と被壓迫民族は一條の革命戰線上に於いて、無産階級軍政の國家——ソヴェエト同盟（ロシア）とその鞏固なる聯盟であることを宣言する。

二 土地法

プロレタリアート指導の下に、農民闘争は日にますます新たな區域に發展し、帝國主義と軍閥の狂人の如き抵抗にも拘らず、運動の異常なる高度化と擴大さを示してゐる。一縣又一縣、農民は數千年の封建地主、豪紳の壓迫下より解放され、彼等の土地を沒收し、これを分配し、外國資本の鐵鎖を切斷するとともに國民黨政權を顛覆する唯一の手段である。反帝國主義土地革命政權を確立しつゝある中國ソヴェエト區第一次大會は國家、地主、その大私有土地の沒收を承認し、全國的沒收と土地分配に關して統一的制度を樹立する目的の下に召集され、基本的農民大衆及び革命的發展前途の利益に基いて、下列の土地法令によつて土地問題を解決すれば最良の成果を保障するであらう。

第一條 封建的、地主、軍閥、豪紳、寺院及其他一切の大私有土地——自己經營、土地貸與の如何を問はず之が即時無償沒收を實行する。沒收したる土地はソヴェエトを経て貧農、中農に分配する。被沒收の舊地主所有者は土地分配に參與權なく、農業勞働者、苦力勞働農民は男女の如何を問はず一律に土地分配を受し得る。老衰、不具、廢人及び孤獨にして勞働不可能の者、又は家族なきものはソヴェエト政府の社會救済を享受し得、或は土地分配後適宜之を處理し得。

第二條 赤軍は帝國主義國民黨統治を顛覆してソヴェエト政府樹立の爲めの先進戰士である。當該地域が

ソヴェエツトを樹立するとせざるとに拘らず、尙反動統治下にあるに拘らず須らく土地分配を享受し得。當該地域に赤軍隊伍を退き歸らざる以前に土地の家族或はソヴェエツトは適宜處理す。

第三條 中國に於ける富農の特性は半地主であつて高利貸を兼ねてゐることであり、其の土地も均しく之を沒收す。中等の農民層の土地は沒收せず。被沒收の富農は、自己自身の「勞働土地」を享受し得。但し彼が自己の勞働力を以つて耕地し得る範圍の條件附である。

第四條 一切の反革命組織及白軍武裝隊伍の組織者、迹に積極的參加者の財産及土地はすべて之を沒收す。但し貧農、中農分子にして無自覺の結果反ソヴェエツトを強制されたる者にして、當該地のソヴェエツトが之を承認したる者は除外す。首領者は無條件に本法に照して執行する。

第五條 第一次代表大會は土地平均分配を承認し且つ封建的土地奴隸關係の一切の消滅と、地主の一切の私有權を剝奪し、凡ゆる束縛を撲滅する徹底的な方法を講ず。如何なるソヴェエツト地方政府と雖も威力、命令を以つてこれ等を実行することを得ず。必ず斯る手段を農民に各方面より解釋し基本的農大衆の希望のみならず、彼等の直接の支持擁護の下に初めて之を実行しなければならない。

第六條 ソヴェエツト地方政府は農民の希望と彼等の宗教的感情を侵害せざる條件を前提として、始めて宗教團體及祠堂等の土地を處分し得る。但し教士氏族の廟宇土地は無條件に農民に分配す。

第七條 比較的富裕な農民には生産工具に照應して沒收した土地を分配す。

第一次代表大會は斯る貧農が意識的に自己に有利なる反動的企圖の下に土地革命發展を阻害することに斷乎たる反對を採らなければならない。地方ソヴェエツトは個々の郷村の特殊情勢に依據して、土地分配を原則上の貧農中農の利益を齎すやう選擇し、分配に當つては須らく當該家庭内の勞働力の多寡並に成員の多少とを織り混ぜて分配を進め、精密なる土地面積を計算するのみならず、土質の評価——(特に收穫量)をなし、尙ほ分配時に可能の範圍に於いて、土地分割を改革するために極少な土地分割成は封建的遺跡たる極大、極少の土地分割を消滅せしめる。

第八條 一切の封建的、地主、軍閥、豪紳の動産、不動産、例へば家屋、倉庫、家畜、農具等すべて之を沒收し、富農も土地分配を受けたる後、餘剩農具—家蓄は又均しく沒收す。斯る沒收財産は當該地域の農民はソヴェエツトを経て且、貧農、中農の利益に根據して、家屋は之を貧農、中農の住居或は學校、俱樂部、地方ソヴェエツトまたは黨及び青年團委員會、赤色職工會、貧農團體各機關に充用し、家蓄農具は組合又は戸口に應じて貧農、中農に與へ尙ほ其外に農民自身の希望ある場合には各種沒收農具を集めて、極初步の集團耕作方法を講ずるか、若しくは、一個の家蓄、農具經理處を設けて、貧農、中農の土地耕作に供給せしめる。この場合經理處は、地方ソヴェエツト之を管理し、農民は一定の規定に従つて相當の使用金を收め、農具の收理、經理處の勞働者或は新たなる家蓄農具の購置設備等には農民は使用金の外幾何かの維持金を支出す。

第九條 地主、豪紳の財産及土地を没收すると共に、一切の口頭—書面の債務、一切の農民の財産及土地義務、一切の高利貸債務等すべて之を無効廢棄し、且つ地主が農民の自發的債務返還を企圖するが如き場合は革命的法律を以つて嚴禁し、農民が地主豪紳に向つて部分的な土地債務返還を許さず。

第十條 一切の水利江河、湖澤森林、牧場曠野は一律にソヴェエツト管理し、貧農中農の利益と目する諸事業を建設するの外小經營の桑田、竹林、茶山等すべて稻田、麥田同様に農民の希望によつて彼等に分配し耕作使用に供す。

第十一條 眞正なる土地革命の利益を實際に實現するためには、第一次ソヴェエツト代表大會は農業勞働者組合、貧農團の一切の組織行動の自由を宣布し、これらの組織がソヴェエツトが實行せんとする土地革命の基本礎石となさしめる。

第十二條 第一次ソヴェエツト代表大會はソヴェエツト政權の下に、土地及水利を國有としてこそ初めて農民生活を改良し、事實上農村經濟を高度な社會主義的發展への必然的歩みをなし得ることを認めなければならぬ。實際上かゝる究局の方法は全國の主要區域であり且つ土地革命の勝利と斯る方法手段を農民大衆が要求、擁護するといふ前提條件の下に初めて可能性を有つものである。目前の革命的階段に於いては、ソヴェエツト政府が土地及水利を國有になし、其の利益は決して農民の土地出租權、土地賣買權を剝奪するものでは決してないことを彼等に向つて了解せしめなければならない。ソヴェエツト政府は同時に一切

の投機及舊地主の土地回收企圖を嚴禁する。

第十三條 地方ソヴェエツトは當該地域の情況に應じ、下列事業の組織者の希望を許可する。

(一) 荒地開墾及小區域の移民

(二) 灌漑の改良及創設

(三) 山林、植林

(四) 道路修理—建設及農民經濟を發展せしむる企業創設。

第十四條 本法はソヴェエツト區域内に於いて遂行されるのみならず、非ソヴェエツト區域—ソヴェエツト政權が新たに奪取したる疆土内に於いても即時これを施行する。

三 労働法

第一章 労働時間

- 第一條 賃銀労働者の労働時間は本法規定に依り通常八時間を超過するを得ず。
- 第二條 十六歳乃至十八歳の少年工の毎日労働時間は六時間を超える事を得ず。十四歳乃至十六歳の幼年工の毎日労働時間は四時間を超過するを得ず。
- 第三條 労働者を有し、労働者の身體健康に害を與ふる工業部門、地下礦業、鉛其他帶毒性の中の労働時間は通常労働時間より須らく六時間又は六時間以下に減ずべし、労働者の身體健康に危害を及ぼす工業種類及某種工業の毎日労働時間は若干時を減ず、之は勞工委員會を制定し之を發布す。
- 第四條 午後九時乃至午前六時に労働する労働者の毎日労働時間は通常労働時間より一時間を減ず。——(通常八時間のものは七時間、六時間のものは五時間其の他は類推す)
- 第五條 某工業部門の特別允許は勞工検査機關並に職工會を經營するに非ざれば如何なる工業、如何なる季節労働と雖も本規定時間以上の労働をなすを得ず。
- 第六條 毎日の法定労働時間内に、毎日半時間乃至一時間の休息食事時間を含み、賃銀を控除せず。

第七條 如何なる企業内の労働者と雖も六ヶ月以上繼續從事したる者には少くとも四週間の休暇と賃銀を與ふべし。

第八條 每一労働は毎週須らく繼續不斷の四十二時間の休息を與ふべし。

第九條 法定休息日は労働者全日休息し賃銀を給付すべし。

一月二十一日レーニン、リーブクネヒト、ルクセンブルグ記念日、二月七日、五月一日、五月三十日、十一月七日、十二月十一日、——廣州暴動記念日、一月一日新年其他當該地方の革命記念日。

第二章 労働銀

第十條 如何なる労働者の賃銀と雖も、勞工委員會規定の最低賃銀額より少き事を得ず。各種工業部門の最低賃銀額は少くとも六ヶ月一日勞工委員會之を審査規定すべし。

第十一條 各種企業内(國家、合作者或は私人の)の實際賃銀額は労働者(組合代表の労働者)及企業管理人之を集體規定す。

第十二條 女工、少年工及成年工に拘らず同一労働に同一賃銀を與ふべし。

第十三條 賃銀給付は現金とし(物品でなき)毎週或は半月一回之を給付し(半月以上超過するを得ず、如何なる方法による遅延をも許さず)直接本人に支給す、賃銀労働はすべて本法を適用し十六歳乃至十八歳

の少年工をも含む。

第十四條 勞工検査機關及組合の承認許可したる特別労働に對しては通常賃銀以外の賃銀を支給すべし。

第十五條 各種罰則及賃銀控除は嚴重に禁止す、損害賠償も亦禁止す。

第十六條 勞農者を雇傭する時、雇傭後如何なる時期と雖も労働者の保證金、貯金制度は一律に禁止す。

第十七條 労働條件は労働者（組合代表の労働者）と雇主雙方の集團協同に生産と毎日の賃銀に根據してなざるべし。

第十八條 夜間の労働賃銀は須らく通常賃銀より高く、八時間労働のものは毎時間通常賃銀の七分の一、六時間労働のものは通常賃銀の五分の一を増加すべし。

第十九條 工場主側の過失に因り労働を停止したる時は賃銀を控除することを得ず（機械破損、原料不足、工場主のソヴィエツト法律法規を實行せざる場合等）

第二十條 労働者が、選挙、職工大會、工場委員會、ソヴィエツト大會及其他の會議に参加出席のために労働を停止する場合と雖も賃銀を控除するを得ず。

第三章 女工及少年工

第二十一條 女工は労働保護條件の一切を享受するの外、下列する特別女工保護條文を實行する。

第二十二條 女工の労働は特別繁激、或は危険のある工業部門に於いては之を禁止す。婦人の労働を禁止する工業部門は勞工委員會之を審査決定して公布す（地下礦業、ゴム、鉛、銅、水銀、銀鑛物、其他の同様の礦業に於いて温度の過高度、或は土木労働の如き過低な労働）

第二十三條 某種の特殊工業或は如何なる部門と雖も、四十斤以上のものを運搬する労働には婦人労働者を禁止す。若し某種の特殊工業或は労働過程に於いて一部分の過重なる労働をなす場合は、女工の通常労働時間の三分の二を超過することを得ず。

第二十四條 十八歳以下の女工、懷孕中の婦人或は哺育中の小兒を育てる婦人は夜間労働を禁止す。

第二十五條 體力労働の女工の産前産後の休息は八週間とし、賃銀を給付すべし、（婦人の事務員或は書記の産前産後休息日は六週間とし賃銀を給付すべし）婦人の産前産後の休息期間中の賃銀は工場主側に於いて之を負擔し、若し已に社會保險部の成立せる場合は社會保險部之を給付す、女工の墮胎或は流産休息は二週間とし賃銀を給付す。

第二十六條 哺乳中の小兒を持つ婦人の労働時間は三時間毎に半時間の休息を與へ小兒の哺乳を可能ならしめ賃銀を控除せず。

第二十七條 十四歳乃至十六歳並に十六歳乃至十八歳の幼年少年工は第二條に規定する労働時間制限の外下列する特別保護條文を實行す。

第二十八條 組合と工場主との集體合同にて規定したる特殊の條文に従つて、工場主側の負擔設立による「工場」或は店舗學校を設けて十四歳乃至十八歳の未成年工の技術熟練と普通教育をなす。

第二十九條 每一企業毎に未成年労働者に關する年齢、労働時間、勞賃の完全精密なる登記をなすべし。

第三十條 十四歳以下の賃銀労働者の雇傭は嚴重に禁止す。

第三十一條 一切の未成年工（十八歳以下）の夜間労働を嚴重に禁止す。

第三十二條 特別に繁激或は有害なる工業部門に十八歳以下の未成年工の雇傭を禁止す——（礦業、運輸、製紙、製糖、製酒其他の有害なる労働）。

第三十三條 舊來の徒弟制度或は其他の養成工制度の一切はすべて本法條文に除外し（労働時、勞賃、待遇等）すべてこれ等は嚴禁し、且つ無効とす。

第四章 雇傭方法

第三十四條 労働者を雇傭せんとする場合には須らく組合或は職業紹介所並に勞資雙方の集團合同機關を経たすべし。

第三十五條 職業紹介所は須らく勞工委員會之を組織し、管理し、私人の職業紹介所又は雇傭代理處の設立を嚴禁す。

第三十六條 労働條件に關しては、（某一企業の雇傭する労働者の勞賃、労働時、未成年工、女工の衛生、安全装置等の條文）勞資雙方の集團合同機關——雇主或は企業管理人と職工會の承認を経て決定すべし。

第三十七條 勞資雙方の集團合同機關の有効期間は一年を超過するを得ず、組合は有効期間満期以前に之が取消要求をなし得。

第三十八條 所謂工頭の労働者引入、買辨或は其他私人——代理處の各種の労働契約請負制、工頭請負制は一律に嚴禁す。

第三十九條 過酷なる労働者處罰及労働者相互の労働賣買或は勞資より職業紹介料控除を嚴禁す。

第五章 安全装置及衛生

第四十條 如何なる機關、如何なる企業と雖も勞工検査員並に衛生局、技術検査院の検査と認可を経るに非ざれば事業の開始、進行又は企業移轉をなす能はず。

第四十一條 労働條件並に労働過程に、労働者の身體健康に特別の危害を伴ふ企業、（過大なる温度、湿度、或は有毒性）に在つては企業管理人は須らく労働者に特別の保護衣服、保護眼鏡、マスク、呼吸機械、石鹼及び特殊食品（油類又は牛乳等）を給付し、有毒性企業に在つては消毒藥品並に消毒機を給付すべし、此等の設備或は給付物はすべて労働者に負擔さすを得ず。且法定期間内に労働者の身體検査を施行して其の

保護を謀る。

第四十二條 機械には須らく安全装置を設け適當なる安全装置とこれの検査、認可を経るに非ざれば新なる機械を設置するを得ず。

第四十三條 凡て労働検査員が某一企業が労働者の身體健康及生命に危害を及ぼすと認める時は、本法規によつて當該企業の閉鎖を命ず。

第四十四條 雇傭期間中労働過程中にあつて職業的疾病に罹りたる場合本法所定の労働待遇と相合致したる時は全部の救恤費を給付すべし。

第六章 社會保險

〔註〕 社會保險の目的は特別準備の基金中より一部分を労働者に支給するものにして、此等は労働者の勞賃より支出し得べきものではない、救恤種類は以下の如し。

(甲) 普通病、(乙) 失業、(丙) 不具疾病、(丁) 母親及嬰兒、(戊) 死亡——葬儀、(己) 醫藥、(庚) 家屋等。

國家合作社或は私人企業何れも社會保險の基金は雇主之を支出す。職工會は社會保險法を建議し、社會保險機關を管理し、社會保險基金の徵集を管理又は監督す。就業したる労働者はすべて社會保險の救恤を享受し得る。

第四十五條 組合と雇主間の集體機關は雇主の勞資支出に關する條文の外、全勞資額の百分の十乃至十五の特別基金を社會保險の爲めに支出することを特別に條文として規定すべし。

第四十六條 (甲) 疾病救恤は普通病または職業病を問はず醫藥費及就業し得ざる時間内の勞賃を支給すべし。

(乙) 如何なる企業と雖も二ヶ月以下就業し貧窮なる労働者には貧困補助金を給付す。

(丙) 疾病救恤は罹病の第一日目より起算し、勞賃額と同額にまで達するを得、但し相當規定の最高限度を超過するを得。

(丁) 疾病救恤は職業病、不具者癩人にも等しく支給す。

第四十七條 (甲) 職工會々員は就業後一ヶ年の後失業保險費を受くる事を得、職工會々員に非ざるものは就業後二ヶ年の後失業保險費を受くる事を得。

(乙) 失業労働者は労働紹介所或は當該組合に登録又は文件にて證明を得て初めて失業救恤を享受す。

(丙) 失業救濟期間の長短は當該地域の情勢並に社會保險基金の如何によつて制限す。

(丁) 失業救濟期間内に於いて失業者が懷孕或は出産等の労働能力なき場合は失業労働者と雖も就業時間と同様に醫藥費を免除す。

第四十八條 不具者、癩人、並に老年者に關しては、労働者が一般的原因或は特殊の職業病に因る部分的の

起因によつて、部分的又は完全に不具者、癡人となりたる時は、特別専門委員会の検査が此種の程度、性質を経た後、現金救恤を受く。

第四十九條 (甲) 女工の懷孕及出産期間は十六乃至二十週間の勞賃を全部領收すべし。

(乙) 出産前五ヶ月出産後九ヶ月内は女工を解雇するを得ず。

(丙) 此の外女工は出産嬰兒九ヶ月間の必需品購買に補助金を受くることを得、この補助金總數は二ヶ月の勞賃を超過することを得ず。

第五十條 (甲) 本法所定の社會保險條文は勞働者の公葬費救恤金を含む。

(乙) 凡て勞働者家庭は勞賃に依據するが故に、若し勞働者が死亡したる時は死亡救恤金を受く、この救恤金額は家庭の大小によつて決定す。

(366)

第七章 職工會及勞働保護

第五十一條 ソヴェット法律は職工會の行動、自由罷工の宣言——指導權、交渉權、協契權等を保證す。

第五十二條 職工會の作用は個別的或は集團的代表で機能としては一切の雇傭勞働者の利益を保護し、一切の勞働者の經濟的並に文化的條件の改良に努力し、各種の方法を用ひて積極的にソヴェット運動及ソヴェット政府の強化發展を幫助す。

第五十三條 一切の國家—國有企業中の職工會は直接經理、管理に参加し、私人企業の職工會は特別機關を成立して生産監督をなす。

第五十四條 一切の勞賃及勞働協定は工場委員會——店舗委員會の經過を要し、此の場合職工會は企業中の最基本機關たり、産業職工會は當該工業、商業或は地方の勞働者の集團的協定を審査認可す。

第五十五條 雇傭、解雇等一切の勞働者問題の紛糾に對して職工會は委員會を経たる後勞働者保護をなし、一切の社會保險、安全裝置、衛生設備、司法保障等も亦同じ、職工會は一切の勞働法を提議し、勞働検査員を推薦、保護す。

第五十六條 工場委員會、店舗委員會は、直接自己企業中の勞働者を保護し、每企業中の工場委員會は須らく全勞働者中より三個乃至七個の勞働者組織を成立し、特別委員會として活動せしむ、これ等の委員會機能は

(367)

(甲) 勞働法並に團體契約の勞働條件實行の如何を調査す。

(乙) 勞働検査員の訓令——命令の實行如何を調査す。

第八章 勞働法實行と工場検査

第五十七條 勞働法の實行及工場検査は専ら勞工委員會の職務とし、該委員會と勞工保護局之を遂行するこ

とあり。

第五十八條 労働工場検査委員の詳細職務は勞工委員會之を決定す。

第五十九條 本法律條文はソヴェット大會公布の後即ち效力を發生す。

第六十條 本法律に違反せる一切の犯人處罰例は本法發布後遅くとも三ヶ月以内に制定發布す。

第六十一條 國有工業中の労働者に關する條例は勞工委員會に命じて之を規定せしむ。

第六十二條 農業労働者の労働條例は農業労働者組合及雇主間の集體合同機關之を確定し、該條例中には最低賃銀、労働保護、衣服支給等の外に、社會保險、入時間労働以外の額外労働に對する額外賃、多期給養等々を包括すべし。

第六十三條 勞工委員會は須らく特別苦力條例を制定し、——(運搬、車曳き、引き船、車押し、轎夫、脚夫を含む)一定の負荷重量を制限し、法定労働時間より比較的輕減せる労働時間と最低限度の賃銀——(須らく通常賃より三分の一高額)を規定し、女工擔任部分の苦力労働の特別規定を制定し、尙十八歳以下の男女未成年者の苦力労働を絶対に禁止すべし。

四 人物誌

(共產黨員以外にも、共產運動に直接關係あるものは大體集録せり、末尾の括弧内は出生地及び生年月日)

C 之部

張發奎 Chang Fa-kuei

廣西第四集團前敵總指揮兼第四軍長、國民黨中央監察委員會監察委員、西南軍事委員會委員、武昌陸軍士官學校卒業後李濟深の麾下に在り、一九二六年蔣介石の北伐に従ひ江西に轉戦、武漢占領後第十一軍副軍長兼武漢衛戍副司令、一九二七年第四軍長、國民政府軍事委員會委員、第二方面軍總指揮兼武漢留守主任、武漢派の重鎮として南京派に對抗、武漢政府共產黨排除を決議するや、部下の賀龍、葉挺、は之に反對して南昌に暴動を惹起せるを以て之を討伐、自らも第二方面軍總指揮を

人物誌

辭して武漢政府を離脱、部下軍隊を部下第四軍長黃祺翔に委ねて廣東に歸へり、李濟深を擁して廣東政治分會の下に臨時廣東軍事委員會を組織し廣東の實權を握る。同年末李北上の留守中政治分會主席及臨時軍事委員會主席を代理中所謂共產黨事件起り、共產黨と結托して廣東を擾亂せりとの理由を以て討伐命を發せらるゝや、責を負ひて下野し上海に去る。一九二八年蔣介石復職し再び北伐軍を起すや、第一集團軍第四軍長に任ぜられ津浦線方面に轉戦、北伐完了後第四師長、同年廣西派武漢に據りて背叛するや南京軍の先鋒として武漢を陥れ重昌を占領、次で汪兆銘一派の策動と馮玉祥軍の不穩により再び動亂を生ぜんとするに及び蔣介石より津浦方面へ移駐を命ぜらるゝや突如反蔣通電を發し南下して廣西に入り、李宗仁、白崇

禧等と妥協所謂張柱軍を作り屢々廣東を脅す。一九三〇年閩錫山、馮玉祥等北支に反蔣軍を起すや之に呼應し、廣西軍と共に湖南に侵入し長沙を占領せしも廣東軍の爲め退路を絶たれ大敗して廣西に遁入す。爾來廣西に在りて李明瑞等の共產軍討伐に従事せしが、一九三一年兩廣妥協して廣東に新國民政府樹立せらるゝや、第四集團軍第四軍長軍事委員會委員。次で第四集團軍前敵總指揮を兼ね湖南方面に進出せるが、南京、廣東妥協成るに及び止む。(廣東省始興縣一八九一)

張 繼 Chang Chi

國民黨中央監察委員會委員。國民政府委員。國民政府藏蒙委員會委員。東北政務委員會委員。北平故宮博物院文獻館館長。日本弘文書院、日本大學に學ぶ。在留中、中國同盟會に加入し東京留學生會館幹事。次でフランスに赴き李石曾と共に支那革命思想の宣揚に努め又一時無政府主義に投ず。第

一革命の際歸國し南北統一同盟會北京支部長。參議院議長として北平政界に活躍、第二革命失敗後フランスに亡命、次で日本に渡り一九一五年袁世凱の帝制問題起るや上海に歸り孫文を輔けて反袁運動に盡瘁、袁の死後南方國會議員團代表として北京に入り段祺瑞と折衝南北統一舊國會恢復を策す。爾來南方に在りて一九二〇年孫文廣東軍政府を再興するや顧問たり。一九二二年第一次奉直戰後汪兆銘と共に、孫文、段祺瑞、張作霖の三角關係を策して奔走し、同年孫文が陳炯明の爲め廣東を逐はるゝや上海に歸り、一九二三年孫文三度廣東に入り大元帥に就任するや、之に従ひ黨務に當り一九二四年國民黨第一次中央監察委員。一九二五年孫文の死後居正、林森、覃振、鄒魯等と共に共產黨排除、國民黨の改組を主張して所謂西山會議を開く。同年廣東國民政府委員に擧げられたるも就任せず、上海に在りて西山會議派の牛耳を執る。一九二六年國民黨左派に依り廣東に招集せ

られたる第二次全國代表大會に參與、爾來左派に對抗して或ひは孫傳芳と連絡し蔣介石、孫傳芳との合作等政權奪取を策す。一九二七年國民革命軍上海を占領するに及び日本に亡命す。同年武漢、南京兩派分裂後南京政府と妥協し浙江政治分會委員となる。武漢派共產黨を排除し南京派と合體するに及び國民黨中央特別委員會委員、中央宣傳部長國民政府委員、外交委員會委員等に任じ、次で武漢派唐生智等の南京中央特別委員會反對機運緩和の爲め許崇智、居正、伍朝樞等と武漢に入り妥協案を協定せしも南京軍事委員會の反對を受け遂に唐生智討伐令發せらるゝに及び國民政府使節の名儀を與へられ日本に渡る。一九二八年國民政府委員、北伐完成後北京政府分會委員、國民政府司法院副院長、一九二九年國民黨第三次中央監察委員、一九三一年廣東獨立後南京派を代表して廣東に赴き妥協運動に奔走、上海に於ける統一會議に參與し遂に廣東、南京の妥協に成功、同年國民黨

第四次中央監察委員、國民政府立法院長、東北政務委員會委員となり、一九三二年立法院長を辭し國民政府委員となる。(河北省滄縣、一八八一)

張 國 燾 Chang Kuo-tao

中國共產黨中央執行委員會副主席、中華臨時ソグイェット副主席、北京大學卒業、一九二〇年イルクーツクに於ける極東弱少民族會議支那代表、一九二一年共產黨第二次大會北京代表、黨組織部長。國共合作と共に國民黨に入り、一九二四年國民黨第一次中央執行委員、國共分離に際し國民黨より除名、又共產黨中央部より退き著作に従事、一九三〇年中國共產黨駐露代表として入露。一九三一年歸國。(江西省、一八九一)

張 聞 天 Chang Wen-tien

中國共產黨政治局員、思美の名で文獻方面に知らる。(上海)

陳 公 博 Chen Kung-po

國民黨中央執行委員會執行委員。中央執行委員會民衆運動指導委員會主任委員、國民政府實業部長、北平大學卒業、一九二〇年譚平山と共に中國共產黨に入り一九二一年共產黨第一次大會に廣東代表。廣東群報を經營し傍ら香港の漢字日報及循環日報の記者たりしが幾何もなく共產黨より除名、陳炯明廣東都督となるに及び督軍署秘書、陳失脚するに及び米國に留學コロンビア大學を卒業、歸國後興中會に入り孫文の下に三民主義の宣傳に努む、廣東大學校長代理、國共合作後、廣東政府農工廳長。一九二六年蔣介石北伐軍を起すや之に従ひ國民革命軍總司令政治訓練部主任、湖北交渉員、江漢關監督、湖北省財政廳長、湖北省財政委員、江西省政務委員會主任等に歴任、國民黨第二次中央執行常務、一九二七年武漢政府工人部員會長、同年武漢中央黨部政治部主任、武漢、南

京兩派の妥協なるや汪兆銘等と共に南京に至り、第四次中央執行委員全體會議を開かんとして失敗下野、同年秋中央特別委員會の成立に依り同委員會候補委員、中央黨部工人部委員、武漢政治分會常務委員、其後廣東に赴き廣東民政廳長、臨時廣東軍事委員會委員、政治部主任、廣東省政府委員、同年末共產黨事件の責任者として汪兆銘、陳樹人等と共に本職罷免、香港に亡命、爾來、汪と連絡反蔣介石運動を續け、一九二八年上海に「革命評論」を發刊改組派の宣傳に努む、一九三〇年北支に反蔣團結成さるゝや之に参加、一九三一年廣東、南京兩政府妥協するに及び第四次中央執行委員會委員に擧げられ同年末國民政府の改組に依り現職。(廣東省惠州縣、一八九一)

(372)

陳 獨 秀 Chen Tu-hsiu

元中國共產黨總書記。中國共產黨の創立者。トロツキー派の首領。浙江求是書院、東京高等師範學校

陳 璧 君 Chen Pi-chun

國民黨中央監察委員會監察委員。一九二七年武漢南京合體後中央黨部婦女部委員。同年汪兆銘が廣東共產黨事件の責任者として下野するや共に佛國に赴く。一九二九年汪と共に歸國、反蔣運動に従事す。汪兆銘夫人。(廣東省番禺縣、一八九一)

陳 友 丁 Chen Yu-jen

速成科卒業。前清末歸國、立憲高等學堂教務長、第一革命起るや安徽省都督柏文蔚の秘書として革命運動に参加、次で安徽省教育司長、一九一七年釋放蔡元培の下に北京大學文科學長、胡適と共に文學革命を提唱、支那黎明運動の首動者、守舊派の排斥を受け一九一九年辭任。一九二〇年急進思想宣傳の故を以て段祺瑞の爲め逮捕せられ、後廣東に赴く。同年秋北京に於てコミンテルン代表ウオイチンスキーの援助の下に中國共產黨を創立。一九二一年中國共產黨中央委員長、一九二三年中國共產黨書記、爾來共產黨最高幹部として久しく黨の全權を掌握したが、一九二七年國共分離後日和見主義者としてコミンテルンの排斥を受け黨中央部より遠ざけらる。一九二八年總書記を免ぜられ、一九二九年トロツキー派として共產黨より除名さる。一九三二年上海フランス租界に於て逮捕さる。著書『陳獨秀文存』其他。一九三三年四月二十六日懲役十五年の判決下る。(安徽省懷寧縣、一八九一)

國民黨中央執行委員會執行委員、元國民政府外交部長。(國民黨極左派)英國に於て育教を受く。一九一二年歸國北平政府交通部法律顧問、一九一四年北京ガゼットの編輯長、一九一六年の忌諱にふれ新聞の發行を停止せられ逮捕拘禁、一九一七年上海に赴き孫文の許に投じ上海ガゼットを主宰、一九一八年廣東軍政府代表として渡米。一九一九年パリ平和會議に廣東政府特派代表、一九二二年廣東軍政府外交部顧問、一九二四年孫文に従ひ北

(373)

上。一九二五年馮玉祥と結び、英漢兩文の民報を創刊し編輯長、張作霖死去の誤報を發し奉天軍の爲め逮捕令を發せられて南下。一九二六年國民黨第二次中央執行委員、廣東國民政府外交部長、國民革命軍の武漢占領後漢口に入り武漢國民政府外交部長、一九二七年、漢口、九江兩英國租界回收に當る。共產派と結び所謂革命外交の立役者たりしが、武漢政府共產黨を排除して南京政府と合體せんとするに及び辭職し宋慶齡と共にモスコに赴き、其後フランスに渡る。一九三一年歸國孫科と結び廣東派の南京離反に加擔し廣東國民政府委員兼外交部長。同年末南京、廣東の妥協なるに及び國民黨第四次中央執行委員會執行委員、國民政府行政院長孫科の下に外交部長、一九三二年孫科に殉じて辭職。(廣東省、一八八一)

蔣 介 石 Chiang Chieh-shih

國民黨中央執行委員會常務委員、中央政治會議常

務委員、國民政府軍事委員會委員長、參謀處長、豫鄂皖剿匪總指揮。保定陸軍官學校、日本陸軍士官學校出身。第一革命に滬軍第五團長に任じ江蘇浙江に轉戦、第二革命失敗後上海に潛居して黨費調達に當る。一九一七年孫文廣東に軍政府を組織するや許崇智の下に參謀長、一九二三年孫廣東に歸へるや大本營參謀長に拔擢、同年ロシアに赴き視察研究、一九二四年廣東に黃埔陸軍官學校を創設し校長に任ず。孫文死後國民黨の全權を掌握、一九二六年國民革命軍司令に就任今日に至る。(浙江省奉化縣、一八八一)

秦 邦 憲 Chia Pang-hsien

江蘇常熟出身、政治局書記として陳紹禹に次ぐ領袖であるが、未だ二十才代の青年である。

周 恩 來 Chou En-lai

中國共產黨中央執行委員。中華ソヴェット臨時

政府軍事人民委員會委員長。一九三〇年中央組織部長に歴任、李立三のよき協力者。李失脚後も勢力を失はず、陳紹禹、毛澤東等とよく、現に第一方面軍總政治委員、所謂元老派の一人。(湖南省一八九一)

周 佛 海 Chou Fo-hai

日本京都帝國大學經濟學部卒業。國立廣東大學及上海大夏大學教授、中央陸軍官學校政治訓練處主任等に歴任、一九二九年國民政府訓練總監部政治訓練處長、一九三一年辭任。胡漢民系の論客、『三民主義之理論的體系』の著あり。(湖南省)

瞿 秋 白 Chu Chiu-pai

中國共產黨中央執行委員。中華ソヴェット臨時政府教育人民委員。北京露文專門學校卒業後モスコに赴き、東方勤勞者共產大學に學ぶ。一九二四年歸國國民黨第一次中央候補執行委員、國民黨

政務顧問及中央宣傳部長。上海大學社會學教授。一九二九年中國共產黨駐露代表として入露、一九三〇年歸國、李立三と共に黨の首腦たりしが李の失脚と共に一時表面より退き一九三一年現職に復す。黨内隨一の理論家として知られ、學者肌にして現職も名儀のみで上海に隠れて出でず、著書『中國革命與中國共產黨』(江蘇省、一八九一)

朱 培 德 Chu Pei-te

國民政府軍事委員會常務委員兼總務廳長。國民黨中央執行委員會執行委員(蔣介石系)雲南講武學堂卒業、孫文の廣東政府に投じ一九二三年大元帥府參軍長、一九二四年建國第一軍長、同二六年國民革命第三軍長、其後蔣介石の北伐に従ひ江西軍事廳長兼任。同年國民黨第二次中央執行委員、武漢、南京兩政府對立するや武漢派に投じ江西省政府主席、兩政府合體後中央特別委員會員、國民政府委員、軍事委員會主席副委員、一九二八年國民

革命軍第一集團軍前敵總指揮として北伐に参加、一九二九年江西省政府主席及軍總指揮を辭し、國軍編遣委員會常務委員兼第一編遣區辦事處主任、國民黨第三次中央執行委員會常務委員、參謀總長、一九三一年政變により辭任、同年國民黨第四次中央執行委員會委員、一九三二年現職。(雲南省安寧縣、一八〇一)

陳 紹禹 Chen Shao-yu

中國共產黨總書記。現中國共產黨首腦者。モスコ支那労働者共產大學に於てミフの薰陶を受く。李立三主義に反對して理論闘争に努め、ミフの後援を得て終いに李立三を失脚せしめ、一九三一年向忠發逮捕の後をうけて總書記に任ぜらる。(安徽省、一九〇一)

朱 德 Chu Te

中國共產黨中央執行委員、中華ソヴィエツト臨時

政府軍事人民委員長、共產黨第一軍團主席、雲南

講武學堂出身。一九一九年雲南陸軍混成旅長。一九二三年、朱培德と共に雲南軍を率ゐて廣東軍政府に投ず。其後獨逸に留學。歸國後中國共產黨に加入。一九二七年、武漢國民政府共產黨を逐ふや國民政府を脱離し所謂南昌暴動に参加、次で福建に入り又湖南に入り毛澤東と共に、支那最初の共產軍を組織し、爾來湖南江西省境方面に在り。一九三〇年長沙進撃に際し、革命軍事委員會主席として最高指揮に任じ次で第一軍團を組織し主席たり。一九三二年、共產黨中央執行委員及中華ソヴィエツト臨時政府軍事人民委員長。(雲南省、一八〇一)

F 之部

方 志敏 Fang Chih-min

上海大學卒業。國共分裂當時江西省農工部長、八

H 之部

賀 龍 Ho Lung

共產黨第二軍團主席兼第二軍長、中國共產黨中央執行委員、同軍事委員會委員、湖南省西部地方の土匪の頭目たりしが後軍籍に入り一九二〇年頃四川省の動亂に乗じ、石青陽に隨つて功あり。一九二五年頃任建國四川軍第二師長。一九二六年頃袁祖銘麾下の貴州軍彭漢章の下に第八師長、一九二六年袁祖銘、彭漢章共に唐生智軍の爲め殺害せらるゝや改編せられて獨立第三師長となる。張發奎軍に投じ河南に於ける戦功により國民革命軍暫編第二十軍長に昇進、同年共產黨が武漢政府より分離するや共產黨を支持し南昌に至りて朱德、葉挺等と所謂八一暴動事件を惹起、事敗れて張發奎軍に追はれ福建、廣東方面に入り一時油頭を占領せるも廣東軍と戦つて敗れ、海豐陸豐方面に退き次で香港に赴き共產黨に加入。後郷里桑植に歸へり

七會議より歸郷し農民軍を組織、朱毛の井崗山に倣ひ、磨盤山を根據として實力を養ひ、遂に今日の江西東北區ソヴィエツト區を組織、その主席となる。小毛澤東と稱せられ組織力あり文獻方面にも活躍、區内の糧食問題なども解決し、毛澤東に次ぐ政治家。(江西省、七〇)

馮 自 由 Feng Tzu-yu

元國民黨右派領袖、日本早稻田大學卒業、同盟會に加入革命運動に奔走、一九一〇年廣東舉兵に失敗しカナダに亡命。一九一二年南京臨時政府稽勳局長、一九一三年第二革命後日本に亡命、第三革命には朱執信と共に香港に於て畫策し廣東政府内務部司長。其後、胡漢民、汪兆銘等の急進派と合はず一九二五年國民黨を脱し民黨同志俱樂部を組織、又上海新々公司總理。著書『中華民國開國前革命史』『社會主義與中國』其他(廣東省海南縣、一八二一)

蔣部下を糾合して、紅軍を編成し、爾來湖南、湖北貴州、四川、四省々境地方一帯に出没。一九三〇年夏共產黨の長沙進攻に際しては第二軍團指揮。共產軍中の有力部隊なり。(湖南省桑植縣、一八七五—)

何 香凝 Ho Hsiang-ning

國民黨中央執行委員會委員、東京女子美術學校卒業、目白女子大學に學ぶ。一九二六年國民黨第二次中央執行委員兼廣東省黨部婦女部長。廣州政治分會委員。一九二七年武漢、南京合體後南京國民政府中央特別委員會委員兼國民黨中央黨部婦女部主任委員、廣東共產黨事件起るや事件に關係ありとて職權を停止されたるも一九二九年復職、國民黨極左派故廖仲愷の未亡人。(廣東省南海縣)

何 叔衡 Ho Shu-heng

中國共產黨中央執行委員、中華ソグイエット臨時

政府工農監査人民委員長。一九二一年中國國民黨第一次全國代表大會に毛澤東と共に長沙代表として出席。一九三一年中華ソグイエット臨時政府成立するや任現職。(湖南省)

向 忠發 Hsiang Chung-fa

漢陽兵工廠の造船工出身、漢治萍總會幹事。武漢政府時代に黨中委員兼湖北總工會幹事。一九二八年黨總書記。李立三失脚後は陳紹禹に操縦さる。一九三一年六月國民黨官憲の爲め逮捕銃殺さる、年四十二。(湖北省、一八九〇—一九三二)

夏 斗寅 Hsia Tou-Yin

湖北省政府主席兼討逆第二十一路軍總指揮(蔣介石派)卒伍出身、一九一八年石星川の王占元に對する荊州獨立宣言の際其部下、獨立失敗後湖南省に逃れ趙恒惕に投ず、一九二六年、葉開鑫に従つて北伐軍との戰爭に従事し北伐軍に投じ、一九二

七年獨立第十四師長兼宜昌衛戍司令、同年武漢、南京兩派の軋轢には南京派に加擔、後國民革命新編第十軍長、廿七軍長。一九二八年賀耀組に従ひ北伐に参加。一九二九年第十三軍長兼第十三師長、寧漢戰後湖北省警備司令を兼任。一九三〇年對閩、馮戰終りたる後討逆第二十一路軍總指揮、ついで武漢警備司令及湖北省政府委員を兼任。一九三二年現職。(湖北省黃岡縣、一八五—)

K 之部

甘 乃光 Kan Nai-kuang

より分離、第八軍を組織、軍長となり長沙進撃に参加、その後第三軍長として活躍せしが、一九三一年陣歿。(黃漢湘の甥)。

許 克祥 Hsu Ko-hsiang

袁祖銘の部下たりしが、後廣東軍獨立第三師長、兩廣護國軍第五師旅長、獨立第三旅長、新編第二十師長を経て第二十四師長。一九二八年以來湖南省南部及江西省方面の共產軍討伐に従事。(湖南省湘鄉縣、一八五—)

黃 公略 Huang Kung-lian

中國共產黨中央軍事委員會委員、元共產軍第五軍(彭德懷)黨代表政治部主任。一九三〇年第五軍

關 孟餘 Ku Meng-yu

國民政府鐵道部長、國民黨中央執行委員會委員、

國民黨中央執行委員會委員。米國シカゴ大學卒業。廣東國民政府教育行政委員、南路行政委員、監察院監察委員、廣州市長、國民黨第二次中央執行委員會農工部長等、傍ら黨機關紙民國日報及民國新聞社長。廣東共產黨事件起るや職を免ぜられ香港に去る。一九二八年中央執行委員會委員に復職、爾來香港上海に在り、第三黨運動に従事。著書『先秦經濟思想史』。(廣東省梧州縣、一八五—)

ドイツ、ベルリン大學卒業、經濟學を専攻す。一九二七年武漢に於て國民黨中央執行委員會委員、中央黨部宣傳部長、政治委員會委員主席團員、軍事委員會委員、爾來左派の領袖として武漢政府教育部長。武漢、南京合體後中央黨部宣傳部委員。中央特別委員候補委員、武漢政治分會常務委員。廣東共產黨事件の責を問はれ香港に去り外遊。一九三一年廣東、南京妥協成立後第四次中央執行委員會委員となり、一九三一年汪兆銘の下に現職。(河北省宛平縣、一八八一)

鄺 繼助 Kuang Chi-shun

共產軍第九軍長。元賀龍軍に屬し、後鄂豫皖區に入り第四方面軍總司令となる。一九三二年任現職。(四川省)

郭 沫 若 Kuo Mo-jo

日本九州帝國大學醫學部卒業。學藝大學文科主任

廣東大學文學院長、一九二六年の北伐に蔣介石の下に總司令部政治宣傳部長、支那に於けるプロレタリア文學の先驅且つ代表者とせられ左翼の雄。後賀龍等共產派軍人と共に汕頭に入り、賀龍軍敗る、や香港に逃れ蔣より逮捕令を發せられ日本に亡命。其後再び上海に歸へり創造社に據り左翼文學運動に盡瘁。一九三〇年蔣の左翼文學大彈壓に遇ひ又復日本に逃れ千葉縣に居住古代史の研究に没頭す。著書に『中國古代社會研究』『三個叛逆的女性』等の外新詩、小説、翻譯等。(四川省樂山縣、一八一)

L 之 部

廖 仲 愷 Liao Chung-kai

元國民黨共產派領袖、日本法政大學卒業、日本留學中より孫文に従ひ、國民革命運動に盡瘁。第一革命後廣東都督府總參議及財政司長。第二革命失

敗後孫文と共に日本に亡命し反袁世凱運動に奔走一九二〇年任廣東軍政府財政次長。一九二三年任廣東省長。任大元帥府秘書長。同年秋孫科一派との勢力争ひをさけて日本に赴き熱海に於て、ソグイェット・ロシア代表ヨッフエと會見、共產主義に傾き同年歸國後國民黨の共產化に努め、一九二四年國民黨第一次中央執行委員、同年廣東省長を経て廣東政府財政部長。軍需總監となり國民黨内共產派の領袖として活動せしが、一九二五年刺客の爲め暗殺さる。年四十九。(廣東省歸善縣、一八六一)

李 立 三 Li Li-san

中國共產黨駐露代表(元中國共產黨の指導者)湖南中學卒業後フランスに學ぶ。歸國後中國共產黨に入り、上海總工會委員長として五卅事件を指導し一躍其名を知らる。其後河南に入り次で武漢國民政府樹立後は其下に在りて湖北に於ける農

民運動を指導。一九二七年國共分離後南昌暴動に際し革命委員會委員、九江に於ける所謂八・七會議後直に湖南に入り自ら軍を率ゐて活躍、右傾派及トロツキー派を黨より逐ひて中央委員及政治局委員中央宣傳部長、江蘇省中央委員會委員長等に就任し黨の全權を握り事實上の首領と目さる。一九三〇年其指導の下に中央政治局をして『一縣又は數縣に於ける勝利の必要』を決議せしめ之に依りて共產軍長沙を占領するや長沙ソグイェットの首班に擧げらる。然し長沙は幾何もなく何健軍のため奪回せられ共產軍は大損害を被る。此失敗はコミンテルンの責罰をもたらし、所謂『李立三コース』の清算をせまられ同年末失脚、一九三一年駐露代表の一員として入露。(湖南省、一八六一)

李 大 鈞 Li Ta-chao

元中國共產黨領袖、陳獨秀と並び稱せられし共產黨の先達者、文學者。天津北洋法政學堂、早稻田

大學文科卒業。舊中國同盟會員。北平大學教授として社會運動史を講じ、傍圖書館主任、一九一八年春學生を會して、マルクス主義研究會を創設し、一九一五年五四學生運動後所謂新文化運動の指導者の一人。一九二〇年中國共產黨組織に當り之に加へ入。爾來北平に在り黨務を指導し北方の總帥たり。一九二二年國民黨に入り一九二三年京漢鐵道罷業後ロシアに赴く。一九二二年國民黨第一次中央執行委員、同年モスコに於ける第五回コミンテルン大會に参加。孫文死後北支に於ける國民黨及共產黨の指導者として活躍せるも一九二七年張作霖のソヴェット大使館手入れに際し逮捕され刑死。(河北省天津縣、一九二七)

M 之部

毛 澤東 Mao Tse-tung

中華ソヴェット共和國臨時政府中央執行會主席

同人民委員會主席。現中華ソヴェットの中心人物。農民問題の權威。長沙師範在學中已に共產主義に歸依し、マルクス主義研究會を起したりといふ。一九二〇年留佛苦學生として李立三と共に渡佛、經濟學を専攻、一年ならずで歸國。一九二一年黨一全大會には湖南代表として參加。國、共合作と共に國民黨に加入。國民黨第一次及第二次中央候補執行委員に擧げられ、武漢國民政府農民部長。農民運動の權威者として湖南農民間に大なる潛勢力あり。國、共分離後、瞿秋白、蘇兆徵等と九江に會し所謂八・七緊急會議後直に湖南に歸へり農民暴動を煽動し朱德と結んで紅軍第四軍を結成し政治委員に任ず。爾來極力紅軍の充實及びソヴェット區の擴大強化に努め一九三〇年長沙占領の際には革命軍事委員會主席として最高指揮に任じ、一九三一年瑞金に中華ソヴェット共和國臨時政府成るや現職に任ぜらる。(湖南省湘潭縣、一九三二)

P 之部

白 雲梯 Pai Yun-ti

國民黨中央執行委員會執行委員。北京蒙藏學校卒業、一九一八年廣東非常國會議員、一九二四年第一次國民黨中央執行委員、一九二八年國民黨中央政治會議委員、國民黨政府委員、國民政府蒙藏委員會委員、寧夏省政府委員となり、一九三一年現職。(内蒙古)

彭 德懷 Peng Te-huai

共產軍第三軍團主席兼第五軍長、中華ソヴェット共和國臨時政府中央執行委員黃埔陸軍官學校卒業、共產黨に入り、一九二八年紅軍第五軍を編成、其後湖南、湖北、江西省境方面を根據として勢力を扶植し、朱德の紅軍第四軍と連絡し武漢鐵路沿線に向ひて進攻し一九三〇年長沙を占領せる

も幾何もなく長沙を退却、爾來湖南、湖北兩省境方面に在り。

彭 湃 Peng Pai

支那に於ける最初のソヴェット政府樹立者、日本早稻田大學政治經濟科卒業。日本在留中より共產運動關係、歸國後廣東省海豐教育局長となり其地位を利用して共產主義の宣傳に努め秘密結社を組織せる爲め免職、國民政府、共產黨合體と共に一九二五年歸郷して海豐縣政を把持し中國共產黨青年團支部を組織し活動。後武漢に赴き農民運動に従事、一九二七年國共分裂後、共產黨の新方針に基き郷里にソヴェット政府組織を計畫し同年秋一時海豐縣を占領して工農革命政府を設立せるも幾何もなくして撃滅され、次で同年冬賀龍、葉挺の共產軍の援助を得て海豐及陸豐を占領し、支那最初のソヴェット政府たる海陸豐ソヴェット政府を樹立。一九二八年春國民政府軍の討伐に依